

第八十四回 参議院大蔵委員会 會議録第十一号

昭和五十三年四月六日(木曜日)
午前十時六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 嶋崎 均君
理事 藤田 正明君
細川 護熙君
塩田 啓典君
中村 利次君

委員

岩動 道行君
糸山英太郎君
梶木 又三君
河本嘉久蔵君
中西 一郎君
松垣徳太郎君
藤井 裕久君
宮田 輝君
龍山 篤君
矢田部 理君
吉田忠三郎君
鈴木 一弘君
渡辺 武君
市川 房枝君
野末 陳平君

國務大臣

大蔵大臣

村山 達雄君

政府委員

大蔵政務次官

井上 吉夫君

大蔵大臣官房審議官

福田 幸弘君

大蔵大臣官房審議官

海原 公輝君

大蔵省主計局次長

禿河 徹映君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君
大蔵省関税局長 戸塚 岩夫君
大蔵省銀行局長 徳田 博美君
大蔵省国際金融局長 且 弘昌君
国税庁間税部長 矢島錦一郎君
資源エネルギー庁次長 大永 勇作君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員

資源エネルギー庁長官官房国際資源課長 木下 博生君
資源エネルギー庁石油部計画課長 箕輪 哲君
資源エネルギー庁石油部流通課長 廣重 博一君
資源エネルギー庁石油部流通課長 渡辺 幸生君
運輸大臣官房海運課長 棚橋 泰君
運輸省海運局監督課長 江口 裕通君

参考人

石油開発公団理事 江口 裕通君

本日の会議に付した案件

○石油税法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

石油税法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る四日の委員会において聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○嶋山篤君 この石油税法案というのは、この前御説明をいただきましたが、この新しい税金の基本になつておりますのは実は別の法律ですね。言いかえてみれば例の石油開発公団、石油石炭特別会計の一部改正というものが前提になつて、そして財源をどうするかという意味でこの石油新税というものができたというふうに理解はします。本来、形式的なことを言えば、前提条件が総合的にあるいは専門的に議論をされて、後財源の立場からこの法律案が議論されるというのが当然ですけれども、現実には前者の法律案が出ていませんで、本来ならばそれを議論しなきゃなりませんけれども、やむを得ずこの場におきましてこの税金に関連をして石油の安定供給、あるいは備蓄という問題についても後ほど伺いをしたいというふうに思います。

さてそこで、新税の新設でありますが、五十三年度の税制に關します答申というものと、具体的に法律案として出てまいりましたのは多少の違いがあるというふうに思います。それは、新税の税調の答申というのは、率直に言えば課税対象とすのは原油だと、原油を対象にして新税の新設をする。当然これを創設する場合にはその他の諸問題についても十分に専門的に検討しなきゃならない、こういうものがついていたわけです。私どもの理解によれば、原油というものが課税の具体的な対象であつて、製品輸入の問題についてはいざしめ改めて研究した結果追加をされるのではないかとこのように思つていたわけですが、今度出された法案を見てみますと、製品輸入についても同様で、あるいは調整は当然いたしますけれどもも出てきたような感じがするわけですから、その税調の答申と具体的な法律案のかかり合ひについて、考え方をまず第一にお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) お手元に答申をお持ちかと思ひますが、答申の中では基本的な仕組みについて多数意見をまとめられまして、課税物件を原油、それから原油関税の一部の調整、それから税率を三・五ということまでが具体的に答申されておまして、その後のところで、ちよつと読ましていただきますと、「輸入石油製品、天然ガス等を石油税の課税に際していかに処理すべきかについては、この基本的な考え方を具体化する過程で政府において十分専門的な検討を加える必要がある。」というふうに述べられております。その「具体化する過程」と申しますのは、法案を国会に提案するその過程ということで御答申いただいたわけでありまして、輸入石油製品につきましましては、やはり国内で精製いたします場合とのバランスから考えますと、輸入石油製品についても、そこに含まれております原油分について負担を求めるといふことの方が適當であらうというところに關係省との間で合意をして、ただいまの法案に盛り込ましていただいております。

それから、天然ガス等の中にもLPGなどがあるわけですが、天然ガスについては、全体の考え方として、今後の石油対策を考え、またエネルギー政策を考へるときには、やはり石油以外のエネルギーに依存する度合いをなるべく大きくするとか、逆に申せば石油に対する依存度をなるべく縮めていくことが望ましいのではないかと。その意味では、天然ガスというものは今回の課税対象に入れないという考え方で御理解いただけるんじゃないかということに、これまた關係省との間に合意をいたしましたので、今回の法案では原則として原油を課税物件にする。国内精製か海外精製かということのバランスから言つて、輸入原油製品についてもその中に含まれる原油相当分については同じ程度の負担になるような課税を

考えたいということで御提案申し上げておるわけでございます。

○磯山篤君 国内の石油製品についても後ほどお伺いしますが、よくエネルギー問題あるいは石油問題で議論になるときに、石油の安定的な供給という言葉が常にまぐらにつくわけですね。この石油の安定的供給という場合に、石油と言えども含まれるわけですから、通常いままでは原油と言えどもが対象になってきたわけですね。どちらかと言え、製品輸入の問題につきましても副的な位置づけがなされてきた、そういうふうな理解をいたしますと、この答申についても、この答申の中で読み取れるのは、かなり時間をかけて、製品輸入についてもあるいは国内のこの種の製品の問題についても、あるいは前段にも出ておりましたけれども、価格への転嫁とかあるいは国内の各種の油に關係します税金とかあるいはいというものを考へてみれば、かなり時間を置いてもっと研究をしたらどうか、あるいは「十分専門的な検討を加える」というのは、ある意味では各種各層の意見というものが十分に聞いた上で追加提案をしるというふうには私どもは受けとめたわけですね。

しかるに今回の場合、ある意味で言うところの唐突にこの問題について出てきたような感じがしてならないわけですね。いやそうじゃないというふうには言われるかもしれませんが、これは国内の各種の製品についても、あるいは車関係の税金についてもかわり合ひがあるわけですね、単に均衡上とかあるいはこの際というだけではどうも説明が十分のようない感じがします。もう一度お伺いします。

○政府委員(大倉眞隆君) ちょっと舌足らずな点があったかと思いますが、輸入石油製品というのはかなり技術的な言葉でもございまして、大体は油とお考えいただければ結構かと思ひます。実際輸入の多いのは重油と、それから重油ほどじゃないかもしれませんが、ナフサがその典型例でござい

そこで、石油税を今回御提案のように原油で課税することになりますと、原油から出てまいります重油なりあるいはナフサなりというものは原油が負担した税がコストとして入ってまいっておるわけでございます。結局、その国内で精製されて消費者なり利用者の手に渡る重油なりナフサの中に石油税が入ってくるわけでございます。パランスと申し上げましたのは、それとパランス上、海外で原油からナフサを精製して輸入してまいりますときには、やはり国内で精製したというのと同じような負担をしておいてもらうというのが本来のたてまえとしては望ましいのではないかとという意味で申し上げたわけでございます。

それから、答申で「政府において十分専門的な」というふうな表現がとられておりますのは、当時の議論を私どもが拝聴しておりますと、その点はひとつエネルギー庁と主税局で十分議論をして法案をつくるまでに決めなさいという御議論であつたものでありますから、私どもの方としては、いざばく案直に法案をつくるまでにひとつおわれわれの間で勉強して決めようというところでございまして、具体的にでき上りました法案はもうろん閣議に早速お届けしてあるわけでございますが、答申の御趣旨から離れたものというふうには実は私どもは考へていないわけでございます。

それから、全体に唐突ではないかという点が御指摘、御質問の中にございました。確かに税制調査会に本件を具体的な検討課題としてお願いをしました時期は、中期答申が終わった後になっておりました。中期答申のときにはこの石油税という話が表に出ていなかったという意味で、世の中から見ても唐突な感じを持たれた方が多いであろうというところは私も感じております。ただ政府部内では、実はここ数年來こういうふうな考え方は検討対象になっておりました。ただ、私の個人的な立場からお答えいたしますと、やはり率直に申し上げてこの税は、後ほど御質問あると思いますが、本来性格上はコストとして石油製品価格に反映されるべきものでございまして、また石油製品と

いうのは非常に広い範囲に使われますので、やはりよいほいい時期を選びませんと物価に対する影響というものがかなり問題になり得るということ、従来なかなか具体的に政府の税制調査会にお願ひするタイミングをつかみかねておつたわけでございますが、昨秋以降、幸か不幸か円相場が大幅に動きまして、いまの時期に導入を考えるとこういうことであるならば、物価なり景気に対する影響というものを心配しないで済むという状況になつておる。その意味で五十三年度として、一方で景気対策に全力を尽くしながら他方ではしかし景気対策と矛盾しない範囲でできるだけの増収を図りたいという二者矛盾する要請を抱え込んだ財政運営としては、やはりこの時期にこの問題をぜひ検討していただきたいということで税制調査会に持ち込みましたものでありますから、税制調査会で御議論いただいたタイミングとしては唐突の感を免れないという点はおっしゃるとおりだと思います。

○磯山篤君 その次ですが、原油というのは品物をはつきりしてありますね。それから輸入製品というのは、この資料に書いてありますように「ナフサ、ジェット燃料、軽油、灯油、重油、グリース、パラフィンあるいはアスファルト、硫黄、コークス、LPガス、一応理屈の上では目に私どもが映ります品物としてはこんな程度に理解をしておりますが、その点は間違いないでしようか。

○政府委員(大倉眞隆君) 結論的に申し上げますと、輸入石油製品というものを具体的に法律では確定しなくてはならないわけでございます。お手元の法案にございまして、「石油製品を石油及び歴第二七・一〇号に掲げる」石油製品で石油及び歴青油というものに該当するもの、それをさらに分けて申し上げれば、揮発油、灯油、軽油、重油、

粗油、潤滑油、その他石油及び歴青油に該当するその他のもの。二番目には、石油、歴青油の調製品ということで関税定率法に掲げられておりますグリンス、それと調製品に該当するその他のものということになっておまして、LPGは入っておりません。それからいわゆるペトロケミ製品輸入石油製品と申しますと、そのところから石油化学製品が入るのではないかとはいふにどうも受け取れることがまゝありましたので、非常に技術的にどうも石油製品という言葉が、非常にしくて、石油化学製品は入っておりません。大体油とお考えいただければ結構でございます。

○磯山篤君 さてそこで、これにもありますように「引取価格に所定の調整を加えた金額」とするということ、この参考資料の二ページと三ページにわたつて、調整というものの対象はおおむねこの二つだといふふうに指摘をしておりますね。前段は前回決めた関税の問題ですね。それから後者につきましては、いまも私指摘をいたしましたけれども、いろんな製品があるわけですが、その製品全部を課税対象にするアンバランスだといふことで抜き取つて計算しておる。その抜き取りについて一例がここに書いてありますけれども、これはすべての製品について標準的な抜き取りの検査といひますか、手法書といひますか基準書といひますか、そういうものはすでに明らかにされておるのですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 調査室でつくられた資料に「例えば」ということで例示がしてございます。これは先ほど申し上げました揮発油あるいは軽油というふうな項目別に政令で決めてまいることを予定いたしております。各項目ごとに、たとえば揮発油でここに書いてある四割相当が付加価値分とすれば六割が原油価格分というふうには決める場合には、輸入価格に六割を付けたものに三・五を掛けていくというのを規定する予定でございますが、それがその六割が適当であるのか、重油の場合には何割であるのかということ、やはり基本的な考え方としましては、国内の

○政府委員(大倉寅隆君) これはお手元の答申の冒頭の部分にも触れられておりますが、現在わが国の石油製品に対する課税が、いままありますガソリン税でございますとかあるいは航空機燃料税でございますとか、石油ガス税でございますとか、そういうものでやりますと全石油製品の大体二割程度になっております。その使途がまたそれぞれ特定されております。今回の考え方は、それぞれその経緯を背負って使途が特定され、かつ一部分々々のみ課税されているという現状を踏まえた上で、今後の石油対策にかかわる財政需要を考えまして、それを原油あるいは原油から出てくる石油割

○穂山篤君 さて三・五%、品物によっては調整して実質三%ということになると思うのですが、このお金、千五百何億かの金は石油勘定に入れるわけですね、全額石油勘定に入れる。これは公開

ちようどその關係は、揮発油税が道路の特定財源であると言われることの關係と全く同じ形でございます。揮発油税というのは、普通税として期限のないパーマナントな税制として持たしていただいております。ただ、道路整備に巨額の財源が必要であるということで、道路整備緊急措置法で

○**磯山篤君** 石油税そのものについてもう一つお伺いしておきますと、これはいまのところ三・五

、薄く広くということなんですけれども、この石油税というのは、後ほど問題にいたしますが公団法の改正あるいは具体的な事業内容によって、据え置かれるかあるいは税率が高くなるか、いろんな方法があると思うんですが、現状から考えてみまして、この石油税だけを対象にして考えてみた場合、その他を総合しないでです、みた場合に、この税率を将来に向かって据え置きたいということになるのか、あるいは備蓄計画その他増強計画が逐次ふえていくので税率を上げなきゃならぬのかというふうなこともすでに計算はされていっていると思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) 将来にわたって石油対策にどれくらい資金を必要とするか、またその中で政府が分担すべき資金量は幾らかということ、これは、石油委員御承知のように、総合エネルギー調査会の資金分科会で時間をかけて研究がなされておると私も承知しておりますが、まだはつきりとした結論は出ておりません。まだ小委員会段階であるように聞いております。しかしある時期にその全体像が、政府としてこうしようかという結論は求められておると思うんですが、その時点で改めて考えてみなくてはならないという要素はあるかもしれません。しかし同時に、それだけの資金需要があるからといって、それを全部石油税負担で賄うという考え方をとって、果たして石油税の負担水準として大き過ぎることにならないかということもまた十分考えてみなくてはならないかと思ひます。したがって、それはその時点におきまして全体的な財政事情を考慮して、一般財源投入の余力があるかないかという点も含めて、また一部は借入金で賄うことも妥当な性格の資金があるかというふうなことも含めまして考えてみなくてはならない。いまの段階で、将来石油対策のための財政需要がふえればそれは全部石油税で賄いたいと思ひますというのを申し上げる用意は実はございません。

○磯山篤君 途中ですけれども、最近国会の中でも世間でも大變議論になっておりますのは、電力

業界にしましても石油業界にしても、去年から見ましてかなり円高の差益がたぐさん出ています。去年の第一次補正予算のときに、円の相場が二百六十七円というふうな当委員会でも発表されたわけですが、幸か不幸かわかりませんが、現実には二百二十円が切れている。この法律が可決されて施行される間も、すでに買ったものについては関係ないわけですが、そういう意味でいきますと差益というものはかなり多いのではないかと。世間ではそれを還元しろ、あるいは政府も還元したらどうかというふうな意見を言う人も中には見受けられるわけですが、電力とそれから石油、この二つの業界で今日まで扱っております輸入量、輸入金額から考えてみましてどのくらいの差益が現実にあるのか、さらに政府と電力業界なりあるいは石油業界との間に、差益について十分国民が納得するような使い方について当然話し合ひがされてい、あるいは指導もされていっていると思ひますが、その点はいかがでしょう。

○政府委員(大永勇作君) 為替差益の問題でございますが、これは経理のいわゆる専門的な意味におきまして為替差益と申しますのは、契約時とそれから決済時のレートの差でございますから多少意味が違ひますが、五十一年度と比べて五十一年度におきまして為替レートが、円が上がつたというに伴ひます利益というものをいま仮に為替差益と呼ぶことで呼んでみた場合にどうかという御質問であるかと存じますが、まず石油につきましては、為替レートが一円高くなりますとキロリッター当たり八十六円コストが低下するということになります。五十二年度の為替レートでございますが、上期は平均がこれはもう実績が出ております二百七十二円でございます。それから下期をどう見るかということでございますが、これを仮に二百四十——ちょっと厳密な数字がございせんが、二百四十数円ということに考えられますが、それを平均いたしまして五十二年度中の為替相場を二百五十九円ということに計算いたしますと、五十二年全体で七千八百億円

のメリットが出たということになります。それに対してコストアップ要因といたしましては、五十二年の一月と七月に原油の価格が合計一割上っております。これによりましてコストのアップが五千三百億でございます。それにさらに備蓄関係の経費あるいはコンビナート法の実施によりまして防災関係の経費、これがコストアップ要因といたしまして約千九百億と見込まれるわけでございます。これを足しますとコストアップ要因は七千二百億というところになりまして、六百億円のメリットがさらに残るわけでございますが、ただ下期におきまして十一月に約千円、一—三月に二千円程度のいわゆる製品価格の下落がございします。こういうものを総合的に判断いたしますと、五十二年度において石油業界のふところの中に残った差益というのはほとんどない、したがって、これは会社によって著しくでございがあるわけでございますが、五十二年度を通じての石油企業全体の経常損益というのは五十一年度と大差はないのではないかとこのように考えております。しかし五十三年度におきましても、現在の為替レートが続きますればもちろんこれはまた差益が出るわけでございますが、それにつきましては、適正な価格形成が行われるように今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えるわけでございます。

それから、電力会社の為替差益でございますが、数字的な点につきまして申し上げますと、先ほどのような為替レート上期二百七十二円、下期が二百四十数円、これでは二百四十五円と出ておりますが、そういう前提で計算いたしますと、五十二年全体を通じて千三百七十五億円の為替差益があったということになっております。それに対して、石油価格の値上げの影響額というのが三百六十九億円でございします。差し引きをいたしまして約一千億円の為替差益が出ておるといふことに相なります。これを仮にキロワットアワー当たり幾らかということに直しますと、キロワットアワー当たり二十五銭、一カ月の使用量が

百二十キロワットアワーの家庭につきましては月に三十円程度という形になるわけでございます。この差益をどうするかという問題でございますが、今後におきます方向を考えて見ますと、いま申し上げましたような円高による差益は発生いたしておりますが、今後とも設備投資の増加に伴います資本費あるいは人件費、修繕費といったような諸経費の増加によりまして総コストはさらに増高するといふことが考えられるわけでございます。また六月におきますOPECの原油価格の動向も予断を許さないといふふうに考えるわけでございます。こういう点を考えますと、この為替差益につきましては、そういった今後におきますコストの増高にもかかわらず、料金をなるべく長期に安定的に維持するといふ形で還元していくことが適當ではないかというふうに考えておりました。具体的には先般九電力に対しまして大臣から指導したところでございしますが、今後少なくとも一年間は現行料金を据え置くと、五十三年度中もございしますが、さらに、その後におきましてもできる限り長期に現行料金の据え置きを図る。さらに為替差益につきましては、これを不当に社外流出するといふふうなことをいたしませんで、料金安定化にのみ使うよう各事業者を十分指導監督するといふ方針でまいりたいと存じている次第でございます。

○磯山篤君 平均二百五十九円という計算ですけれども、世間に発表するときにはこういう平均で物を言うよりしうがないと思ひますけれども、現実には円の上がり方がもう極端に言えば一日一円の勢いで上がっているといふことであります。それから輸入の量の推移を見ても、円高をねらったと言えは語弊がありますが、多少、輸送の計画もありまして、後期の方が少し多いような感じがするわけです。そうしますと、単純に二百五十九円でこれだけの差益しかありませんといふふうに言うのは、世間を納得させるには少し問題があるんじゃないかということをまず指摘をしておかなければならない。

それと同時に、よく差益差益と言うけれども、引き取り価格の違いを一般的には言っておりましかれども、商人から見れば現実にドルや円で組みかえをして支払う場合には四カ月もかかるわけですから、その間に円が上がるという。それだけ企業の努力と言うことができるかどうか知りませんが、その分だけはまた取引価格の差にプラスアルファをされて差益として残っているわけですね。そうしますと、いま説明のありました金額というものは、私は細かい資料を持っておりませんけれども、世間の人の気持ちから言ってみてもうもびつたりした数字ではないような気がするわけですね。いまおっしゃられました数字というのは、私が申し上げました原油の代金の支払いのドルを銀行から借りて円での返済というふうなときを全部含めての数字になるのかどうか、その点いかがですか。

○政府委員(大永勇作君) これは先ほどちよつと舌足らずであつたかと存じますが、いわゆる会計制度上為替差益と呼ばれているもの、すなわち、いま先生御指摘になりました契約のときから実際にそれが輸入されまして、通常ユーザンズと言ひまして金融がついておりますが、最終的に決済されるまでの期間の利益を経理上為替差益というふうと呼んでおりますが、その為替差益のほかに、昨年度と比べて円が上つたことに伴ひますし、上つた利益、これを全部合算したものを先ほど申し上げました為替差益と仮に呼びまして御説明申し上げたような次第でございます。

○磯山篤君 石油税のことにつきまして、また改めてもう少し備蓄その他のことが議論が進みましたならばお伺いをしたいというふうに思ひます。

前段私申し上げましたように、この財源というのは石油勘定に入る、したがって石油税法の基本になっております公団法なりあるいは備蓄法なり石油勘定なり、そういうものをまず洗う必要があるだろうというふうに思ひます。

一昨日、五十三年度から五十七年度までの石油

の供給計画をいただきました。この石油の供給計画の策定というのは、その前提条件にエネルギー全体の問題が据えつけられておつて、まあ部門として石油ということになつたのだらうというふうに思ひます。そこで過去の資料で見ますと、昭和五十年に総合エネルギー対策閣僚会議が長期的なものを発表されました。その後の情勢の変化を踏まえまして昨年手直しといひますか改定が行われた。それを踏まえてこの石油の供給計画というものが策定をされたわけですね、一応これで数字的には、どういふふうな考え方でも五十七年度までのおおむねの伸びの推移というものが決められたかというところは数字の上ではよくわかりませんが、総合的に言へば、これから石油の輸入について相当制約を受けるというふうな前提条件を置くならば、石油の備蓄ということもあるだろうし、それから国内外におきまます探鉱開発の問題もあるだろうし、それからいわゆる省エネルギーの問題もありまますし、代替のエネルギーの問題もあるというふうな思ひます。五十年の策定をされたときと最近の状況ではずいぶん状況が変化をしてきたわけですが、いま申し上げましたような四つか五つの部門について五十年の策定をした当時と比べて、昨年改定した考え方ですね、基本と云うのは、これが特徴点であるのか、まず総合的な意味でお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(大永勇作君) いま御指摘のように、五十年の八月に総合エネルギー調査会でもちましてエネルギーの供給計画をはじきまして、さらに五十二年の八月に暫定見通しを出したわけですね、エネルギーの供給見通しを出したわけですね、その間にあります一つの差異は経済の成長率についてでございます。五十年の八月におきましては、昭和五十年から昭和六十年までの経済成長率につきましては六・六%ということであつたわけですね、それに對しまして昨年の八月の暫定見通しにおきましては、この経済成長率につきましては六%強ということでございます。五十年に比べてますと若干の成長率の引き下

げといひますか、成長率の減少を前提としております。

それから個々のエネルギーにつきましては、たとへば原子力につきましては五十年におきましては四千九百万キロワットが昭和六十年においてで上がるであらうということでございます。その後の発電計画のおくれによりまして、昨年の見通しにおきましてはこれを三千三百万キロワットというふうに修正をいたしております。

それから、石油につきましてはそういう前提ではじきました場合に、五十年の見通しにおきましては四億八千万キロワットということで見込んでおつたわけでありまます、昨年のケースにおきましてはこれを四億三千二百万キロワットということでは若干下方修正をいたしております。

なお、省エネルギーにつきましては五十年におきましてもそれから昨年の見通しにおきましても、省エネルギーの絶対の量といたしましては石油換算で八千万キロワットのエネルギーの消費の節減といふことで動かないわけでございますが、全体のエネルギーの需要が五十一年度の見通しの方が減つたことに伴ひまして、省エネルギーの率としては前回に比べて若干高い省エネルギー率、具体的には一〇・八%の省エネルギー率を見込んでおるといふところが主な相違点でございます。

○磯山篤君 詳しいことはまた別途お伺ひをいたしますが、全体的に節約を強化をする、省エネルギーの部分を積極的に進めていってその他の部分については下方修正する、当然そういうことになるだらうと思ひますが、ただこれからのエネルギー全体のことを考えてみた場合に、代替エネルギーあるいは省エネルギーについての物の考え方が私は少し問題ではないかというふうに思ひます。きょうはそういう面についての審議が中心的な審議の対象じゃありませんからそのことを詳しく申し上げる必要はないと思ひますが、たとえば一例ですけれども、この資料にもありますけれども、産業用にとのくらしいエネルギーが使われているか、あるいは民生用にとのくらしい、消費と生産との関係の物流の部分についてのくらしい、全部ウエートが出ています。しかしそういう部門について、私は野放しとは言ひませんけれども、省エネルギーを積極的に進めていくという立場から言へば、一例ですけれども交通機関を一つとってみまして、電力と石油、揮発油のウエートを考へてみた場合に、そのまま野放しにしておいて、そして燃料が足りないから輸入をするというのは余りに非常識ではないかというふうに思ひます。省エネルギーの立場から言へば、鉄道が消費するエネルギーの割合を一にすれば、たとへばトラックとあるいはマイカーだとか、そういうもののウエートというのは約十倍を超えるわけですね。そういうものをそのままにしておいて、いや燃料が足りない、ガソリンが足りないというふうに騒ぐのは私は少し政策あるいは行政の面から言へば問題がある、十分な手を打っていないというふうに思ひます。

そういうことについて、これはなかなかむづかしい話でしようけれども、政策の上で誘導をしていって燃料の消費をできるべきではないかというふうな知恵があつてしかるべきではないかというふうな思ひます。この割合を見ますと、たとへば交通運輸、物流の分野で言へば十何%、一三%ぐらいですか、そのくらしいウエートを占めていられるわけですね。そうしますと非常に重要な部分だと思ひます。ですから少なくともエネルギーの問題を議論する場合に、そういうふうな政策指導が行われておかつ油が、ガソリンが足りないんだと、国民は協力してくれというふうな話になるならば、これは協力の方法もいろいろあると思ひますけれども、道楽息子と言つては語弊がありまますけれども、そういうものについてそのまま野放しにしておいて需要と供給の計画をつくることについては、私は政策担当者としては少し問題ではないか。特にこれからのことを考へてみれば、そういう部分についてもっと積極的な政策

指導、行政指導というものがこの際必要じゃないか。資源有限ということをしよつちゅうわれわれ耳に聞くわけですが、その資源有限であることはわかるけれども、中身で知恵を余り働かしていないというふうに考えるわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(大永勇作君) 五十年の実績で申しまして、エネルギー需要全体の中での比率を見てまいりますと、産業用がいろいろな数字がありまして約五三%、輸送用が一三・五%、それから民生用が一八・九%、その他が一四・七%ということになっております。輸送用は一三・五%を占めておるわけでございます。この比率自体は、諸外国と比べますと、日本の場合には国土が狭いというふうなこともございまして、比較的には小さい方であるかと思ひます。ただ輸送の内容的な面になりますと、いわゆる人的輸送、人の輸送の面におきましては、鉄道の発達によりましてこれはかなり省エネルギー型ということになっておると思ひますが、貨物輸送の面につきましては、確かに先生御指摘のように鉄道輸送のウェイトがだんだん減りまして、貨物輸送特に長距離貨物輸送のウェイトが上がつてくる傾向にあるわけでございます。これにつきましては、エネルギー担当者であるわれわれといたしましては、先生御指摘のように、トラック輸送と鉄道輸送では、エネルギーの消費量というの是一对五とか一对六とかというふうなことでございますので、鉄道輸送の増加が望ましいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、この輸送体系の問題と申しますのは、われわれも先ほどのエネルギー需給見通しをつくるに当たりましたいろいろな国鉄の方々等とも意見を交換したわけでございますが、なかなかエネルギー問題だけで律し切れない複雑多岐な問題がございますので、今後政府全体において長期的な問題として御検討いただくことが望ましいというふうなわれわれといたしましても考えておるような次第でございます。

○磯山篤君 これはまた別に商工その他で十分議論をいたさなければならぬ私は問題ではないかというふうに思ひます。

さてそこで、開発公団法の改正、法律案の十九条八号というものが新設され、あるいは十九条の二項というものが新たに加わる、あるいは補助金というものが今度新しく出てきたわけですが、それを十分に議論するためにもいままでの問題について少しお伺いしておきたいと思ひますが、現実にはいま備蓄法というものがあつて、昭和五十四年度末で九十九日の備蓄をしないといふふうに義務づけられてゐる。もちろんこれは民間が行つてゐるものでありますけれども、この九十九日間備蓄といふものと、それから今回政府自身がといふことが、国自身が備蓄をしようといふので新しい法律が出てきたと思ひます。その九十九日間備蓄といふのは今回の百日備蓄といふのは経済的な尺度から出てきた数字であるのか、少しいやらしい言い方かもしれませんが、政治的な戦略的なポリシームとしての九十九日あるいは百日備蓄ということになるのか、この点は少しいやな質問で恐縮ですが、けれども、これからの問題がありましからお伺いします。

○政府委員(大永勇作君) 純粹に経済的な立場からいたしますと、いわゆるランニングストックということになるわけでございますが、石油の場合にランニングストックといたしましては四十五日程度あればいいであらうというふうに言われておるわけでございます。したがって、そういう意味からいいますと、四十五日を超える部分といふのは万一の供給中断に備へてのいわゆる備蓄といふことになるわけでございます。

それで現在、いま御指摘のように、わが国におきましては、民間ベースで五十四年度末九十九日備蓄といふことを目標にいたしまして備蓄を圖つております上に、今回石油公団法の改正によりまして、公団自身が約一千万キロリッターの備蓄を行う。これは日数に直しまして約十日分でございます。したがって、民間備蓄の九十九日分と合わ

せまして百日分の備蓄を行うということになるわけでございますが、ただ、この数字につきましては現在ヨーロッパ諸国、大抵、イギリスの場合には北海の油田を当てておりまして、すぐそばに油が出るようになったものでございまして、若千、百日を備蓄日数切つておりますが、そのほかのドイツでございましてフランスでございまして、とか、いずれをとりましても百日を超える備蓄を行つておるわけでございます。そういう観点からいたしますと、IEAという国際エネルギー機関という機構がございまして、そこにおきましても日本はもつと備蓄に努力すべきであるといふことがかねてから言われておるわけでございます。そういう観点からいたしまして、われわれといたしましては、公団による備蓄を加へまして百日程度の備蓄の確保といふことはぜひ必要であらうというふうに考えておる次第でございます。

○磯山篤君 そうしますと、九十九日分というのは経済的なベースでなくて、もう少し視野を広げた意味の備蓄だと、世間体の言葉をかりるならば、アメリカやECやその他に対抗する国力の比重として九十九日ぐらゐ持つてないと対等な話し合ひができないというふうに考えざるを得ない。なお、いまお話のありましたように、百日以上超えて百二十日ぐらゐの備蓄をしたかどうかという資料も説きが必要かどうかといふことを考えるわけですが、

といひますのは、石油の備蓄についてはざつとばらんに申し上げて、一たん事があつたときに最低四十五日、倍あれば大体賄えるだろうという計算をする。ところが、もう一方の一番大切な食糧資源についてはそういう考え方が国会の中でも余り議論をされてないですね。これはどういふわけで、石油といふエネルギーの問題については四十五日とか九十九日とか百日といふ具体的な目標を与えながら、もつと一番必要な食糧の問題については全然そういう政治的な目標というものが国民の前に明示されてない。これはきよら農林大臣が、まあ私お呼びしてありませんけれども、そ

ういふような政策的に少し片手落ちの面があるんじゃないかといふことを心配をするわけです。それと同時に、逆に言えば、資源有限といふことは何も石油だけでなく、食糧もあるはずなんだけれども、石油だけに固執をするのかといふ新しい疑問が現実にあるわけですね。そのことについてお答えをいただけますか。

○政府委員(大永勇作君) 農林物資につきましては十分承知いたしておらないわけでございますが、ただ石油と申しますのは、前回のいわゆるオイルショックのときの経験に徴しましても、よく御承知のとおり、一種の政治的な形での供給中断というのの可能性が非常に考えられる特殊な戦略的ないわゆる商品でございまして、そういう観点からいたしまして、われわれといたしましては備蓄を固める必要がある。しかも石油といふものは、その使途をばらばらにいたしますと、たとえば民生、それから農業も含めまして、それぞれ非常に深いつながりを持っております。これが供給不足という事態になりますと社会的な混乱をも招きかねない要素を非常に多く含んでおるといふことがございまして、まあ食糧につきましても、その後者の意味におきましては似たような状況であらうかと存じます。前者のいわゆるその政治的な形での供給中断があるかないかといふような点につきましては、石油はとりわけすぐれた戦略的な商品であるといふことは言えるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○磯山篤君 わかりました。

さてそれで、今度国が法律をあらえて改正してまでもほぼ十日分上乗せをして、全体としては百日分の備蓄をする。この百日分の備蓄といふのが日本の備蓄の計画といふのはおおむね完了するといふ計算でいいんですか。

○政府委員(大永勇作君) たとえば、国の備蓄につきましては一千万キロリッターだけではなく、もつとやるべきではないかといふような声もございまして。ただし、現在のところは目標を一千万キロリッターということに定めております。

で、それ以上の計画は現段階では持つていないわけでございますけれども、今後の国際情勢等々を十分に踏まえまして考えていくべきものであらうかというふうに考えております。

民間ベースの備蓄につきましては、これはコストとの関係もございますが、九十日を維持すること自体が民間にとつてはやはり相当な問題でございますので、これにつきましては民間ベースでの九十日備蓄の追加ということは現段階では考えておらないと、こういう状況でございます。

○磯山篤君 さてそこで、九十日分いま民間で備蓄をされているわけですが、これは五十四年度末までに備蓄をしないという法律義務ですか、が課せられているわけですが、それに対する財政的な措置ですね。まあ大さっぱで結構ですけども、石油勘定からの程度、いままでもうして、五十四年度末にこのくらい。それから民間が直接手をおろします設備資金あるいはその他含めてどのくらいという点はいかがでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 民間ベースの九十日備蓄に対しては、予算的な問題といたしましては、一つは共同備蓄会社というのがございます。これは石油会社が共同で備蓄会社をつくります際に、それに対して石油会社が出資をするというものでございます。

それからもう一つは、石油備蓄の増強につきましては利子補給というのがございます。備蓄用の油につきましてその金利負担を軽減するための利子補給というのがあるわけでございます。これは利子補給額は従来四・五%であったわけでございますが、五十三年度からは五%にいたしたいというところでございます。

それから民間備蓄のケースでございますが、民間備蓄のケースといたしましては、いま申し上げました共同備蓄会社に対する出資関係とそれから利子補給の関係が、いわゆる石油特別会計からの支出項目でございます。五十三年度につきましてはこの出資金関係が百九十三億円、それから石油備蓄増強対策補給金が百四十億円というところに

なっております。

なおそのほかに、五十三年度からはいわゆる石油貯蔵施設、タンクをつくりましたときの立地対策交付金ということで、石油タンクのできました公共団体に對しまして、公共施設整備等のための交付金を交付するという制度が新しく五十三年度予算で認められたわけでございます。この関係が約百五十四億円、これは民間備蓄と政府備蓄共通のものでございます。

○磯山篤君 いまおっしゃられておりますように、合同の備蓄会社というものが一つはあります。それから一般の民間の石油会社が備蓄をしてい。その両方で現実に来年の三月末までにいわゆる九十日分というものがきちんと保証されるかどうか、この見通しはいかがですか。

○政府委員(大永勇作君) 備蓄日数につきましては、計画的に逐次その増加を図るということで、毎年五日ずつふやしております。具体的に申し上げますと、去年の三月末、これが目標が八十日と、それから来年の三月末が八十五日と、それから五十四年度の末が九十日ということで、ここであらう九十日が達成されるという形になっておるわけでございます。

それで、具体的には去年の三月の備蓄日数につきましては、まだ最終的な報告はできておりませんが、おおむね八十日を若干上回る程度になっておるうかと思っております。備蓄日数の達成につきましては、従来のところ順調といえますが、きちんと行われている。今後ともいま申し上げましたような予算の交付等を通じて積極的な指導をいたしまして、九十日達成に遺憾なきを期したいというふうに考えておるわけでございます。

○磯山篤君 国が約一千万キロリッター、十分分、民間が九十日分、合計百十分というのを目標にする。これはいままでの経緯からするとこういうふうな段階取りになってきたんだろうというふうに思いますが、これはごく近い将来の問題を含めてお伺いするんですが、一応法律義務で民間に九十日分の備蓄を与えておりますけれども、石油の

安定的な供給という立場から言えば、これは改正の公団が、新しい公団が将来その部分の半分を受け持つとか、あるいは全部国の計画で百十分を備蓄するといふふうなことを考えられて、とりあえず十分の国家備蓄といふことを考えたのか。それとも全く無関係に、民間は常に九十で、まあ九十が限度いっぱいだろうと、それ以上は国家備蓄にするという構想のもとに出てきた話であるのか、これ非常に大切な問題ですから、もし十分に閣内で統一されておればその見解を承りたいというふうに思います。

○政府委員(大永勇作君) 九十日備蓄につきましてはこれは民間で実施をしていただく。九十日を超えるものにつきましては、民間の負担の限界等がございますので、これは公団による直接の備蓄を行う、こういう考え方でできておるものでございます。

○磯山篤君 そうすると、突発的なことがない限り九十日というのは民間のベースでやって、それ以外は国家備蓄だ。これが百十になるか百三十になるかわかりませんが、それは国家備蓄だと、そのことは変えないということではないですか。

○政府委員(大永勇作君) 現在それを変えないという考え方は持っております。

○磯山篤君 それでは今度、具体的なこの公団法の改正の中の石油の備蓄ということについてお伺いします。

あらかじめのお話によりますと、昭和五十七年までの間に計画的に一千萬キロリッター、約十分の備蓄を行う。しかしそう簡単に施設設備ができるわけではないので、それを前提にして当面タンカー備蓄をやるのだというふうにお伺いしているわけですが、もう少しその具体的な構想がおりと思ひますので、お話を承りたいと思ひます。

○政府委員(大永勇作君) 一千万キロリッターの石油の備蓄をやるためには、タンクの容量といたしましてはこれはもう一〇〇%満タンにするわけ

にはまいりませんので、若干の余裕が必要でございます。千二百五十萬キロリッター程度のタンクの建設を図る必要があるかと思ひます。これを実施いたしますには、少なくとも三カ所以上程度の全国への国家備蓄の基地が必要ではなからうかと、これは現在そういう形で考えておるわけでございます。ただ、この陸上恒久タンクの建設につきましては、これは二、三年の時間がかかるわけでございますので、その間のつなぎというところで出てまいりましたのがタンカー備蓄でございます。これは現在運輸省それから水産庁、この辺とタンカー備蓄推進のための合同委員会を設置して具体的なやり方を検討しておるわけでございますが、五十三年度中に約五百万キロリッターのタンカー備蓄を実施するというところで計画を検討し、かつ予算措置を講じておるような次第でございます。

○磯山篤君 とりあえずタンカー備蓄をするのだと、このタンカー備蓄については、新聞にはいろいろ出ておりますけれども、保税地域でタンカー備蓄をするというふうな計画はないと思ひますけれども、その点いかがですか。産油国周辺で外国のタンカーあるいは日本のタンカーを係留して、そこに備蓄をしておくというふうなことはないですか。

○政府委員(大永勇作君) これは現在、先ほどの合同委員会が検討いたしておりますのは、いわゆる国内におきます泊地をどういうふうにして選定するかというのを検討しておるわけでございます。海外においては備蓄をするという考え方もあります。海外での備蓄をやります際には、一旦緊急のときにそこへ備蓄した油を日本にちゃんと持つてこれるという相手国政府の保証がない限りは、これは備蓄の趣旨に合いませんので不適当である、こういうふうな考えておるわけでございます。

○磯山篤君 そうしますと、大さっぱに替って国内、日本周辺沿岸に大型タンカーを何ばい捉えつ

けるかわかりませんが、係留をする。当然この地域に係留するかという泊地の問題が出てくるだろうと思います。必要によれば漁業補償の問題も出てくるだろうし、安全の問題も出てくるだろうし、いろいろの問題が想定をされると思いますけれども、しかしこれは国民の合意を得てタンカー備蓄というものがやはり行われなければならないと思うわけですね。具体的にそういうことについて泊地その他の具体的な計画というものをお持ちですか。あるいはそれをもとにして地方公共団体などともすでに折衝の段階に入っているのかどうか。

私の聞いている話では、それほど具体化していない、これから本格的に具体化するんだというふうにお伺いしているわけですが、そういうことになりますと、後ほど具体的な予算案の中でお伺いしますが、財政的な裏づけとかかわり合いというものがどうなっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(大永勇作君) 泊地につきましては、現在財団法人日本タンカー石油備蓄協会というものを去る二月十日に設立をいたしまして、ここで検討していただいておりますわけですが、現在数カ地点につきましてその候補を挙げまして、その可能性の調査等を行っていただいております段階でございます。

○磯山篤君 総トンドのくらのタンカーを想定されるのかわかりませんが、かなりの隻数になるわけですね。そうしますと、財政的にはかなり大きな規模を担保しなければならぬということになるわけですが、この「石油税法案」という資料の何ページですか、十ページのところに、具体的にはそれはどういうふうな石油勘定のことであらわしているのですか。

○政府委員(大永勇作君) タンカー備蓄の関係につきましては、公団備蓄事業出資金という形で二百九十九億円が計上されておまして、これがタンカーの用船料等に充てられる。それから、油代につきましては財投でもって千二百億円が計上さ

れておる、こういう形でございます。失礼いたしました。多少訂正がございますので、計画課長から御説明申し上げます。

○説明員(箕輪哲君) 大変失礼いたしました。ただいま次長が申し上げました公団出資金の方は陸上の恒久タンクの方の出資金でございます。お尋ねのタンカー備蓄事業費の方につきましては、用船料とかあるいは保険料というふうなものを含めまして百八十億円予算に計上していただいております。そのほかに原油の購入代金は、これは借りた金でもって賄う予定でしておりますので、その利子補給金が六十八億円計上してございます。そのほかに財投といたしまして、いま申し上げましたように、五百万キロリットル原油相当の金額といたしまして千二百億円が計上されているというところでございます。

○磯山篤君 私がいたしております資料といたしましては、食糧に違ひがあるわけで、後で少し整理をさせていただきますというふうな思いです。なぜ私がそのことをお尋ねをしたかと言いますと、この九ページによりますと、五十二年度の予算額というのが石油勘定で総額六百八十一億、これは関税収入がほとんど対象になってこれだけの規模になっているわけですね。五十三年度の予算案というのは、関税収入が少し下がりました。それに今度の三、三・五%を加えた新しい財源をもつて五十三年度の予算がこれに組まれているわけですね、と私はこういうふうな理解をしたわけですが、まあ簡単にこの数字を見ますと、石油の探鉱開発については前年度四百七十億で今年度四百八十億、これはかなり大差がない。ところが、備蓄増強については前年度二百四億で今年度千五百億、これがいわゆる備蓄関係の費用になっているわけですね。それから、その他につきましても多少、七億が百二十七億、百億ぐらいふえているわけですが、このふえた金のほとんどというのはコンビナートの対策補助費になっているわけですね。ですから、今回の千六百五十七億円、全体のボリュームを見ますと、石油の備蓄増強の

ところがふくらんでいるわけです。まあ法律案の改正に伴ってそういうことになったのは当然だと思っておりますが、いまのお話でいきますと、五十三年度中に、言いかえてみれば今年度中ですよ、来年三月三十一日までの間に五百万キロリットルの備蓄をしなければならぬけれども、土地も建物もタンクもない。そこで、大型タンカーを係留して入れる、これもこれから相談をする。ということになりますと、現実の問題として五百万キロリットルがすべてタンカーに積載をされて沿岸で係留をされるということは非常に無理だというふうに私は思うわけですが、困難だと。困難だということも承知しながら、言いかえてみれば、繰り越しを承知しながら最初からこの案がつくられているんじゃないかという懸念を持つわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(大永勇作君) タンカー備蓄につきましては、一つは泊地の選定の問題でございまして、一つは安全基準の設定及びこれを前提としての地元との話し合いの問題であらうかと思っております。これらにつきましては鋭意検討を進めておりまして、御指摘のように次年度に繰り越すというふうなことは考えてないわけでございます。なお、泊地が決まり船が決まりますと、日本におる船でも、それから大体一月半ぐらいの間には行っておくわけですね、現地の周辺に現在おりますタンカーを用船いたしますればもつと日数は早く持つてこれるということでございますので、それほどの日数がかかるというふうには考えておらない次第でございます。五十三年度中にこの予算は十分消化し得るという確信を持っておりますわけでございます。

○磯山篤君 そうしますと、こういう手順になるんですか。現実にはいま石油の輸入、輸送というものは民間の会社が行っているわけですね、原油の輸入をやっておるわけですね。石油公団が、民間のどういう会社に委託するかよくわかりませんが、これも、その隻数のうち五隻なり十隻というものは、これは公団用の備蓄分だということで係留を

するんですか。民間の輸送の計画の上にプラスアルファをして、アルファをしたタンカーが九州なり四国なりの地域に停泊をするということになるんですか。

○政府委員(大永勇作君) そのとおりでございます。五百万キロリットルということになりますと、二十五万トンタンカーでありますれば約二十隻ということになるわけでございますが、これにつきましては、改正後のいわゆる石油公団がこれを用船をいたしましてやるという形になりますので、民間がその石油の輸送用に使っている船とは別の船であるという形でございます。

○磯山篤君 いま、たとえば二十五万トンの計算をしても二十ばいの船が必要だ。そうしますと、公団が用船をしますタンカーというのは、まあ十日分の一千万キロリットルの備蓄をするために年間を通して計画的にその隻数というものをあらかじめ指定をして回航させるのか、それが優先するのか、あるいは民間に義務づけましたその九十日分の備蓄の方の義務づけの問題について、通産省としては、まあどちらを優先するかと言っちゃ語弊があるかもしれませんが、そういう問題が現実に出てくると思いませんか。片方では八十五日分の備蓄しかない、ところが石油公団の方については常に十日分の備蓄がある、あるいはまあその逆も現実の問題としてはあり得るわけですね。そのことについての指導といいますか、考え方というのはどうなんでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 原油の輸入につきましては、この民間備蓄分のほかに、いわゆるその備蓄分だけではなくて、石油会社が精製いたしますために輸入するものを加えますと、年間におきまして二億七千万キロリットルを超える程度でございます。その中で、五百万キロリットルでございますので、全体の原油輸入に占めます公団備蓄用の原油の輸入の量のウェイトというものはかなり小さいものでございます。

先生御承知のように、現在は世界的に見ましてタンカーというのはかなり船腹に余裕がある状態

するんですか。民間の輸送の計画の上にプラスアルファをして、アルファをしたタンカーが九州なり四国なりの地域に停泊をするということになるんですか。

○政府委員(大永勇作君) そのとおりでございます。五百万キロリットルということになりますと、二十五万トンタンカーでありますれば約二十隻ということになるわけでございますが、これにつきましては、改正後のいわゆる石油公団がこれを用船をいたしましてやるという形になりますので、民間がその石油の輸送用に使っている船とは別の船であるという形でございます。

○磯山篤君 いま、たとえば二十五万トンの計算をしても二十ばいの船が必要だ。そうしますと、公団が用船をしますタンカーというのは、まあ十日分の一千万キロリットルの備蓄をするために年間を通して計画的にその隻数というものをあらかじめ指定をして回航させるのか、それが優先するのか、あるいは民間に義務づけましたその九十日分の備蓄の方の義務づけの問題について、通産省としては、まあどちらを優先するかと言っちゃ語弊があるかもしれませんが、そういう問題が現実に出てくると思いませんか。片方では八十五日分の備蓄しかない、ところが石油公団の方については常に十日分の備蓄がある、あるいはまあその逆も現実の問題としてはあり得るわけですね。そのことについての指導といいますか、考え方というのはどうなんでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 原油の輸入につきましては、この民間備蓄分のほかに、いわゆるその備蓄分だけではなくて、石油会社が精製いたしますために輸入するものを加えますと、年間におきまして二億七千万キロリットルを超える程度でございます。その中で、五百万キロリットルでございますので、全体の原油輸入に占めます公団備蓄用の原油の輸入の量のウェイトというものはかなり小さいものでございます。

先生御承知のように、現在は世界的に見ましてタンカーというのはかなり船腹に余裕がある状態

でございますので、民間ベースでの原油の輸入、これはまあもちろん民間備蓄を含めましての輸入でございますが、に支障を与えることなくこのタンカー備蓄のための用船ということは十分可能であるということを考えておるわけでございまして、これらの点につきましては運輸省とも十分相談済みでございます。

○磯山篤君 さて、今度は大蔵省にそれとのかかわり合いでお伺いをしますが、この国家備蓄十分の、まあ現実にはもつと容量が多くなければ一千万キロリッターというのは備蓄できないわけですから、多少の弾力性はあると思えますけれども、この五十五年度から五十七年度まで、いま議論しましたタンカー備蓄のところを除きまして、最終的に五十七年度中に十分の備蓄ができるように全部財政的な措置をする、その財源が石油税である、こういうふうにお伺いするわけですが、この十分の備蓄体制というものが整った後は、その水準を維持するという意味で財政的な負担が国にかかり、あるいは公団にかかることは十分に承知をします。ですから、十分の施設をつくるまでの総枠のまあ財源ですね、それから、備蓄体制が施設その他が全部整備されますとそれほど今度は金がかからないわけですが、そうなりますと、まあ水準を維持するための財源だけで済みそうですね感じがするわけです。そのことについてもある程度計算はされているだろうと思えますが、大ざっぱで結構ですが、まず最初にその点をお伺いします。

○政府委員(荒河徹映君) 公団の十分といいますが、一千万キロリッターの備蓄に五十七年度までどのくらい金がかかるかといえますのは、これからのいろいろ原油の価格の変動あるいは備蓄のための土地代金をどう見るか、そういうふうなことで不確定要素も大変多いでございます。確定的に申し上げるわけにはまいりませんけれども、一応の試算というふうなことでまいりますと、原油代あるいは貯蔵施設のための土地代、そういうふうなものをはひくると、大体五カ年間で七千億

億円以上はかかるんではなからうかと、こういう試算は現在いたしております。

○磯山篤君 そうしますと、概算ですけれども、この石油新税を創設をして年間一千億円、一千四、五百億円、安く見積もってもその程度の税収があるわけですね。五カ年間で七千億円といえますと、おおむね現在の——現在のといえますか、新しい法律三・五%の税率でほぼ財源的には見合うという計算でいいんですか。

○政府委員(荒河徹映君) いま申し上げましたのは、公団の一千万キロリッターの備蓄ということに限定した上での試算の数字でございまして、それ以外に、石油公団の方でいたしましては、先生先ほどお話がございましたような探鉱開発、その資金も必要でございますし、その他いろいろのものがあられるわけでございます。さらに、民間に九十日備蓄というふうなことを義務づけておりますが、その備蓄関係の利子補給等々あるわけでございます。いまして、まだ確たる将来の数字が各年度どのくらいかというところは、先ほど申しましたような不確定要素もたくさんございまして、申し上げにくいわけでございますけれども、まだまだこれから石油対策にはかなりの財政需要が必要であらうと、かように考えております。

○磯山篤君 気持ちばかりわかんないわけじゃないと思えますけれども、私は、先ほどくどくどと辛くも申し上げたのは、民間は九十日というのが限界だしそれでいい。それから国家備蓄としては十分日分というのが戦時目標だというふうなお話があった。しかし、これは経済的なベースを超えて国としてのもう少し大きな角度からの百日分だ、というふうにお伺いをいたしました。それと同時に、将来にわたって民間備蓄九十日分を国家備蓄に切りかえるつもりもないんだと、そういう予定も構想もありませんというお話を聞いたわけですね。そうしますと、この石油税というものが、主たる対象になるのは、当然備蓄を中心にしながらその他出資金とかあるいは補助金というものはあることは承知しますよ。しかし、その他の金

額というのはそれほどびつくりするようなポリシームでない数字になっているわけですね。

そうしますと、少しけじめをつけていただきたいと思いますのは、備蓄の体制ができてそれに必要なかなりの投資が行われると、その金はよくわかります。しかし、備蓄の体制が全部整った上でこの百日分、十分というものが変わらないうとすれば、先ほど主税局長からも話がありましたように、一般的には石油の安定供給という面ではかなりの金がかかるというふうな気がするというお話がありましたけれども、この部分だけに、備蓄の問題だけに焦点を当てるとするならば、それほどの、備蓄体制ができてしまった後は、維持するために必要なものはないと思えますよ、それほどの財源は必要がないというふうに考えて当然だと思ふんですが、その点はどうですか。

○政府委員(荒河徹映君) 現在考えております備蓄体制、民間で九十日、それから石油公団によるいわば国家備蓄というものの一千万キロリッターというところで考えてまいりますと、今後あるいは数年間というふうなことでその辺が達成ができるし、できた場合にはさほどの資金需要は必要ないではないかというお話でございますけれども、なかなか石油の状況というものは国際政治等々も絡みまして大変見通しが立てにくい状況でございます。そういうことは抜きにいたしまして、もし先生がお話のように現状のまま推移していった場合には、石油対策により以上の資金というものが必要でなくなるというふうなこともあるいはそれはあるかもしれないと思っておりますが、先ほど主税局長からお話ございましたとおり、石油石油特会というものが五十六年度末までのものに現在なっております。これをさらに延長するの、あるいはこれを廃止するの、あるいはさらにほかの、たとえば一般のエネルギー対策というふうなことにその石油税収入を持っていくのか、いろいろこれから検討すべき事項は多々あると思えます。そういう時点におきまして、私ども慎重に関係の方面ともよく相談しながら適切な措置を通じて持てるようにしてまいりたい、かように考えておるのでございます。

○磯山篤君 くだいようですけど、今回新設をする石油税というのは、石油の安定的な供給というものが基本になっていきますね。その基本を踏まえて、政策の上でも行政の上でもきちんとしなきゃならないという意味で、開発公団法の改正と石油及び石油特別会計法の改正というのが出ているわけですね。ですから、この一連のものは現実に公団法の改正に伴って必要な財源を石油税で補てんをするわけですよ、担保するわけですね。そうしますと、新たに加わりましたのは、この特会の法律案の第二ページ「石油の備蓄を行うこと」、これは内容的に言えば暫定的にはタンカー備蓄、その後は具体的に十分の公団の備蓄というものがきちんと政策の上で明らかにされているわけですね。それから十九条の出資金とか、五ページの、貯蔵施設の設置の円滑化に資するための地方公共団体に対して補助金というものが、さくばらんに言えば中心的な課題です。現実に行っております民間の備蓄に対します財政的な措置というものはいままでもやってきたわけですから、この新しい税金を対象にしたものは、この二ページの八、それから出資金などの十九条の二、それから後の特別会計法の五ページの中に出ております四という数字が具体的な対象の財源ですよ。

そうしますと、私が繰り返し申し上げているわけなんですけれども、必要な金——必要な金というのは国家備蓄に必要な金、あるいはそれを取り巻く必要な金というのは財源として石油税で賄い、ましようというのが提案ですよ。その理屈は、いい悪いの議論あつたにしてみてもあると思ふですね。一たん十分の体制を中心とした備蓄の問題について整備されますと、さくばらんに言えばそれだけ大きなポリシームの財源は必要がなくなってくるわけですね。あとはこれをいかに維持するかという意味で水準的な財源というものは必要だと思ふんです。そのほかに、石油公団です

から融資の問題があったり、あるいは自主開発原油の問題についてどういふ金融的な措置をするとか、いろんなことはありますよ。あるけれども、それほどびびりするような金ではないんです。この部分についてはもう予算に出ているわけですよ。ですから、一たん昭和五十七年度末で備蓄体制が整った時には、もはやそれほどの財源は必要がないんじゃないか。だから言いかえてみれば、この石油税を対象にした財源というのは、この点を考えてみればそれほど財源は必要ない。新しい政策の話はこれからいたしますよ。いたしますけれども、これを限って言えばそれほどの財源は必要ないということがはつきりしたと思うのですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(河野徹夫) 主税局長の方からもお話があるかと思いますが、現在私どもも考えております石油公団の一千万キロリットル、五十七年度までにその備蓄をやる、そのために大変膨大な財源が必要になってくるというふうなこともございます。それから先どうするかというところは、現時点で明確にもちろん申し上げられるわけではございませんけれども、また片方におきましては、たとえば通産省の総合エネルギー調査会等におきましても、いろいろ今後の日本のエネルギー問題についての御検討がなされております。そういうものを私どもも踏まえながら、将来それに必要な財政措置というものも考えていかなければならぬ、そういうふうなことを考えているわけでございます。五十七年度までの備蓄というところに限定して、しかも現在の原油の価格等を前提にしたものでいけば、それから先は若干、対策費がいまほど必要でなくなるというところは、それはあるかと思ひますけれども、何分にも五十七年度の目標にまず現在進んでおるような状況でございますので御了承願ひたいと思ひます。

○磯山篤君 私はけしからぬことを言っているわけじゃないんですよ、けじめをきちんとつけてもらいたい。少なくとも五十七年度末までに国

家備蓄としては十日間やらなきゃならぬ施設を全部つくるわけですから、これは当然金がかかるわけですね。財源を石油税から求めている、これも筋があるわけですね。この十日分の備蓄の体制を整いますと、後は維持管理という問題だけに限定されるわけですね。ですから、それほどの財源は要らなくなるというのをまずきちんとして、その中で節目をつけておいてもらいたい。後どうするかという話、いまから私もお伺いをしますけれども、そこに、が、という言葉が入りますと節目がつかない気がするわけです。その点、大蔵省いかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) 税の性格としては、先ほどお答えしましたように普通税としてお願いしておるわけでございますが、しかし提案理由でも申し上げましたし、法案の理由書にも書いてございまして、現実の政策として別途石油特別会計法の改正をお願いしておるということで、当面石油対策費、今後予想される石油対策費の財政需要を考慮してということがこの税の創設の趣意の一つの基本的柱であるという点は申し上げたとおりでございますけれども、そこで申します今後石油対策というものは国家備蓄だけということではないと思ひます。主計局長が申しておるのもそういう趣旨だと思ひます。国家備蓄だけに限りますれば、それは磯山委員がおっしゃいますように、ある程度いわば初年度費的なものがかなりかかるかと思ひます。初年度費的なものが大体終われば後は経常費的なものになるという御指摘はそれとおりだと思ひます。それはその十日という前提が動かなければまじくそういうことになるだろう。

しかし、だから今後国家備蓄の十日ができれば後は財政資金が要らないかというところ、それは石油対策としてはいろいろ要るだろう。まさしくおっしゃる通りに、その後の問題というのは別途十分問題意識を持たなくては行けない。

それから、恐らくこれから御質問あると思ひますので、先にいろいろ申し上げるのは差し控

えますけれども、衆議院でもその点については両様の意見が出ておりました。

○磯山篤君 あとの話というのは当然、後の話になりまして、普通税ですから、私もそれほど国家備蓄だけにこの金が使われて、それ以外は一銭もだめだということを言っているわけじゃないのだから、この国家備蓄の性格あるいは使命から考えてみて一たんそこで区切りをつける。政府も公団側もそこで一たん区切りをつけるということのように私は確信をしたいと思います。

新たに備蓄を、あと二十日分ふやしたいというふうな問題とか、あるいは新しく石油の情勢が出てきた、あるいは税体系上の問題として、油関係の税制についてはこれを統合整理一元化をするというふうな話が出てくれば、これは話は別だと思ひます。ですから、これはもう一たん使命が終れば終わったんだというふうに、くどいようにすけれども確認をしておきたいと思ひます。

さてそれから、当委員会の問題ではありませぬけれども、たなの開発というのがあるわけですね。この九ページの予算書を見ておりました。石油の探鉱開発、当然公団自身として行つもの、あるいはまあ融資をするもの、補助をするもの、あるんないかがあるわけですが、この中にもどこかたなという言葉を一、二あつたわけですが、いわゆるこのたなというのは日韓大陸だを除いたたなということなんですか。それとも、気持ちの上では日韓大陸だを含めたたなというふうに、精神的には入っているんですか。

○政府委員(大永勇作君) ちよつと手元に私どもその資料を持っておりますので、正確な御答弁がでないわけではございませんが、石油開発公団の開発融資につきましては、今度増強が行われまして、従来は日本の周辺にいわゆる大陸だな部分に對します開拓融資につきましては七割の助成と、出資または融資が行われたわけではございませんが、今度からはそれを八割に上げることになつたわけでございます。単に大陸だなという場合には、日

本周辺の大陸だな全体を指しているものというふうに考えます。

○磯山篤君 資料というのは大蔵委員会調査室から出た資料なんです、いまお話をありましたように、探鉱開発で国内大陸だな、七割のウエートを八割に引き上げる。それから海外開発につきましても五割を七割に上げる。この国内大陸だなというのが一般的に抽象論でありまして、これはたとえばいま行つて秋田とか新潟というふうなものだけに限定されて言われているのか、それともいま政治課題になっておりますような日韓大陸だなというところまで延長した考え方で融資の考え方が出ているのか、その点をお伺ひしたかったわけです。

○説明員(箕輪哲君) 今回の予算でもってお認めいただきました国内の大陸だな開発につきましては融資条件を八〇%まで引き上げると申しますのは、一般的に日本の国内の大陸だなということを意味しておるわけではございまして、先生いま御指摘のような阿賀沖ですとかあるいは秋田あるいは常磐あるいは北海道沖というふうなのが念頭にございまして。

ただいま御指摘のその日韓大陸だな問題をどうするかというところにつきましては、実は従来からいろいろ国会内で議論のあつたところでございまして、公団が日韓大陸だなを融資についてどのような対応をするかということにつきまして、従来いろいろな委員会でもつていろいろ議論されたところでございまして。したがって、私どもとしては、国会内での議論を踏まえて現実に日韓大陸だなについて融資ないし出資の要請が出てまいれば検討するということにはしておりますけれども、基本的にはいま申し上げましたように、いろいろめんどろな問題のある点であるということについては明示的にその日韓大陸だなを含んでおるんだというお答えはいまはできないと存じます。

○磯山篤君 いまはできないといういわゆる政治的な発言なんですけれども、はつきりしてもらい

たいのは、このたなというのは、日韓大陸だなどというたなは入っていないというふうに確認をしていいますね。

○政府委員(河野徹映君) 財政当局の方で理解しております。そこにあるいはそちらの方のところが正確であるかどうかはわかりませんが、今度の融資割合の引き上げの問題につきましては、最近のいろいろ石油の探鉱開発、これがなかなか進みにくいということがありまして、やはり石油公団の融資割合を現状以上に高めてそれを促進していく、そういう政策的必要があるということから、一般のものにつきましては従来の五〇%融資の原則を七割に引き上げる、それから大陸だなの関係の現在の七〇%の融資比率を八割まで引き上げるということでしたものでございまして、ちよつとその辺の、大陸だなというものの中に入らぬ日韓大陸だなが入るのかどうかというようなことはちよつと私もよくわかりかねますけれども、基本的な考え方はそういうことで引き上げたいわけでございます。

○矢田部理君 閣下。

これは非常に重要な問題だと思ふんですね。したがって、大臣に質問をしたいと思ふんですが、融資の比率を上げる、その場合に上げる基準として国内と海外とを分けているわけですね。日韓大陸だなは国内に入りますか海外に入りますか、そこをやつぱりまず明確にしてほしいんです。

○國務大臣(村山達雄君) これはむしろ通産省から答えてもらった方が適当じゃないかと思ふんですが、共同だからあるいは両方に入っているのかもしれないなと思ふやうなところがあると思ふんですが、詳しくは通産当局の方から答えてもらいたいと思ふます。

○説明員(箕輪哲君) いま矢田部委員が御指摘になりました日本の大陸だなのかどうかというところにつきましては、私も従来からの主張からいってこれは日本の大陸だなであるというふうに理解しております。ただ、韓国との間であらう

う協定ができたがゆえに、日本の大陸だなであるけれども、協定及び現在審議中であります国内法に従ひまして特別な扱いをするのであるというふうに了解をしております。

○矢田部理君 非常に重大な発言だと思ふんですね。日本はあそこは日本の大陸だなと言ったかもしらぬ。しかし、同様の主張を韓国側もしている、あるいは中国も、いや、むしろ延長線上にある、こういう主張があるわけですね。そこで、どこのたなとも実は確定をしないで、とにかく日韓で共同開発しましょう、こういう話で例の条約をつくったわけでしょう。そういう不安定なところを日本の大陸だなだと、日本のたなだという主張を確定的にしていいますか。

○説明員(箕輪哲君) 先ほどの私が申し上げましたことは、従来日本の主張は日本の大陸だなであるという主張をしておたし、前国会でございまして、前の通常国会で成立いたしました日韓大陸だな条約におきましてその点は明確にされておるはずでございまして、境界面定については決まてないんだということを明記してあるはずでございまして。したがって、私も私としては、いま申し上げましたように現実には日韓の大陸だなをどう取り扱うのかと言われれば、協定に従つて取り扱ふ特別な扱いになっておりますということでございます。ということで御答弁したつもりでございます。

○矢田部理君 したがって、少なくとも現政府は韓国との間に、いづれのたなとも決まらずに国際的な約束をしたわけでしょう。それがいわば法制的には固まらうとしてきているわけですね、条約的にはすでに固まっています。これを日本のたなだすというわけにはいかぬのじゃないですか、いまの政府が、それが一つ。

それから、日本のたなで仮にあつたとしても、あそこを国内開発というふうな位置づけをするわけにはいかぬのじゃないですか、領海外です。国内というのは、少なくとも領海内でないやならぬというのもう一つの基準としてあるわけ

です。それでもなおかつあなたは国内開発だと、こういうふうに入らうと思ふのか。

○政府委員(大永勇作君) 先ほど計画課長が申し上げましたのは、日韓間の協定によりまして、これはいわゆる領土の画定をするものではないと。日本は日本でいわゆる中間線議論をとっておりまして、共同開発区域はこれは日本の大陸だなであるという主張をしておりますし、韓国は自然延長論のもとにこれは韓国の大陸だなであるという、両方の主張が食い違つておるわけでございます。その辺の現実的な妥協をいたしまして、これを共同開発でやるといふことが出てきたわけでございますが、協定の中にもたしか書いてあつたと思ひますが、これは両方のそういう大陸だなについての主張についての一つの結論を出すものではないと。それはそれぞれの主張はそれぞれの主張として生きておるということでございます。

したがって、日本がいろいろ日本の法律に基づきまして助成をあるいは援助をするという場合には、これは当然日本側の従来からの主張でございます。中間線議論によつて行われるべきものであるというふうに考えられるわけでございます。それで国内の大陸だなと、国内じゃないやないかということでございますが、これは一般的には先生御指摘のように十二海里が領海でございますが、いわゆる大陸だなにつきましては、これはそれぞれの大陸だなの所屬しております国がそこに對しまして主権的な権利を持つということになつておるわけでございます。大陸だなに関する限りにおきましては、十二海里の外にありましてこれは国内の大陸だなに對する融資というふうに読んで差し支えないものというふうに考えます。ただ具体的に、計画課長が申し上げましたように、この日韓大陸だなで開発が行われます場合に、これに對しまして公団が投資するかどうかという問題につきましては、従来から国会等でもいろいろ議論のあつた問題でございまして、その点を踏まえまして慎重に對処したいというふうに考えておるわけでございます。

○矢田部理君 いまの議論全くおかしいですね。日本がどう主張したかということ、最終的に少なくとも韓国との関係ではどういうふうな両国間で了解をしたかということとは別の問題のはずです。その主張はあつたけれども、またその主張は最終的に下げたわけではないけれども、お互いにペンディングにして共同開発をやりましょう。そういう意味では日本のたなだと少なくとも国際法的には確定をしない。まして中国は、その部分は中国のたなの自然延長線上にあると、こういう非常に強力な主張があるわけでしょう。

そういう状況の中で、しかも日本の主張は、一応日韓大陸だなについては日本のたなだという主張はしばらく下げて、どこのたなとも決まらずに共同開発をしましょうと、こういうことになつたわけですから、あれを日本のたなだという前提で融資をするのはおかしい。国内開発の基準で七割を八割の基準に当てるんだという議論もおかしい。これはもう絶対納得できません。国内開発じゃないでしよう。領土外で、どちらのたなとも決まらず、とにかく日韓両国で共同開発しましょうと、こういう話なんです。国内開発だということにきつつけるとは、国内であるかどうかという問題につきましては先ほど申し上げました。いわゆる日本の大陸だなの部分というのは国内開発、国内の大陸だなの開発として扱う、それが領海の中であるかどうかということではなくて、日本の大陸だなであればこれは国内の大陸だなというところで扱うということ、従来からそういう考え方でやつておるわけでございます。たとえば新潟の阿賀沖の開発、その当時は日本の領海はいわゆる三海里説をとつておつたわけでございますが、阿賀沖の開発地点は三海里の外であるわけでございますが、これは日本の大陸だなに属する部分でございますから公団から投資を行つておるわけでございます。いわゆる領海の問題で制限される、領海が三海里あるいは十二海里だからといってその外にある大陸だなの部分に公団

が投融資をできないということとはわれわれとしては考へてないわけでございます。

○矢田部理君 もう一問だけ。

通産省ね、たが問題になるのは領海より外に出たところが問題になるわけですよ。領海内のたなどというのはいり余り議論になる必要はない。問題は、それは日本のたなどという主張はあるかもしらぬけれども、それが国際的に日本のたなどやっぱり認められてないわけでしょう。そこが違ふんですよ。国際的に日本のたなど全体的に認められない状況のもとで、朝鮮も自分のたなど、中国も権利があるという主張をしている、そういう状況のもとで日本のたなどと主張し、それを前提に国内法を運用するというのがおかしいと、こう言っているんです。その新潟の阿賀沖のたなどは全然問題の違ふ内容なんです。そこを私は問題にしているんです。

○政府委員(大永勇作君) 日韓大陸だの区域につきましては、これは日本の大陸だのと主張し、張し、韓国は自然延長論に基づきまして韓国の大陸だなどであるというところで主張しておりまして、これはまだその間の決着はついてないということではもう事実でございます。ただ、日本のいような財政援助その他を日本の法制に基づいて行います場合に、これは日本の判断で行うことができないのかと言へば、一般論的に言へばそれは日本の法律は、援助に関する限りは日本の判断でやっていると、いんじやないかというふうに考へるわけでございます。

ただ、具体的にそれは公団が投融資するのからということになりますと、これはいわゆる紛争関連地域という言葉の解釈の問題といたしまして、国会でもいろいろ議論があり、附帯決議等もつたというふうな事実がございますので、その辺を十分に踏まえまして慎重に対処してまいりたいと、現実に公団に投融資をしてくれという話が出るかどうかとも全く未定でございますので、慎重に対処してまいりたいと、こういうことでございます。

○矢田部理君 いずれにしてもいまのお答えは全

く納得できません。特に係争地域であり、どこもたなかも明らかにならない地区に多額の投融資をするというところはもう大変な問題なんでありまして、日本のたなどと国際的に確定もしていないところへ大がかりな費用を投入するということはどうしてもない話で、これも後の議論に残しますけれども、いまの説明では全く納得できません。私は、少なくとも日韓大陸だのについては、日本のたなどというのを前提にした融資はすべきでない、あるいは国内開発だということを基準にした引き上げ率を適用すべきではない、そこはやっぱり明確にしておいてほしいというふうには思いますが、この議論をいまさらに重ねるためにはもう少し、そこらも検討してもらわなければならぬし、しますから、この程度で終わります、いまの答弁では私は納得しません。

○磯山篤君 これ、なかなかむずかしい課題であるとは承知をしますが、こうやって備考のところ国内大陸だのというふうに書かれますと、単にこれは備考と参考程度の話ではなくなる性格です。まあ本格的にはまた別のところに譲ることにしたいと思います、たとえば尖閣諸島について、山外務大臣が国会で答弁した態度から考へてみまして、あの周辺の石油の探鉱についてはなかなかラブルがあることも承知をします。あの周辺のたなどはどちらのたなどというふうに聞いてみましても、それぞれ主張があるわけですよ。そのたなどについての探鉱を行うから融資をしてほしいという話は現実にはないけれども、あるいは現実にはあるわけですよ。あるけれども、なかなかたなどたなどというわけけれども、たなどという、国内大陸だなどというふうに書かれますと、具体的にそういう問題まで援用して考へなければ処理がむずかしい事態になつていこうと思つて、いまの尖閣諸島あるいはその周辺のたなどというの、国内のたなどであるのか、あるいは国内開発の対象になつていこうか、あるいは国内のたなどについて見解が統一をしておれば明らかにしてもいいと思ひます。

○説明員(箕輪哲君) 大変お答えしにくい問題なんですけれども、率直に申しまして、尖閣列島というのは日本の固有の領土であるという主張は従来日本はやつておたはずでございます。今度大陸だなどという概念に当てはめまして、先に、先ほどの話と同じ話があり得るのではないかと思ひますが、大陸だのその定義次第では、中国側の主張というのはいささか程度まで出てくるかという問題もございまして、国際的にはこれも確定した見解があるということではないと思ひます。したがって、私はここで日本の政府の代表として、尖閣列島周辺大陸だなどというのはいささか問題でございます。

○磯山篤君 まあこのたなどの問題は非常に微妙であるし、いまの答弁では確信を持って言われたというふうには理解するに少し問題が、少しよりも大変問題が残つております。したがって、その部分については私も質問を少し保留をしておきたいというふうに思ひます。

大変、時間が来てしまつたものですから、探鉱開発の問題について伺ひをします。これは公団と通産省の側になるわけですが、石油というのは繰り返すまでもなく戦略物資であることは間違いないし、それだけいろいろな努力をして今回も備蓄の計画が立てられている。ところがこの戦略物資に対して、輸入とかあるいは備蓄とかということには非常に関心が深いし、具体的な手を打つておりますけれども、それ以外の探鉱開発、あるいは自主開発についての熱意というものが非常に私は薄れているというふうに思ひます。この前の開採のときに私は指摘をしたわけですが、これでも、海外で開発している会社から引き取り手がなすね。現実には原油の質が悪いから引き取り手がなう実績はわかりません。しかし一面、ドルの黒字の分野から考へてみれば、別に海外で土地を買わなければ、鉱業権を買つてそこで探鉱開発をやれば、もつとも国全体としては自

主開発についての積極的な支援あるいは協力体制というものがなければならぬのではないかと、このように思ひます。資料の上では、これからの石油資源というものが少なくなるという、それぞれの地域の資料はありますけれども、せっかく海外で戦略物資を何とかしなきゃいけない、日本に持つてこなきゃならないといつて努力している、それだけの会社の立場、あるいはそれにかかわっている関係者の立場から言つて、日本は冷たいという、そういう一語に尽きるのはないかというふうに思ひます。

たとえば融資にいたしまして、今回五〇を七〇に引き上げるといふ前進を評価しないわけではありせんけれども、しかし、これだけでは自主開発についての熱意をさらに一層促進をするというにはならない。もつと財政の面あるいは金融の面で積極的な方法を講ずる必要があるだろうというふうに考へますが、政府並びに公団の考へ方をひとつ伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(大永勇作君) 海外での開発につきましては、いま御指摘のように、探鉱段階につきましては石油公団が出資または融資をするという形で助成をいたしておりますし、それから生産段階になりますと、輸銀がこれに對しまして生産の開発関係の資金の融資をするという形で助成をいたしております。一番の問題は、せっかく海外で開発された石油が必ずしも順調に日本の国内に引き取られておらないという点であるかと存じます。現在生産中の開発原油は九つございまして、これらを合計いたしますと、日本の取り分といたしましては、年間の量にいたしますと約四千二百萬キロリッターということになるわけでございますが、現実には引き取つておりますのは、五十一年度に二千四百萬キロリッターということにすぎないわけでございます。これに對しまして引き取りの促進を図るということがきつめて開発意欲を促進する上から非常に大事なことであるかと思ひます。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

発公団理事江口裕通君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 休憩前に引き続き、石油税法案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木一弘君 冒頭に、直接法案に関係がないこととありますけれども、特に景気対策の問題が緊急の問題でもありますので、それについてひとつお伺いを最初したいと思います。

中小企業の経営者について、いま景気を起こすためにその辺が潤い、また企業意欲が活発になるようにしなきゃならない。当然のことでございますが、そういう点で十二分の育成措置をとり景気を刺激すべきだと、こういうふうな思いです。特に金融面でいろいろ訴えられたりしますのは、十分な担保がない。そうなりますと、都道府県などのいろいろな信用保証協会、市内の信用保証協会の保証を受けていることが多くなってくるわけでありまして、残念ながらこれがまだまだ景気対策に対しては不十分な感じがするわけです。現在までのこの限度額の推移、こういうのを見ていくと、現在なんか私は不十分過ぎるんじゃないかと、そういう感じがするんですけども、この保証限度額の推移についてまず最初にちょっとお伺いをしたいと思います。いままでの経過を言ってください。

○政府委員(徳田博美君) 保証額の推移でございますが、これは五十年十二月に引き上げが行われておりまして、特別交付条件は百五十万円から二百五十万円になっております。無担保保険は五百万円から八百万円になっております。それから普通通保は四十九年五月に組合が七千万円から一億円になっておりまして、一般の保険は五十年に同じく三千五百万円から五千万円に引き上げが行われております。

○鈴木一弘君 まあ一番陳情を受けてきますのはやはり一般の場合であります。これがいまの答弁のように最高限が五千万円。それで無担保が八百万ついたとしても、五千八百万円が限界というのとどう思うんです。すでにこの無担保でない方、無担保の方が五十年、そうでない方は四十九年というところでありますから、すでに四年以上もこれが経過している。実際いま景気を起こすんであれば、この限度額の引き上げをするのが非常に必要じゃないかと思ひます。これはどうしても法の改正が必要なのではないかと思ひます。そういう時期に来ているのではないかと思ひますが、この辺は大臣はどうお考えになりますか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、この保証限度の問題は中小企業金融にとって非常に大きな問題でございますが、したがっていまその点でこの限度が十分であるかどうかについて、は常に検討が行われるべきものと考えられますが、ただ五十二年度のたとえば上期の実績で申しますと、普通保険の平均付保の実績が一件当たり平均七百二十二万円でございます。無担保が二百四十六万円でございます。限度をまだかなり下回っているわけでございます。それから、これは先生御承知と思いますが、業況の悪化している不況業種等に属する中小企業者につきましては、保険限度額について同額別枠で認められる特例措置が講じられていくわけでございます。それからまた、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づきまして認定を受けた円高関連中小企業者につきましては、さらに本来の枠と同額、保険同額がまた別枠となる特例措置が講ぜられているわけでございます。原則として普通の枠の三倍まで利用できる道も開かれています。このように、したがっていま、当面はこの限度で一応円満に円滑に保証されるものと、このように考えているわけでございます。

○鈴木一弘君 実際、いまの答弁のとおりだろうと思ひますけれども、人によってはこの限度、いわゆる五千八百万円では足りないというのもあるやうなんです。やはりもう少しこの枠の拡大を、いま言われたような、円高とかいろんなものに關係しての枠の拡大を受けられない人で、そして実際五千八百万円以上必要というのでも出てきているわけですね。こういうのの道が全然あいてないわけですね。やはり景気対策の上からは何かその辺穴をあける必要があるんじゃないかという感じがするのであれば、どうでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) ただいま申し上げましたとおり、この保証限度の枠というのは中小企業にとつて大事な問題でございますが、ただいま申し上げましたように、現実にはこの枠いっぱいになっている企業の数は比率としては少ないわけでございます。また、もちろん個々の企業にとっては大きな問題でございますけれども、そういうような実績でもございますので、今後とも十分、その限度の推移につきましては実態を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

○鈴木一弘君 実態を見きわめながらということですが、いまの答弁だと五千八百万円では足りないという人については、そういう資金需要にという感じがするわけです。その点は、そんなに数は多くないかもしれないけれども、利用状況を精査していただきたと、それで対策を至急考えてもらいたいと思ひます。

次は石油税法案に入りますが、この法案の提案理由の説明の中で、「今後予想される石油対策に係る財政需要に配慮して、そういうことでこの法案を提出した」というふうに言っておりますが、「今後予想される石油対策」とは具体的にどういうことを想定しているのか。特に、五十三年度は予算案概要の中に示されておりますけれども、五十四年度以降についてはどういうことを想定してありますか。

○政府委員(荒河徹映君) 今後予想されます石油対策といたしましては、たとえば従来から行ってきた

きております石油の探鉱開発関係の事業、それに對する補助金その他、あるいは融資の關係というふうなことが、従来のペースに引き続いてこれを促進していくかなくちやならないというのが第一であらうかと思ひます。

第二の大きな柱といたしましては、最近の情勢にかんがみまして、何と申しましても石油の備蓄の増強、これが非常に要請されてきておるところでございます。その中身といたしましては、これも従来からやってきましたとおり、いわゆる民間備蓄、これを五十四年度末までは九十日備蓄の目標達成に向けて進めていく、それが第一であらうかと思ひます。

それから備蓄の第二といたしましては、やはり諸般の事情にかんがみまして、単に民間の備蓄を進めるだけでなく、さらにそれにプラスして、いわゆる国家備蓄と申しますか、現在考えております石油公団による備蓄の増強、これを進めていくべきであらうというふうなことで考えております。

当面の目標といたしましては、昭和五十七年度までに石油公団による備蓄を一千万キロリットル、これを達成していくというふうなことでございまして、

そのほか第三と申しますか、その他といたしましては、いろいろ揮発油の販売業界の体質の改善、あるいは細かい点で、金額的には現在細かいのでございますけれども、重質油の分解の装置のフイジビリティの調査、そういうふうな問題を今後とも進めていかなければならないだろうと、かように考えております。

○鈴木一弘君 まあ言えば、五十三年度以降、五十四年度以降になりましても、ずっと特段大きく変化をさせるということはないと、こういう理解ですね。そういうことでしょう。五十三年度の予算案概要に示されているのは大きな相違はない、五十四年度以降は。こういう理解でいいですね。

○政府委員(荒河徹映君) 現在私どもが考えておりますのは、五十三年度新規に石油の国家備蓄を

行うというふうな点を中心といたしまして、今後ともその方向で進んでまいりたい、かように考えております。

○鈴木一弘君 備蓄のことは後で少し伺いたいと思っておりますけれども、わが国が現在、昭和五十二年度予算で見ても国税収入の八・一％ですが、石油から税金を取っている。これは西ドイツの八・二％でしたかね、それに次ぐ高い水準にあるということでございますが、しかし、それに比べて石油の国民一人当たりの年間の消費量は、アメリカ、フランス、西ドイツよりも少なくなっている。ということ、これは、国際的に見ても、消費の上からいくと、日本は現在でさえ過大な税負担を強いられ、消費量の方から比較していくとならざるを得ないというふうに思うわけですか。

○政府委員(大倉真隆君) 石油全体についてどの程度税を負担していただいているかという点につきましては、やはり石油の消費構造に依りまして、それぞれの国の消費のウェイトが、油種によって多少違いますが、それに対してそれぞれの国でどういう税を負担しているかという点と比べて比較するというのが一番現実的ではないか。その点はなお御質問でございますが、具体的な数字でお答えいたしますが、そういう角度から眺めると、日本はほかの先進の石油消費国に比べてまだ負担は低いというふうに私どもは考えているわけでございます。

ただいまの御指摘の中で、税収に占めるウェイトから見ればどうかということになりますと、恐らく年度によって若干動きますけれども、一番新しい日本は五十三年度、ドイツはわかつております一番新しい五十一年度というふうなことでやってみますと、日本が八・三、ドイツが七・九、おっしゃるとおり、ほかの国はそれより低い税収ウェイトということでございます。

ただ、この点は、それは石油に対しての税負担が低いということでは必ずしもない。というのは、別の例で申し上げた方がむしろよろしいのか

もしれませんが、たとえば法人に対する税負担というの、日本はほぼ国際並みとよく言われておる、私どももそう考えておる。ところが、税収の中での法人税収のウェイトは非常に大きいわけですが、日本はそれはやっぱり所得に対する税、消費に対する税がほかの国より安いものですから、全体の負担率が下がっている。全体の負担率が低い中で、法人所得に対してはほぼ同じ負担を求めると法人税のウェイトが高くなってくる。そういうことでございますので、税収の中でのウェイトの方から日本の石油税の負担は重いというふうには私どもは考えていないわけでございます。

○鈴木一弘君 五十三年度の石油税を実施した場合が八・三％ということですね。そういうことで、確かに税収の中での話とすれば違いがあつたと思ふのですけれども、これが国民所得に対する石油関係の税金、こういうのを見ていくと、確かに言われるように日本はほかの国よりはそんなに高くない。しかし、いまドル防衛で問題になっている、ドルの問題で問題になっているアメリカ等は、国民所得に対しての石油税の徴収は〇・三六％というふうな非常に低い状況です。日本はその三倍近いところにある。こういう点から考えると、特に日本の場合には大きな九十何％輸入しなければならぬ。西ドイツのように、石炭が豊富であるために、石油のエネルギーもあるけれども石炭のエネルギーの依存度も高いところと大分違ふと思ひます。そういうのに対してやはり一・一％という比率は高くないような感じがする。その点はどう思ひますか。

○政府委員(大倉真隆君) その点も、一番最近わかります数字で見ますと、日本が一・〇六、アメリカが一・三二、イギリスが一・〇一、ドイツが一・〇七、フランスが一・三二という数字になるようでございます。やはりアメリカは国内に非常に豊富な石油資源を持っているということ、先ほど私がほかの国と比べますときに先進消費国というふうな申し上げたはずなんです、やはり石油に関してはアメリカというのは日本や

ヨーロッパとはちよつと違う位置にあるのではない。私どもは、ヨーロッパでかなりエネルギーの石油依存度の高い国、まあイギリスは最近北海油田が生まれただけでも、いままでで言えば、輸入して使っている国の負担と比べる方がいいのではないかとこのように考えているわけでございます。

○鈴木一弘君 いまの問題に関連するんですけれども、もし、現在の状況でも、税収総額に占める石油関係諸税の収入が高い、しかしこれが、一般消費税というふうな考え方がいままづつ言われてきておりますが、それが入って来ると今度は九％を超えるような状況というのが出てくるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(大倉真隆君) その点は確たる見通しを申し上げるのは非常にむずかしい問題であると思ひます。結局その税収が今後の経済活動の反映としてどういふふうな伸びていくのか、こういう点もございまして、それから財政再建のために負担増加を求めるとして、どういふ税目に求めていくかということにもよるわけでございますので、税収の中での石油税のウェイトを一定の水準に固定するという考え方は私は持っていないということしか申し上げられませんが。

○鈴木一弘君 これは、西ドイツのように付加価値税を含めて九・何％というふうな、約一割近いところまで持っていかなければならぬというお願いをしたいと思ひます。

それから、今国会で関税定率法の改正が行われて毎年下がつてきた。これは関税率審議会の答申の趣旨に沿った措置であると思ふんですね。確かに原料に対して課税するなんという、非常に関税かけるなんという奇妙なことがなされていくわけでありまして、しかしこの石油税法は、実体として今度見るといふと、関税と全く選ぶところがないというふうな思ふてならないんですが、この関税率を引き下げたのと今回の石油税を創設したこととどういふ関係性があるんだ

しょう。

○政府委員(大倉真隆君) 今回御提案申し上げております石油税の考え方は、鈴木委員よく御承知のとおりなんです、石油という便宜性が大きくてかつ有限な資源を利用する、それに着目して、石油及び石油から出てくる製品を利用しているのは消費される方に負担を求めようということを国内税として考えることには十分理由があるのではないかと。課税技術として、それが個別製品課税でなく、一番根元の段階での課税になっているということでございますが、制度としては、非常に微量でございますけれども国産原油も課税対象になるということで、税としてはやはり関税とは別のものであると私は考えております。ただ実質的に、現実から見れば圧倒的に多いのは輸入原油である、それをしかも根元で取るんだから実質的には原油関税とほとんど同じではないだろうかという点は、それは否定できないように思ひます。

ただ、これは私、あるいは誤解があるのかもしれないが、従来関税率審議会での御議論もあり、また実質的に、いま鈴木委員のおっしゃいますとおり、かなり似たようなものになるという点もやはり現実問題としては頭の中に入れて、それで五十二年度で暫定引き上げをした分はこれにもとへ戻すというところで関税の考え方とのデリケートな調整をしていきたいというのが今回の提案になつていくわけでございます。

なお、必要があれば関税局長からお答え申し上げます。

○鈴木一弘君 石油に対しての何か財源がないだろうかというところで石油税ができてくる、そういうことで、だからほとんどが輸入であるだけに關稅と變りないものですね。それならばそちらの方でいじる、あるいは輸入課徴金というように考えた方がいいことならば、一つの大きな目的——アメリカならば国内開発ということでしょうけれども、そういうような何か政策目的を持つた上でやるということだと思ふんですけれども、同じものをいじくり回しているだけの様な感じがするんですね。これは一貫性がなくて、何か名前を変えて取らなげや取りにくいからつくったというふうにしなれないわけなんです。そういう点はどう思ふんですかね。

○政府委員(大倉真隆君) 石油全般に対しては御提案申し上げているような方式で負担を求めたらどうかという議論は、数年前から政府内部ではずっとあったわけでございます。ただ、具体的にどういふものにするかということ政府の税制調査会にお諮りしたのは昨年の秋になってからなんです、その前の段階では、実は私は個人的には関税率審議会の小委員の御意見に必ずしも賛成ではなくて、政策目的があれば原油油関税を課していいんではないかという論者なんぞございますが、それはなかなかうまくいかない。しかし、石油対策の財源はどうしても必要だということでありまして、やはり石油税というものをお願いし、その機会に關稅の方は税率引き下げということとで、關稅の理論派の方々の御要請にはこたえられないのが、政府として考え得る一番適當な方法ではないかというふうに考えたわけでございます。

○鈴木一弘君 大臣、政治的な議論になるんですけども、国民の方の声からいえば、円高差益がいまだ大問題になっております。それによる多額の利益が上がつっているだろうと、そういうことを国民に還元してもらいたいという声が大いわけ

ですね、特に石油についてはあります。そのとくに一方で税金がふえていくというところは、これは税の理論とか何とかは別ですよ、政治的な判断として、そういう還元を求めている最中に負担をかけていくという行き方はどんなものなんですか。

○國務大臣(村山達雄君) いま円高によりまして、いわゆる円高差益の出ている企業もございまして、逆に円高によつて非常に苦しいでおる企業もたくさんあるわけでございます。財政のパイプで申しますと、円高の差益は当然法人税なり所得税でこれはそれぞれの額が吸い上げられてまして、歳出というパイプを通じてやはり国民に還元されるわけでございます。

しかし、いま一般に言われておりますのは、その財政のパイプを通じてのことではなくて、直接価格を引き下げることによつて消費者に還元しろと、こういうことが言われているわけでございます。そして、このことについてはやはりできるだけその方が直截で望ましいと考へておるわけでございます。

しかし、御承知のように日本の場合、石油につきましてはおっしゃるやうに最近、三千円ばかり取引価格を下げたやうでございます。しかし、もう一つ言われまます電力について申しますと、これは通産省——通産大臣が特に言っているわけでございますが、電力料金というものはやはり二年ぐらゐの期間を見通して原価計算をするのがその業種として適當であり、かつそれが基幹的なコストをなすだけにむしろ長い目で見れば安定するんだ、こういう考へをとっているやうでございます。したがって、電力については、いまそれ全部還元いたしたとすると世帯当たり月に百三十円とか何か下がるんだとございまして、一年ういふことをしないでむしろ二年間ぐらゐ、一年間はもう間違いない。できれば五十四年度末までいまの供給価格を据え置く、こういう形の方が差益の還元の仕事としては適當であると、このやうに言っておるわけでございます。

それからそれ以外の問題につきましても、円高差益をすぐ還元できるやうなもの、たとえば専売公社がいまやっております外国たばこのやうなもの、これはもう製品で入るわけでございますから直ちに値下げをいたしたところでございます。しかし日本全体を考へますと、御案内のやうにやはり原料価格、原料の輸入が大部分でございますから、その還元というものは非常に迂回的な形をとつていくことはこれはやむを得ないであらうと思ふのでございまして。やはりそれが加工され、製品段階になるときに結局その円高の差益が還元されていくという形にならうかと思ふのでござい

最近におきます卸売物価が対前年同期で少し下がっております。これは別に円高ばかりのせいじやないとも思ひます。経済活動が鈍いというせいもあると思ひますけれども、やはり円高のメリツトも相当あるんじゃないかと思ひます。しかし、委員が申されましたやうに、国民としては、少なくとも下げられるものについてはできるだけ目に見える形で下げてほしいというものはもつともございまして、政府もいまだできるだけその方向で鋭意指導しているところでござい

○鈴木一弘君 大臣、円高のことだけのお答えになられたんですけれども、私はそういうときに石油税をつけるというところは反対の方向じゃないかという政治論はどうなんですかと聞いたんです。

○國務大臣(村山達雄君) これは少し鈴木さんと見解を異にするわけでございますが、これは消費税でございましてから理論としては石油コスト、原油コストに入っていくわけでございますが、先ほど申しましたやうに、実際の価格で言いますと二、三千円下げておるわけでございますので、實際の感覚から言いますとそれほどのことではないであらう。一方、総合エネルギー調査会等々言っておりますやうに、今後石油その他総合エネルギー対策というものは相当巨額の財政資金を必要とするわけでございます。今度は石油対策だけに限定して出たわけでございますので、いまほかで財源を求

められないとすれば、やはり石油に關係するものは石油の受益者が負担してもらふのはやむを得ないではなからうか。そしてまた、實際問題としてそれによつて石油価格が上がるという現況にもございませんでやむを得ないのじゃないかと、こんな感じがしております。

○鈴木一弘君 次は關連して揮発油税等、いわゆる軽油引取税から石油ガス税、こういうものについてですが、五十二年度でも一兆六千二百六十九億円で、そういうことになっております。全部合わせると、しかし、これが一般財源とはなっているけれども、全部いわゆる道路整備緊急措置というんですか、それに基づいて道路財源ということになる。五十三年度も同じシステムになるわけですね、そういうことになってくる。しかし、いま現状から見て道路整備事業だけが社会的、政治的な緊急な課題である、こういうものじゃないだらうと思ふんです。それほど政治的にも社会的にも最優先してやらなければならぬ緊急なものであるというやうにはどうも考へられないので、この揮発油税等について、これは検討を加えて弾力的な運用というものを図るやうなことにするべきだと思ふんですが、その点いかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) ただいまのやうな御意見はかねてからございましたし、またここ一兩年、年を追つて強くなつてきておるといふやうに私どもも感じております。ただいま油種ごとに負担を求めております個別消費税は揮発油税、地方道路税、航空機燃料税、石油ガス税ということで申しますといずれも実質的に特定財源化しておる。将来の問題として税負担を求めるときにはなるべく特定財源でない方が望ましい、一般財源である方が望ましいという基本的な考へ方もございまして、財政需要が変動するに伴ひまして、やはり石油關係の個別消費税の使途の配分を、一遍に一般財源とまで言えないにしても、たとえば総合的にもう少し広げて考へてみるとか、あるいは別の角度から言うところ総合エネルギーというやうなことを考へてみるとか、そういうことを考へる時期に

来ているのではないかと御意見が政府の税制調査会の内部でもかなり強まりつつございます。

ただ、現実の問題として考えてみますと、資金配分が全体としてどうなっているかという問題で、予算の総額が決まっております。

やはり五十二年、五十三年度としては予算でお認めいただいただけの道路整備費というものはどうしても必要である、そういう前提に立ちます限り、道路整備につきましてもガソリン税では足りない、この苦しい中から一般財源を投入せざるを得ないという状況でございますので、現実的にこれをはがしていくという事はなかなか言えなくして、できないという事態もまた御理解いただきたいと思っておりますが、やはりその問題は今後財政需要の変動に伴いまして、将来の重要な研究課題の一つとして意識しておりますけれども、当面はやはりそれぞれの整備事業、空港、道路というふうなもの、その財政需要から見ます限りは、特定財源投入はやむを得ないかもしれないというふうに私もは考えております。

○鈴木一弘君 次に、石油のいま挙げたようないろいろな諸税、それに加えて今度新たに石油税ができるということになるわけです。これは税収を広げるということだけじゃなくて、やはりこれは海外にも影響を与える、そういう内外の経済に与える影響が十分あるのではないかと。OPECの各諸国がこれまでの原油の価格の引き上げを行ってきた。これからの原油の価格は引き上げられる。一つの理由の中に、消費国の政府が原油で利益を得ている、つまり税金で取っているんじゃないか。それほど安いものなら上げる必要があるだろうというのが一つの大きな原因の中にも入っている。現実、大幅値上げ以降は急激な上昇はできないような世界的な制約になっていきますけれども、しかし、こういうような石油税をつくったりしてだんだんその負担をふやす、いわゆる政府が利得を得るというふうな言い方をすればそういうことになるわけですが、それがやはりまた原油価格の引き上げの口実を相手に与えるというふうな影響をつくるのではないかと御意見があるのです。その辺の配慮はどうしたらいいものでしょうか。

○政府委員(大倉眞隆君) 政府の税制調査会の中にも、ちよっとお名前を申し上げられませんが、一人かなり強くそういうことを御主張になった方がいらつしやいました。ただ、全体としての委員の意見としては、国際的な反響というものを両面から考えてみる必要があるだろう。一つは、他方の先進諸国の目から見ても日本が何か変な時期に変なことをやっているなあということになるかならないか、その面から申しますと、やはり消費国の方はいわゆる石油ショック以後、財政再建のために石油に対する税負担を増加させていくという例の方が多くございまして、そちらから見るとおかしきはないかと、アメリカもエネルギー法案が、もしそれが通らなければ課税金というふうなことも言っているわけでございますし、そちらからの心配はない。問題は産油国側からどう見られるか、確かに値上げが実現するときにそれを理由にカウントするということはある。ただ、現実にはどうかということになりますと、いま言葉が非常にむずかしいと思いますが、世界的な石油需給とかその他の経済的要因ももちろんございまして、うけれども、やはりOPEC、少なくともOAP E Cというふうな一種の国際カルテルが値段を決めるときには、経済的理由もさることながら、政治的、軍事的な理由も非常に強いということも否定できないし、またさらに価格体系として仕向け地別に価格を決めるということもない。したがって、先進国全体が同じような、先進消費国全体が同じような考え方をしておるその中で、ほかの国よりもまだ石油に対する負担が低い日本が、今回御提案している程度の石油の負担をふやしたとしても、だからグローバルに石油価格を上げるといふふうなつながりにはならないと考えていいのではないかと御議論が多かったわけですが、たまたまタイミングとして、政府案を決定いたしましたのがカラカスのOPECの会議の直前ということになりまして、私も一体どうということにな

るかなというのを実は若干はらはらして見ておったわけでございますが、御承知のとおりカラカスでは少なくとも半年間は上げないということになりましたし、まあそういう御意見の方が依然としてございまして、全体の多数の御意見としては、それを理由にこういう税負担を求めることは一切やめるということにはならないだろうという御判断であつたわけでございます。

○鈴木一弘君 税制調査会が昨年の暮れにまとめた答申の中で、この創設について、これは原料燃料に對し、先ほど答弁ありましたように一番根元において課税するという事で、事業活動に對する影響の面から見ても非常に問題ではないかという反対意見があつた。私もこの反対意見はすごく重要な意見じゃないかという感じがしてしようがない。本来は原料というものの課税というものは避けるべきだというふうな感じがいたします。特に日本は輸入せざるを得ない国ですから、そういう点について、今回提出するに当たって政府部内ではどういう検討を行いましたか。

○政府委員(大倉眞隆君) 非常に石油から出てくる製品というものが幅広く使われておりますので、その意味でこのような新しい負担を求めることに、それが経済全体に与える影響については十分慎重であるべきだということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、私も数年來こういう話が部内ではいろいろ話題になりながら、政府の税制調査会に具体的に提示したのは昨年の秋であつたという事は、これはいい悪いは別にしまして、円相場場の急激な変動という事態、これに即して、いよいよ具体的に検討をすることになったと率直に申し上げた方がいふと思ひます。

そういう局面でございまして、もちろん相場場の予測というのは非常にむずかしいでございますけれども、今回お願いしている程度の税負担が新たに追加されること、たとえば物価を押し上げてしまふとか、あるいはそれを通じて景気政策全体に悪影響を及ぼすとか、そういう心配が最も少ない時期ではなからうか。片一方で景気対策に全力

を挙げながら、しかし景気対策に矛盾しない範囲内ではできるだけ増収を図らなくてはならないというつらい立場に追い込まれておりますので、あれこれ考えました結果、いまお願いすべき時期ではないかという結論に達したわけでございます。

○鈴木一弘君 これはずっと答弁伺つていますと、石油新税をつくっても円高によつて大分助かりましたので影響は少なからう、円高がまるで救いの神のような感じの御答弁ばかりですと大臣以下皆さんなさつていらつしやるわけですが、これも、実際政府税調の考え方の中に、省エネルギーの立場から原油に内国税をかけることが望ましいというところだつたんだらうと思ひますね。

ところが、昨年八月の総合エネルギー調査会、これは通産大臣の諮問機関です。そこでの省エネルギー部会では、価格引き上げによる省エネルギー効果については、エネルギー価格が上昇しても実際には省エネルギーにはそれほど有効に働いていないと、こういうことを言つております。これが事実とすると、多少上げたつてどうしようもないということ、省エネルギーという効果はない。そこへ持ってきていまの話の円高が拍車をかけるとなれば、これは私は一体この税金のねらいは何だつたらうか。円高によつてエネルギーがとんとんになれば二重に効果を失われるということですよ。影響が少なからうということでは省エネルギーにならないだらうということ、そうすると、当初の目的とは全然違つた様相になつたということ、これは非常におかしな話なんですけれども、どういふふうに思ひますか。

○政府委員(大倉眞隆君) 二つの面からお答えしなくちゃならないと思ひますが、一つは、その円高差益を価格を通じて還元されることが望ましい、それに対してこの新税の負担は少なくとも理論的には利用消費者の方に転嫁されるべきものであつて、ちよつとそこそこはおかしきではないかということですが、その点は私もおかしきではない、消費される側から見ると一番わかりいい形とい

うのは、この税は六月から、幸いにして御審議いただいて成立すれば六月から実施になりますが、その前にとにかく還元するべき価格効果というものが一遍全部出てきて、その上で新しい税が入ったからその分は値がちょっと戻りましたという方がわかりやすいと思います。何が起ったかということは、何となくあいまいのままに上げるとか上げないとかいうことではない、もう一方がわかりにくい。しかし、それなりに個別の製品価格というものは市場の需給で決まるといふことでございしますし、価格体系全体がどう動いていくかということを一義的に税の方から規定するわけにはまいりませんので、油種ごとに物差しではかつたように、いま私どもはそういう方がわかりいいと申し上げているような値動きになるというふうには思いません。思えませんが、物の考え方としてはそうではなからうか。そして初めて石油対策に金がかかるので石油製品を利用、消費される方はこの負担をしていただきたい。それは円高差益の一部が価格を通じて還元されない部分になるであらうけれども、それは大蔵省がポケットに入れてしまふわけではなくて、石油対策として、財政のパイプを通じて国民の皆さんに還元するものでありまして、そういうふうには御説明すべき問題ではないかというふうに考えております。

それから省エネルギー効果の問題は、答申の表現をそのまま読ませていただきますと、「石油製品の価格が上昇することによってむしろ石油資源の節約及び有効利用に資することにもなる」との意見もあつた」といふ表現でございまして、これは答申の書き癖としましては、一部にそういう御意見をお示しになった方があるんだというところでございしますが、最近の答申はなるべく審議経過がわかるようにというところで、一部の意見も盛り込んで、そういう議論をしてこういう結論になったんですと、わかるようにしたいというところでございします。二、三年そういう答申になっておりますが、つまりそういう意見の委員がいらつしやつたわけですから、ただ全体としましては、この意見もあつた。」

という受け取り方でございまして、やはり価格弾力性を、価格によって石油消費を削減していくということには余り大きな期待を持ってはだめなんではないかと言ふ方が多いように私は受け取っております。特に非常に大幅な価格であれば別かも知れませんが、今回お願いしております程度か、まあ円換算でせいぜい一キロリッター七百円弱ぐらいの負担で、それがエネルギー消費の節約につながるというふうには、私どももそこまではとうてい期待できないというふうに考えます。

○鈴木一弘君　しかし、並列にしてもそういう意見もあつたというところで書いてあることは、何かあつたときには、そういうこともございまして、という答弁ができるようになっていくわけですから、これは期待をしているという事です。

ところが、通産省の方の省エネルギー部会では、エネルギー価格が上昇しても省エネルギーの効果は望めまい、非常に薄いと云う。これは大臣、政府部内に二つの違った意見があつたという事になるわけですよ。そういうことになるんじやないですか。この課税に対する省エネルギー効果、つまり、石油製品の値上げが若干行われるだろう、たとえば円高云々がない場合のことを考えていただけばわかるんですけれども、その場合に、上がったとして、大蔵省の税調の中には、省エネルギー効果もあらうとか、そう言う人もあつたという意見があつた。一方では、これはもう効果は望めないだろうという通産省の省エネルギー部会の意見があるし、政府に二つの考え方があつた感じがします。再度ここで、その効果について認識が政府部内で違つていゝるんじや困るんですけれども、どうでございましょう。

○国務大臣(村山達雄君)　これは恐らく、政府の意見というよりも、政府の諮問委員会の各委員の意見のばらつきが出ておるんだらうと思うのでございまして、それはそれでそれなりの意義があるだらうと思うのでございします。

ただし、一般的に言ひまして、今度のようなことで消費が減退するかどうかという問題は、や

はり多分にその需要の強さとそれから負担の重さで判断せざるを得ないと思つてございします。私たち、率直に今度の三・五％—実は〇・五％分は関税の方から吸収した分でございしますから、実質的には三％でございします。キロリッター当たり七百円ぐらい—一リッター七十銭になりますか、それで消費が減退するというふうにはなかなか考えられないのでございします。消費節約の面も言つておられますけれども、実際は、石油対策に財源がどうしても要るんだという面がやはり強調されてしかるべき性質のものであらうと、私はそのように考えているわけではございします。

○鈴木一弘君　昨日の新聞報道によると、大蔵省は再び一般消費税の五十四年導入を目指して税調の一般消費税審議をスタートさせるといふ方針を決めたといふことが載つていたんですけれども、今度のこの石油税法案、これはそういうことを背景に持った、一般消費税の先取りというふうに考えていいんでしょうか。

○政府委員(大倉典隆君)　新聞報道はそれぞれに観測をもつて書かれていますので、私がそれにいろいろ申し上げるのは差し控えたいと思ひますが、私が衆議院の大蔵委員会御質問に答えて申し上げましたのは、一般消費税の問題は、中期答申で、不公平税制と言われるものを直す、既存の税目であらゆる増収の努力をする、しかし、なおかつそれでは足りないであらうから、所得税で一般的な負担増加をお願いするか一般消費税の導入を考へるしかあるまい、税制調査会としては一般消費税の導入というものは検討すべき時期に來たかと思つてございまして、それを受けまして、三カ月ぐらいの期間でございまして、いろいろの方面に出かけまして中期答申の考え方を御説明する機会があつたわけではございします。

そのときに寄せられた御意見は、それはやっぱり歳出をもつと切つてほしいとか、もつといふゆる不公平税制を直さなくちゃだめだとかという御意見が非常に強かつたのはもちろんでございしますが、一般消費税そのものについて、その考

方というものは聞いたと、しかし具体的にそれは賛成とか反対とか言うためには、もう少し考えただけでなくて一種の案のようなものがないとそれ以上詰めて議論ができないではないかという反意も非常に強かつたわけですから、それを受けまして五十三年度の年度答申で、政府としては政府の責任で将来の財政の展望を示し、税制調査会はそのを受けて一般消費税についてもう少し具体的なものを早急に詰めたといふことは答申に掲げてございします。

で、ちょっと前置きが長くなりましたが、それを受けて事務局はどうするつもりか。事務局としてはやはりなるべく早い機会に審議を再開していただいて、試案と申しますか案と申しますか、もう少し具体的なものを税制調査会でつくつていただきたい。それを公表し、機会があれば国会にも御報告をし、そうして議論を詰めていただいた上で最終の答申、政府案というものをにたどりつくといふ過程を考えております。ただ、それにはある程度の時間がかかりますといふことをお答えしたわけではございします。

具体的にどの年度にどの税目での程度の負担増加を求めることが適當かというの、それは答申にまた詳しく書かれておりますように、その各年度の経済情勢全般を考へ、それに対応しての財政の姿勢を考へ、その一環としての税制を考へるという事で、具体的に各年度の税制改正で結論を出そう、その考え方は全然変わつておりませんので、私がその段取りを申し上げたことが、いかにも五十四年度に向かつて突撃を始めたといふふうには受け取られたのかもしれない。

それから税の性格としましては、このお願ひしております石油税と一般消費税というものは非常に異質のものであるといふふうに私は考へております。やはり課税対象が石油という特定の物でございします。課税段階は一番根元の一段階だけでございします。一般消費税とは非常に違う性格の税であるといふふうに考へております。

○鈴木一弘君　石油税についてわが党は賛成なん

ですけれども、私はどうも疑問点というのが非常に多いのです。たとえば税調の答申の中で、「石油資源の有限性及び我が国においてはエネルギーの石油依存度が極めて高いという実情からみて、この種の税を導入することは適当である」というんですね。エネルギーの石油依存度がきわめて高いからということであれば、一般財源として税収の増加を図るというより、政策的目的を持つてということが前になければならぬと思うんです。たとえば省エネルギーであるとか、いろいろ意味では、本当言えればこういう原料課税ですから、石油資源は有限である、しかしまた輸入依存度も高いから、だからかけるのだという。私は逆にそれは免税にすべきだろうという感じがするわけですね。そういう点ですれ違ひなんです。が、本当ならだから石油税というように考え方でなくて、何らかの対策として必要であれば輸入課税金のようないつでも外せるようなかっこうのもの考えるべきが本当じゃなかったか。一度税として確定してしまうと、なかなかこれは簡単に方向転換がやりにくいということもございいます。そういう点から見ても、どうしてこういう考え方になってきたのだろうか、その点の課税金というように考え方は全然考えておられなかったのかどうか、ひとつお答えいただきたい。

○政府委員(大倉隆雄君) 課税金という御議論は税制調査会の中にはございませんでした。

○鈴木一弘君 政府には……

○政府委員(大倉隆雄君) 政府の方にもございませんでした。というのは、やはり課税金という形ですと、それこそ原油油関税とどういう関係になるのか、どうもさつき石油税が非常に似ておるといふ御指摘がございましたが、もつと似てくるのではなからうかということ、やはり関税率審議会の方の長年の御議論も考えますと、どうも輸入課税金という考え方は出てこなかったと申し上げざるを得ないかと思ひます。

○鈴木一弘君 石油税に関連して、石油開発公団

から理事の方においてをいたしておりますので、若干時間をおかりして伺いたいと思ひます。

石油開発公団のいままでの業務の主力というのは、大部分が海外のいわゆる石油資源の開発と、自主開発といいますが、そういうものであったということなんですけれども、本年度からいいますか、いわゆる石油備蓄にも力を入れるようになってきています。

そこで、ひとつ最初に伺いたいのは、いままでの海外での石油資源開発の成果はどういう状況だったのですか。

○委員長(嶋崎均君) 鈴木君に申し上げます。大臣が衆議院の本会議でございしますので、中座させていただきます。

○鈴木一弘君 はい、結構です。

○参考人(江口裕通君) 開発関係で申し上げますと、現在石油公団は発足以来十年になるわけですが、海外及び日本海周縁で探鉱いたしておりますが、このうちで公団の投資対象あるいは債務保証の対象としております企業は四十二社でございます。

その四十二社に対して公団が投資をいたしております実績をごく簡単に申し上げますと、投資実績が五十一年度末で二千九百五十八億、約三千億でございます。それから、債務保証をいたしております保証額が二千二百三十四億ということになっております。その四十二社の内訳でございしますけれども、この中で当たっておる企業もございしますし、不幸にして当たらなかった企業もございします。その内訳を非常に概略申し上げますと、開発に成功いたしました現在生産をしております会社は十社でございます。この中には、例のアラビヤ石油のように債務保証だけの会社も二社ございします。いずれにいたしましても、十社が成功しております。それから、油、ガスを発見いたしましたのでその生産可能性について検討をしております、いわゆる検討段階にありますが五社でございます。そのほかの二十七社というのは、中

にはうまくいかない、あるいは会社の解散というようなことに陥るような企業もございしますが、一言にして申し上げますと探鉱活動中のものでございまして、これが二十七社でございます。合計四十二社。ちなみに、こういった成功十社、このうちの海外の八社からわが国に入ります油が大体年間で約二千万キロでございます。約八%近くの油が入っております、こういうことでございします。

○鈴木一弘君 いまの御答弁で、探鉱開発に成功し生産中のものが十社と、いまの答弁のようにアラビヤ石油についてはいわゆる債務保証だけということでありまして、まあ公団とは無関係というわけでもないでしょうけれども、成功して

ジャパン石油は、これは既開発油田の権利を買収したということですか。

○参考人(江口裕通君) ジャパン石油、俗称まあジャパン石油と申しますのは、アブダビ沖で従来ADMA、これはアブダビ・マリーン・エリアと申しますADMAという会社がございします。それのアブダビ沖の鉱区を譲り受けたわけでございます。これの約三〇%を譲り受けたわけでございます。この当時、確かにこの油田においては油は出ておりましたけれども、いわゆるファームインという形でございまして、その油田に対して一応権利を取りましてロイヤルティを払いまして、権利を譲りましてございしますが、しかしながら、なおこの中にはいわゆる今後二次探取と申しますか、一次——単にそれだけの姿のままで油の出方が十分でございせんので、水を圧入いたしましていわゆる二次探取をするわけでございますが、そういった部分が多数入っておりますというところでございます。そういう意味のリスクというものは若干あった油田でございします。ですから、私もこれを一応探鉱段階にあると、開発でもあらず探鉱でもあるというふうに考えてやっておりますわけでございます。

○鈴木一弘君 そうすると、アラビヤ石油、ジャパン石油、この二つを除いた八社ほどの程度の石

油をわが国に供給していただきますか。

○参考人(江口裕通君) 先ほど二千一百万キロという数字を申し上げましたが、アラビヤ石油がそのうちの約九百万キロでございます。それから、ジャパン石油が大体五百五十万キロでございますので、残りを引きますと約六百五十万キロ程度になるかと思ひます。

○鈴木一弘君 いま言われたように、実際にそれで、わが国の石油の全輸入量に対して先ほどは八%と言いましたね、八%ですか。——それに對して石油開発公団が先ほどの債務保証をした、債務保証をした以外の投資を行っている会社、こういうことで実質的に開発に成功したというものが、これが八社ということになるわけですか。そうですね。——それで、その八社の日本の総輸入量に対する比率はどのくらいですか。

○参考人(江口裕通君) 先ほどちょっと私、誤解があるかも知れませんが、先ほど申し上げました二千百万キロの根拠でございしますが、その対象としておりますのは、イラク石油開発、それからザイル合同石油等々、こうまいりますとこの海外関係が十社でございます。そのうちのアラビヤ石油がこれが債務保証だけになっております。これを先ほど引きまして、八百八十万キロを引いたわけでございます。それからJODCOといたのは、これは債務保証でございまして、それで残りの八社でございます。これを五百五十万キロが八社でございますけれども、先ほど私の方で八社と申し上げましたのは、ややこしいんでございしますが、この中で、この十社の中には公団の融資対象にならないところがございします。たとえばシーアイエネルギー、伊藤忠関係のシーアイエネルギーというふうな会社、あるいはジャパンローサルファというふうな会社もございします。これを引きまして八社ということでございます。

○鈴木一弘君 わかりました。まあ私の何とか錯覚で済みませんでした。それを抜いた八社の場合はどのくらいなんですか。いわゆるおたくの

言われた八社の場合は、全輸入量に対してどのぐらいの比率なんですか。

○参考人(江口裕通君) シーアイエネルギーは、これはまだわずかでございまして五万七千キロ、五十一年度実績でございまして。これは公団融資の対象にしておりませんでございまして。それから同じくジャバネローサルファが約二百九十万キロでございまして、両者合わせまして約三百万キロ、したがってそういうのを公団融資対象だけで二千百万キロ、これちよつと私、数字を前後いたしますが、十社では二千三百万キロでございまして、そのうちから二社を引きますと二千百万キロと、こういうことで、それが八社ということでございます。

○鈴木一弘君 それで債務保証を抜くと。

○参考人(江口裕通君) それで、その債務保証はアブダビだけの部分がいわゆるアラビア石油の八百八十万キロ、これを抜いていただければよろしいわけでございます。ですから二千二百万キロから八百八十万キロを除いていただければよろしいわけでございます。

○鈴木一弘君 わかりました。

石油開発公団は発足以来現在までこの探鉱のために、石油探鉱のためにどの程度の資金を使ってきたか、累計でひとつお願いいたします。

○参考人(江口裕通君) これはいわゆる出資と融資というふうにきわめて乱暴に分けてございいたしますと、出資が五十一年度まで、つまり公団が開設、四十二年以降でございまして、出しました金が千五百二十二億でございまして、それから融資が千四百三十六億で、合計いたしまして二千九百五十八億ということになるわけでございます。

○鈴木一弘君 まあいまのことから言うところ三千億相当というふうな資金、これを使つて見てみると、債務保証の分を抜くと一千百万キロリットルということですから、言えば四割を切るわけですね、三割前後になつてくる。そういうことでそれだけの金額を使つてその程度の石油しか日本に輸入

入できないと、これは失敗なんですか成功なんですか。

○参考人(江口裕通君) これは、私もこういう仕事に携わつてまいりますと、石油の本来の特性をいたしまして、やはり非常にたくさん金がかかることは御存じのとおりでございまして。それからリスクも非常に高い。あまつさえ、最近いわゆるテークオーバーという、まあ何と申しますか、国有化あるいはそういう収奪ということが行われております。それから税制も非常に高いということもございまして、非常に条件が悪化しておると、そういった条件に比べましては、私どものやっておりますことはかなりいい線をおつておるのではないかと、もちろん十分ではございませんけれども、いい線をおつておるのではないかと。

具体的につづ数字で申し上げていただきますと、大体油田発見の、油田の成功率というのがございまして、この成功率は二〇%以上になっております。いわゆる井戸を掘りまして掘り当てたというのが二〇%以上でございまして。二二、三%になります。これは世界の水準を上回つておるわけでございます。それから新油田の発見率も、これはそういった当りまちの中からは、いわゆる商業採算に乗りましますところの採算油田をとるわけでございますが、採算油田の発見率というのが一応四・七というぐらゐの数字になっております。

それで世界が大体三・三%ぐらゐでございまして、そういう点から見ましてもさして遜色はないのではないかと、その結果がこういう数字になっておるといふことを御了解いただきたいと思います。

○鈴木一弘君 石油開発公団が投融資を行なつてゐる、出資を行つたり融資を行つてゐる会社、そういう石油の探鉱開発の会社で、現在決算が黒字になつてゐる会社はどのぐらゐになりますか。

○参考人(江口裕通君) いわゆる配当のできる意味の何と申しますか黒字、利益を上げておりますのは、厳密に申しますとインドネシア石油だけに限られてございまして。ただ、先ほどもちよつと違つたところをおつしやいましたが、アラビア石油につきま

しては、これはもう恐らく、近く大体黒字化すると思ひます。まあ非常に概略申し上げますとそういう状態でございます。

○鈴木一弘君 確かに、私も事業報告書でここに持つておりますが、アラビア石油等はきつちつと当期の第十九期、五十一年の暮れのやつについてはもう当期利益は上がつてゐます、確かにね。確かにそれだけ黒字の会社が少くないことであると思ひます。

ひとつここで非常に矛盾した話で、質問でもしろいというが、あれなんですけれども、石油開発の各々の会社は探鉱の開発に成功しない方がよいという声があります。というのは、下手に成功するとその時点から大変な営業努力をしないと赤字がふえてくる。むしろ成功しないでいれば毎年このように公団からの資金の援助が受けられると、こういうふうなことが聞かえてくる、そういうような批判の声を聞くんですけれども、その点はどういうふうに思つておられますか。

○参考人(江口裕通君) まあ、これは公団の投融資比率の問題に絡む問題かと思ひます。しかし簡単に申し上げますと、これはまる抱えではございませぬので、たとえば特定プロジェクトにつきましては現在六六%でございまして、あるいは七割というものをしておるところもございまして、けれども、これは全体のプロジェクトでございまして、平均いたしますと恐らく三、四割程度の公団のシェアにならうかと思ひますが、要するに企業別に申しますと三、四割のシェアにならうかと思ひますが、やはり自己資金というものがどうして要つてくるわけでございます。したがつて、そういうものを当然みんな集める努力をしてもらたわけでございますし、かつ、その上に立つて皆さんお仕事をしておられるのであらうと思ひます。したがつて、そういう意味ではやはり成功しなければ会社としての意義がないという、これはもう一般の原則に当然立つものであると思ひわけです。

○鈴木一弘君 私の調査で、これは石油開発公団が出資、融資をしてゐる会社の中で、まあ五つの会社が一、二社の名前は特に挙げませんけれども、全部第十一森ビルの中にある。それから、四つの会社の本社の住所と電話番号が全く同じものがある。それから五つの会社の社長の名前が全く同じ人物であるというのがある。これは一体どういうことなんですか。

○参考人(江口裕通君) 具体的にどういふ会社を御指摘かわかりませんので、直にお答えはできませんが、いわけでございますが、まあそんなたいした事と、やはりこれは別会社をつくる必要があるというところであらうかと思ひます。じゃ、なぜ別会社をつくらなければならないかということでございますが、これはまあ一般的にこういうリスク企業でございますので、ある程度限定責任というところの立場を貫かなければならない。と同時に、探鉱をする、たとえば石油資源なら石油資源がいろいろなところで各国で探鉱いたしますけれども、国が違つておりますと法制も違つて、税制も違つて、税制も違つておるわけでございまして、これを全部一本に込みにいたしますと、なかなかその点で非常にまづい点も当然出てまいります。それなどは一つの例でございますが、そういうことでいわゆる別会社制度というものをとつてやつておるわけでございます。ただその場合に、これはやはり別会社にいたしましたと、いわゆる管理部門というものが非常に重複いたしますので、そういう意味である程度事務の効率化を図つておられるというふうな私どもは解釈しておるわけでありまして。たまたまそういう意味で場所が同じになるということも、それはやはりあり得るケースではないかというふうな思ひわけでございます。

○鈴木一弘君 私は世間常識で非常におかしう感じるんですね。とにかく五つの石油のいわゆる株式会社、あるいは石油開発の会社が同じビルの中にあったり、あるいは四つの会社が全く住所も電話番号も同じという、あるいは社長が五つの会社全部同じである。何だかいまの答弁では、各個ごとにあるからということ、まるで妖怪みたい

な、あちらの顔こちらの顔とくつつけたような形になってるんだらうというふうに想像できますけれどもね、しかしそれだけではちよつと、何か物が起きたときには、これは変じやないかと言わざるを得ないだらうと思うんですね。こういう点は、私はもう邪推をしないと、こういう実態から見ると、一つの探鉱に失敗したと、そして新たな会社をつくって今度公団から資金を出してもらつてまた別にやればいいと、カナダで失敗したら中東で、中東で失敗したらまたほかでというぐあいには、無責任態勢そのもので石油開発をやるといふふうになるんじゃないか、そういうことになるんじゃないかと思うんです。そうすると、石油開発公団が出資、融資をしているのもそういうことを見越して、まずくなつたら別の会社をおつくりくださいというふうにおやりになる、テーブルも同じ電話も同じということになる。これは邪推ですよ、これは。しかし、そういうふうにとられても仕方がないということじやまいと思ふんです。その辺のえりの正し方が非常に大事だと思うのですけれども、いかがお考えですか。

○参考人(江口裕通君) まあいまの御指摘は、次から次へ会社をころがしていくことがおかしいではないかという、ごく簡単に申すとそういうことであらうかと思ひますが、繰返しになりますが、やはり一つの同じ地域あるいは同じ国相手の仕事ばかりではございません。恐らくこれはごらんいただきますとかなり国はみんな違つておるだらうと思ひます。それからプロジェクトの内容も違つておるわけでございます。したがって、一件一件きちつとつて入れて、俗にけつを入れたといひますか、きれいにいたしまして次の仕事にかかつていく、あるいはそうした方が相手方に対する兼ね合いから言ひましても、税制等の問題から言ひましてもよろしいという実質的な問題があることも事実でございます。そういうような点もひとつ御考慮いただきましてごらんいただきたいと思ひわけでございます。

○鈴木一弘君 石油開発公団が出資したり融資したりする資金というのは、いわば国民の金でもあるわけですから、それを億単位で出していくわけでしょう。それが会社が、確かに言われるように相手国が違ふけれども、同じ電話番号で同じ住所で同じ社長さんでなつていうとかおかしな、一つの大部分が石油開発に失敗をする、一部開発に成功したとしても会社の黒字の見通しは立たない、採算が合わないということになる。また別のところを目指して一つの開発の会社ができるということになりかねない。これは公団の方の出資、融資の基準、それから出資、融資をした後どう監視をしていくのか。いまのは、こういう現状だけでも武士の情けをもつて見逃していただきたいというみだいな答弁に聞こえるんですけれども、そういうことじやなくて、私ははじめだけにはつきりしてやらなさいかぬですよと言つてゐるのです。何かあつたときには公団自身かぶらなさいやなくなつてきますよ。その点からもうこの点、出資、融資等についての基準やそれ以後の監視は一体どうなさつていらつしやるのか、伺つておきたいのです。

○参考人(江口裕通君) 御承知のように、これは公団が投融資をいたします場合には非常に厳密な審査をしておる。基本的に一口で申しますと法律にございませうな、公団法にございませうな安定かつ低廉な油が入るといふこと、しかもそれが適正に入るといふことでございますが、具体的に申し上げますと、これは技術的な点を非常に十分チェックをするわけでございます。

具体的方法といひましては、まあケースを申し上げますと、地質評価をまずするわけでございます。プロジェクトの地質評価をいたします。それからそれに基つて、第一次審査に基つてきまして経済性の評価、それからさらに内容の契約の評価、それから各会社の資金収支状況あるいは財務状況の把握という第二次審査といふことをいたします。この一次、二次の審査を事務的にいたしまして、それによりまして全部のこでいろいろな会議に諮りまして一次採択という手続をとります。それから、一次採択という手続で大体の了解を与えるわけでございますが、それに基づきまして今度は各社が相手方と契約交渉に入るわけでございます。それで個別に一々全部それについての御報告をいたします。そういうことで第二次採択といふことをいたしまして公団の投融資対象にするといふことでございます。

こういうことをやつてまいりまして、現在まで大体どの程度の比率になつておるか、つまり採択案件と非採択案件の比率でございますが、現在まで案件といひましては約七割程度になつておる、つまり採択しておる分が百件のうちで七件程度しか採択しておらないと、要するに非常に根拠の薄弱なものについては残念ながらお断りしておるといふようなことをいたしております。

それから、さらにそういうことで融資をいたしますと、まず融資をいたします段階には基本契約、出資の基本契約、貸し付けの基本契約をいたしますが、その基本契約に基づきまして個別の金の要るたび、その都度その都度いづゆる個々の出資あるいは融資といふものを承諾してまいります。そういう際には、いわゆる投融資企業の方から一々御連絡をいただきますと、公団の方でそれを御相談をいたした上で判断をさしていただけて投融資をする、そういう状況になつておるわけでございます。

○鈴木一弘君 先ほどのえりを正すべき、あるいは一つの決まりといひますか、ものをきちつとすべきだといふことについての答弁はただけでないでいるんですけれども、その辺はどう思ひますか。どうなさるつもりですか。

○参考人(江口裕通君) 私どもの方でえりを正すといふのはどういふことを申したらよいのかと思ひますけれども、いわゆる当たらないものについて……

○鈴木一弘君 けじめです、けじめをはつきりしろといふのです。

○参考人(江口裕通君) 当たらないものについてはいやはりきちつとこれは清算をするなり、そのま

ました。このときの払いました金が七億八千万ドルでございますが、これがジャパン石油に移されております。

ジャパン石油はそれを継承したわけでございしますが、その後、御存じの国有化ということが起こりまして、アブダビの国有会社、いわゆるADN O Cと申しておりますが、アブダビ石油公社が六割のテイクオーバーをいたしまして、そういう意味で相対的にJ O D C O、ジャパン石油のシェアが下がっております。現在権益の一・二%を持っております、こういうことに、非常に簡単でございますが、なっております。

○鈴木一弘君 先ほど、いまの答弁の中にあった海外石油開発が昭和四十七年十二月に買ったのは確かに七億八千万で、しかし、そのころアブダビ政府はADMAの利権の二五%を九千万ドルで取得したと、こういうふうに報道されているんですよ。それは事実ですか。

○参考人(江口裕通君) 恐らく当初アブダビ政府の持っておりますシェアを上げたわけでございします。国有化によりまして六〇%持っていくました。これが恐らく二五から六〇へ持っていくたんだらうと思います。これは実はいまこの場で承りましたので、ちょっと推測でございしますが、恐らくそのときに補償料、要するに国有化をいたします、テークオーバーをいたしますときの補償料というものを払っておるわけでございします。恐らくその補償料のことを御指摘になっておるのではないかと思います、これは少し調べさせていただきますか。

○鈴木一弘君 なるほど。

当時、一九七二年ADMA所有の石油の推定埋蔵量が十七億トン前後と、こう言われていたんですね。それに対してこの回収率二五%と、こう想定すると、全体で四億ドルが上限じゃないかというように、大体海外石油開発が取得した利権の価格が九千万ドル程度じゃないかと思ふんです。それが七億八千万ドルというふうに八倍以上の価格で買ったんじゃないかというふうに、こ

う疑問が出されているわけですね。その点について、これは私もよくわからないものですから、わからなくて質問をしているんですけれども、どうかわかるように、なぜそんなふうになったのか、この辺をお聞きしたいと思ふんです。それを、石油開発公社がお金を出してジャパン石油ができてそれを引き継いだというふうなことになるていくんじゃないか、この点はいかがでござい

ますか。

○参考人(江口裕通君) 七億八千万ドルの参加料につきましては、いろいろの別の案もその後あつたわけでございします。ただし、これはある意味においては問題は後から出ておつたというふうに思ひます。つまり、その国有化が六割というふうなやられたということ、あるいはそのほかいろいろの問題があつて、結局当初予定していたところの進みぐあいは必ずしもできなかったというところはわれわれとして申し上げざるを得ないと思ひます。ただし、七億八千万ドルは、やはりすでにその鉱区の中に、先ほど先生も御指摘になりましたように、油がかなり出たわけでございします。これが現在でございしますと五十万バレル程度のもはもう出ているわけでございします。それからさらに、その後二次採取の余地があるというところでございします。もしこれができれば現在だけでも、現在二つの油田から出ておりますが、これだけでも五十万バレル程度のものが出ておりますし、二次採取をいたしますと私どもの計画では七十万バレル程度のものがさらにこれから追加されてくるだろうというふうに思っております。それでこういった数字は、大体、現在サブアニア油田というのが例のカフジのところに出ておりますが、これが海洋油田として八十数万バレルのものでございします。これは一番大きなものでございします。ですから、ADMA鉱区というものは油田の価値から見ましてこれは非常に定性的でございしますが、決して劣るものではないというふう

に私どもは考えておるわけでございします。それから、当時考えておりました考え方とい

うしましては、水攻法を実施いたしましたことで約百三十億バレルという程度のものは取りたいというふうな考えております。

それから、そのほかにさらに、先ほど申しました補足でございしますが、まだ今後未開発余地があるというふうなことを考えまして、金銭的にこの数字がどういうふうな合理性があるかというところをいまして申し上げることはなかなかむづかしいわけでございますが、私どもとしてはこれは一応当時としては妥当な買い物をされたのであるというふうに考えております。

現在、その内訳でございしますが、当時一応七億八千万ドルの評価をいたしましては、現在ザクム、ウムシャイフという二つの油田が油が出ておりますが、これに約六億八千万ドルと、それからその他新地域の評価あるいは分割による利払いの必要というふうなものを加味いたしましたして、約七億八千万ドルというふうに考えておつた次第でございします。

○鈴木一弘君 じゃ、いいです。

○渡辺武君 石油税が創設されるわけですが、これによる税収見込み、これをお伺いしたい。

○政府委員(大倉真隆君) 平年度二千七百七十億円、初年度一千六百二十億円という推計をいたしております。

○渡辺武君 初年度一千六百二十億円。五十三年度の中小企業対策費にほぼ匹敵するくらい金額になるわけですが、かなりの予算を使つて大量の石油を備蓄しようということでありますけれども、私ここに資源エネルギー庁が出しました「90日石油備蓄増強について」というパンフレットを持っておりまして、これの九ページにこういうことが書かれております。「国際エネルギー機関(IEA)においても、国際石油融通スキームとの関連で、一九七六年一月一日までに七十日の中間目標を設定することとしたほか、一九八〇年までに九十日備蓄を達成するという意図表明を行っている」というふうに書かれております。

通産省に伺いたいんですが、この文章によりま

すと、今回のこの石油備蓄、これはIEAの決議に基づいたものだというふうに理解できるわけですが、ここに書かれている、国際石油融通スキームというのがありますが、これは一体どういうものなのか。また、ここに書かれているように石油の国際的融通のためにも今回の備蓄というのが進められているものなのかどうか。

○政府委員(大永勇作君) いま先生がおっしゃいましたようにIEAが決議をしておりますので、一九八〇年までに九十日の備蓄水準を達成する意図を表明するという決意を行つておるわけでございしますが、これはいわゆる国際的な義務ではないわけでございます。そういうことも踏まえながら我が国は独自に九十日備蓄実施計画を進めておるものでございします。

それから、緊急時におきます融通システムでございしますが、これは九十日というのが計算の基礎としては用いられていますが、先ほど申し上げましたように、九十日というのは国際的な義務といたした性質のものではない、まあ努力目標といったようなものであるかと思ひます。

○渡辺武君 いや、今回の石油備蓄計画、これは日本もIEAに加盟しているわけですから、やはりそのIEAの決議、これに沿つたものだというふうに理解していいんじゃないかと思ふんですが、私伺いたいことは、この石油備蓄が石油の国際的融通ということに役立たせるというもののなかでどうか、これを伺いたいんです。

○説明員(木下博生君) お答えいたします。

IEAで国際石油緊急融通スキームというのができておりますけれども、それに基つきまして、緊急時、石油の供給が減りました場合に必要に応じて国ごとに油を融通し合うというスキームがございします。石油の備蓄につきましては、そのそれぞれの国に供給が減りました場合にそれを補うためにそれぞれの国が自分の国の備蓄を使うという性質のものでございします。

○渡辺武君 すると、もしいまおっしゃったいわゆる緊急事態が出て、どこかの国に緊急に石油を

融通しなきゃならぬという場合には、日本で備蓄している石油を供給するということはあり得ないことなんでしょうか、それともあり得ることなんでしょうか。

○説明員(木下博生君) 日本の場合には石油供給のほば一〇〇%を輸入しております。したがっていまして、供給が減りました場合に、日本に持つておきます油をほかの国に融通するということはまず考えられないことでございます。

○渡辺武君 しかし、IEAには日本は加盟しているわけでしょう。IEAは石油の備蓄とそれから緊急時の国際的な融通、この二つをやることになっていきますね。加盟している日本が、自分のところで備蓄した石油は自分のところだけで使つて、国際融通というシステムは全然無関係だというわけにはいかないんじゃないですか、どうですか。

○説明員(木下博生君) IEAの緊急融通スキームによりまして、石油の供給が七%まで落ちました場合に、それまでの間は各回はそのそれぞれ自国で消費を抑制する形で対処するという形になっております。全体に対する供給が七%を超えまして落ちました場合には、必要に応じて融通をすることもあり得るわけでございますけれども、その場合でもそれぞれの国に対する石油の供給量というのがゼロになるというようないことは予想されませんので、九三%より少ない国あるいは九三%より供給が多い国というところで、場合によっては融通が行われるということでございますが、その場合には、日本の場合には油を全部輸入しておりますから、毎度入ってくる油の配分によって変わってくるというところでございます。

○渡辺武君 どうもよくわからないんですが、全然備蓄とは無関係のことだというふうに理解すべきですか、どうですか。

○説明員(木下博生君) IEAの緊急融通スキームによりまして備蓄を取り崩す場合の考え方というのは、全く無関係ではございません。しかし日本の場合には、九三%というその水準から落ちた

場合あるいはそれより高かった場合によって事情は違いますが、日本の場合にはまずやりまことは、みずからの備蓄をみずからの供給の削減を補うために充てるといふ形でやっておりますので、日本の油をほかの国に持つていくというようなことはまず考えられないことでございます。

○渡辺武君 まず考えられないけれども、関連はあるというところでしようね。奥歯に物がはさまったやうでどうもはつきりしない。

時間がながいので次に質問を移しますけれども、四月二日からIEAの国際石油融通スキームが、その有効性をテストするために九週間の間机上演習をやる、もうやりつつあるということだそうでありますが、どういう内容のものなのか、おっしゃっていただきたい。

なお、さっきの質問に対して何か答弁があればついでに言ってください。

○説明員(木下博生君) まず、先ほどの緊急融通システムと備蓄との関係についても少し詳しく御説明いたしますと、日本の場合には国内に九十日まで八〇年度までに備蓄する計画に一応な計画を各国とも進めておるわけでございますけれども、各国に対する石油の供給が落ちました場合に、各国ともまず第一にやることは、みずからの石油の消費量を抑制するという措置をまずとります。それで、ある水準以下に供給が落ちました場合には、各国はそこで各国みずからの供給を補うために、みずからの備蓄を使つていこうという形でもやろうという考え方でございます。その仕組みでまだ再び足りない場合には、その部分についてだけ石油の融通を行うというところで、その場合でも、日本にまいる場合は、日本に入りますます石油の量が実際上減らされるというやうな形で融通が行われるという形になるわけでございまして、日本に持つておきます油を出して、輸出したたとえばほかの国に持つていくというやうなことは、まず日本の場合には起こり得ないことでございます。

それから、テストランのことでございますが、おっしゃいましたように、先週金曜日からIEAの緊急時のテストランというのを始めております。これは、そういう緊急融通スキームというのが一応できておりますので、常時情報の収集等は行つておるわけでございますが、いざ何か不測の事態が起こつて供給が落ちました場合に、実際にそういう緊急融通スキームがうまく動くかどうかのテストをしようということで、IEAと関係各国政府及び関係各石油会社が協力しまして実施しておるものでございます。

○渡辺武君 どんな事態が起こったという想定のもとにやられておるんですか。具体的に、たとえばどこかの国で何%ぐらいの石油の削減があったというやうなことをやはり想定してやっておるんですか。

○説明員(木下博生君) 実際には、ある幾つかの国で何らかの理由で供給が落ちたという想定をつくりまして、それによってテストをしておりますが、これはあくまでもそういうスキームがうまく動くかどうかのテストをやるというところでございまして、実際にあり得るやうなケースを想定してやるのではなくて、全く架空のケースを想定してテストをやつておるわけでございます。

○渡辺武君 それは架空のことを想定してやつておるんでしよう、机上テストですからね。その場合、どこかの国に何%ぐらいの石油の削減が起こったんだというふうに今回は想定しているのか。それから、その場合が国の果たすべき役割りはどんなふうになるのか。それから、一体いま政府及び石油会社が参加していると言つておられますね、日本ではどういふところが参加しているのか、その辺聞かしてください。

○説明員(木下博生君) テストをやっております具体的な中身につきましては、各国それぞれ国際的な話し合いでやつておりますので、内容は公表しないという形でやつておりますので、具体的な国の名前は申し上げられませんが、幾つかの供給国の場合には、その供給国の供給が何%か下がった

というやうな事態を想定しまして、それを受けつて、それとや各国が通常の状態で油を輸入しております状態とどういふふうに将来違ってくるかどうかというのを想定した上で、お互いに情報を交換し合つてやつていくというところでございまして、日本の場合には、主な石油会社が参加しております。

○渡辺武君 日本の果たす役割りは。

○説明員(木下博生君) 日本の果たす役割りは、これはIEAのバリに事務局がございまして、その事務局とそれから日本の政府との間にお互いに、日本にそういうケースの場合には油がどのくらい供給が減るだろうかという情報を受けまして、その受けました情報をもとに、日本としてはどのくらい油が実際に供給が減るだろうかという想定をしたりして、それをIEAの事務局との間でお互いに情報交換をし合ひながら、じゃ具体的にこういうことになるなというのを決めていく。その場合には、もし日本に対して融通が行われる立場になるかどうかは、これはやつてみないとわかりません。

○渡辺武君 日本で参加している会社はどういう会社ですか。それから、国際的に供給市場で有力な会社というのにも参加していると思うんですが、つまり別の言葉で言えばメジャーですが、どこが参加していますか。

それからついでに聞きますけれども、何でもこういう緊急事態が起こったというふうに予想してこういう訓練をやるのか、その辺聞かしてください。

○説明員(木下博生君) 国際的にはいわゆるメジャーと言われるやうな石油会社がたくさんおりますし、それ以外でも、アメリカで大きな石油会社、ヨーロッパでも大きな石油会社がございますが、そういう会社はほとんど全部参加しております。日本の場合には、いわゆるそういう国際的なメジャーと言われる会社自身はございませんが、子会社はございますけれども、その子会社あるいは関連会社はございまして、関連会社はそれぞれ

の親会社を通じて参加しておる。それから、日本にありまういゆる幾つかの大規模な石油精製会社が参加しているということでございます。

それから……

○渡辺武君 なぜいま時分こんなことをやるのか。

○説明員(木下博生君) なぜいま時分やっているかということですが、IEAができたのは一九七四年の十一月でございます。十一月にできまして以降、この緊急融通スキームというのは非常に複雑な仕組みでございますので、まず緊急融通スキームの全体をつくり上げることに大体精力を使っておりました。ほぼ昨年一ぱいでそのスキームができ上がった形になっております。したがって、それ以前でも従来からとどきどきルーチンに情報を出し合うということはやっておったわけですが、今度はそういうスキームが一度できたので、実際にその複雑なスキームがうまく動くかどうかをやるということ、たまたまタイミングがこの四月の初めになったということでございます。

○渡辺武君 今度の備蓄計画ですと大体九十日と九十日といえ一年間分の四分の一ですね。それに国家備蓄を加えて百日と。百日といえは大体三割近くの石油が備蓄されると、こういうことになるかと思うんですね。それで、それを使ってもなおかつ足りないときには他国から融通を受ける。同様に他国も備蓄をしているものを使って、あるいは消費の節約をして、それでも足りないければよその国から融通を受けると、こういうことですね。そうすると、かなり大規模な供給の削減があるということは想定してのことじゃないかという感じがするんですね。その緊急事態と、この感じはどうかを想定しているんですか。

○説明員(木下博生君) 緊急事態につきましては、現実供給が減る事態が起こったというようなことでございまして、その原因が物理的なものか政治的なものかというようなことは全く決めておりません。ただ、現実石油の供給が何らかの

理由によって減った場合ということで、その場合にこの緊急融通スキームを発動しようということでございます。

それで、いま先生の最初の方でお話ございましたけれども、先ほど申し上げましたように、IEA全体として石油の供給が七割減る段階までは、それぞれが国がみずから消費の削減をやることによって対処していく。七割以上減りました場合には、七割というラインともう一つ一〇割というラインがありまして、七割のラインで御説明いたしますと、七割以上IEA全体の供給が減りました場合に、国によつては大きく減るところもあるし、別の国によつてはその減り方が少ない場合もある。その次にやりますことは、それぞれの国が一義的にある算定方式によりまして、それぞれの国の備蓄を取り崩していく。取り崩してまいりまして、その供給が大幅に、七割なら七割ラインより大幅に落ちていく国があります場合には、その部分の国に対して、将来行われる石油の供給がほかの国にいくよりも少したくさんいくようなかつこうに持つていく形によつて調整しようというのがこのスキームでございます。

○渡辺武君 だからずいぶん大規模な石油供給削減が起こると、そういうことを予想している。これはまことに私はききな臭い話だと思ふんですね。それであなたの方に出されたこのパンフレットには、これは八ページに書いてあるんですが、「ヨーロッパ諸国では、一九五六年のスエズ動乱、一九六七年の第三次中東戦争の際のヨーロッパ禁輸などの体験から、備蓄の必要性が早くから認識されてきた」と、こういうことで、本当にききな臭い話がここに出てくるんですね。大体そんなところを考えているわけですか。

○説明員(木下博生君) そういう事態が過去にございましてけれども、たとえば昨年場合には、サウジアラビアで油田の火災事故があったというところがございまして、それから、御承知のように石油の供給ルートでは非常に狭い海峡を通るといううなところありますので、そこで何らかの事故が

起こるといふようなこともあります。したがって、いろいろな理由によつて石油の供給が一時的に停止あるいは削減されるといふことがありますので、そのいろいろな理由を特に最初から予想しているわけじゃないんですが、そういう事態が実際に起こったから何かのお互いの協力措置を講じようということでございます。

○渡辺武君 スエズ動乱とか第三次中東戦争とか、ここに例示されているような事態、これも一応考慮の中に入っているというふうに理解しないか、どこかの海峡でタンカーがどうにかなくなったといううなことで、そんな大規模な石油の供給削減が起こるなんというところはちょっと普通考えただけで考えられないでしょう。大体私、このIEAの発足ですね、これ自体がまことにききな臭いアメリカの意図との絡みで出てくるんじゃないかという感じがするんですね。

一九七四年だっと思ひますけれども、キンシンジャーとフォードがこの中東諸国に対して非常にきつい高姿勢の発言をしましたね。私ここに一九七五年の一月のキンシンジャーのビジネス・ウィーク誌とのインタビューの記事持っています。こういうことですね。キンシンジャーがこういうことを言っているんですね。「サウジアラビアを格を下げる唯一の可能性は、サウジアラビアがイランのような国に大規模な政治闘争をしかけて、かれらの政治的安定と、もしかれらが協力しないならばおそれるかれらの安全を危険に陥れるようにすることにある」と、OPECを敵対国とみなしての話ですね。このキンシンジャーのインタビューに対してフォードがすぐ、そうですね、キンシンジャーのインタビューが一月二日、フォードがタイム誌とインタビューしたのは一月十二日ですけれども、ここでこういうことを言っているんですね。彼が、つまりキンシンジャーが「言葉にして言っているのは、自由世界すなわち工業世界がしめ殺される場合には、武力をも除くものではない」といふことだ」といふことを言っている。これは有名な言葉で記憶しておられるでし

ようけど、まことにききな臭い立場からキンシンジャーが提唱して、このIEAというのがつくられてきている。

その後、OECDの中の機構としていわば平和的な装いはとっておりまして、とっているけれども、そのIEAの中ではやはりアメリカが最大の投票権を持っているといううな状態ですし、それから今回の緊急事態発生の場合の国際融通スキームを動かす場合、その緊急事態が起こったのかあるいは起こるおそれがあるのかといううなことは、事務局がこれはメジャーと相談をしてメジャーの意見を聞いて決める、それからどういう措置をとったらいのかということもメジャーと相談をして決める、こういううな仕組みになっていきます。ですから、やはりまことにOPEC敵視という立場に立ったアメリカが、いわば事実上主導権を握つてこのIEAを動かしているといううにしか私見られないと思ふんですね。

そこで、あなたの方のこのパンフレットの六ページを見てみますと、「緊急事態に際して、国民にゆとりをもたせ社会的混乱を回避するとともに、石油の消費削減とあわせて国民経済の緊急時体制へのスムーズな転換を図るために、石油備蓄は不可欠である。この意味で石油備蓄は国民経済の安全保障に必要な一種の保険であるといえよう」と、こういうふうに出てくるんですね。もちろん、石油の備蓄が全然要らないとか反対だとかいうことを私も言おうとしているんじゃないんだけれども、しかしこうした危険なアメリカの国際的な機構の中に入って、そうしてスエズ動乱などを例証にあなたの方で起つてOPEC諸国その他からの石油の供給が大幅に低下したといううな場合にどうするかといううな見地からいろいろ問題を立てて、そうして今回すにまうその演習もやっていると、そういううな状態ですね。そういう状態を背景にして、そうして中小企業対策費とほぼ匹敵するくらい莫大な予算を使つて九十日、百日の石油の備蓄をやるということですね。

私はこれは、確かに石油儲蓄することは経済上の安全保障という点には一面ではなるけれども、大きな筋から言えば、かえってOPEC諸国との敵対という点からしてわが国の安全、経済上の安全保障という点で非常に危険なものだといふに考えざるを得ないと思うんですが、どうですか。

○説明員(木下博生君) I E Aができませんときにアメリカが一つの提案国であったという点は先生のおっしゃるとおりでございます。

それから、キッシンジャー國務長官が記者会見等で申し述べたのは、私どもも雑誌で読んでおりますけれども、ただ、当時のキッシンジャー國務長官が言ったままを受けてI E Aというようにものができたわけじゃないで、石油消費国

各国は、やはり将来の長期的なエネルギー問題を解決するためにはお互いに協力する必要があるというように、O E C Dの中にこのI E Aという機関をつくらうということになってきたわけでございます。したがって、I E Aの中にはこの緊急融通スキームをやっております仕事の一つございまして、それ以外に長期協力計画というふうなことで長期協力、代替エネルギーの開発あるいは節約というものを各国大いに協力し合つてやっています。それから新エネルギー

Iの研究開発協力もお互いに行っているというふうな部局もございまして、それから石油のマーケティングについての情報をお互いに交換し合おうというふうな部局もありまして、したがって、最近OPEC諸国が言っております長期的に見たエネルギー問題解決のためにはできるだけ石油の消費を節約したかどうかということについては、全く産油国側と消費国側の意見が一致して、お互いに同じような形で協力し合っているというのが現状でございます。

○渡辺武君 あなたの方からの説明はそうだろうと、そんなところだろうと思ひます。しかし、念のために申し上げておきますけれども、やっぱりこのI E Aの最大の投票権を持っているのはア

メリカだし、アメリカとその他の二、三の国が一緒にになりさえすれば、日本がどういふことを言おうともそれは通らぬような仕組みになっていまして、わな。それで、いま言ったように事務局の体制もメジャーの意見がすつと通るというふうな形になっておりますので、いまのアメリカの中東政策との関連も考えて、これは私どもは非常に危険なものだといふふうに思わざるを得ないといふことはつきり申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ伺いたいのは、当時D Dオイルあるいはまた政府間のG Gオイルですね、これの輸入をふやすんだということを盛んに言われておりましたが、昨年度どのくらいあるのか、全輸入量の中のパーセンテージを言ってください。

○説明員(箕輪哲君) 五十二年度につきましてはまだはつきりした数字がありませんので、とりあえず五十一年度の輸入実績について申し上げますと、いわゆるG G原油は八百四十万キロリットルでございます。それから、いわゆるD D原油といわれておりますものの輸入は三千三百三十万キロリットルでございます。合計いたしますと四千七百七十万キロリットルというものがG GないしD D原油の輸入でございます。五十一年度全輸入に占めますウエイトと申しますのは一五・一%ということになります。

それから、まだ推定でございますけれども、五十二年度につきましてはこれが若干比率がふえるのではないかと申すに考へております。

○渡辺武君 若干比率がふえれば結構なことだと思ひますが、私、わが国はエネルギー資源が非常に少なく、外国から石油を輸入せざるを得ないという実態を踏まえて、わが国のやはり経済の自主性をどう保持しながら経済的な発展を図っていくかという点では、いまのように外国から輸入する石油の多くの部分をアメリカの石油独占資本に握られていゝという事態は、国の独立という点からしても非常に好ましくないことだと思ひます。そういう意味で、D DオイルあるいはまたG Gオイル、これの比率をもっととふやさ

なきやならぬというふうに思ひます。そうして、やはり産油国との互恵平等の立場に立つた貿易をもっと全面的に発展させる必要があるのじゃないかというふうに思ひます。

私事で申しわけないんですが、私、一九七四年にイラクのパクダードで開かれた石油資源国際セミナー、これに出席したときに、イラク政府の経済局長のアル・メデイという方に会いました。これは元OPECの事務局局長です。石油のことについては権威者ですね。その方といろいろ話しておりましたが、こういうことを言っておられたです。もし日本が工業製品を適正な価格で輸出してくれば、イラクとしても石油製品を適正な価格で輸出するということをはつきり私に言明したんです。そういう点もありまして、私どもは少なくとも外国から輸入するエネルギーについては、まさにそうした立場でメジャーを頼らずに直接的な取引をもっと拡大すべきだといふふうに思ひますが、その点どう思われますか。

○説明員(箕輪哲君) ただいま御指摘の点は、私もまさにそのとおり考へておりました。実は昨年の八月に総合エネルギー調査会の中間報告、石油部会の中間報告をいただいたわけでございまして、その中でも長期安定供給ソースの確保のためには、いわゆる自主開発原油ですとか、G G原油ですとかあるのはD Dというふうな、みずから確保できる自由度の高い原油の確保に努めるべきである、大体の目安といたしまして昭和六十五年度までに自主開発原油を含めまして、大体需要の三分の一程度の規模というのを目標にしたかどうかだいておられます。

現実にはどのような対応をしているかということでございますけれども、先ほどG G、D D原油の輸入量の概数については申し上げましたが、来年度の石油の供給計画におきましては、いわゆる自主開発原油だけについてでございますけれども、日本への引き取り量を目標として明示するといふようなこともさせていただいております。それ以外にも、ものによつては重質原油というものも今後多くなってくるということも予想されますので、全般的な重質油分解のあり方ということについても検討を進めていくといふようにして引き取りやすいような体制を整えていきたい、そのように考へております。

○渡辺武君 どうもせっかく大蔵委員会で大蔵省に聞かないのは悪いですから……。今度の石油税税率三・五%ということなんですが、石油一キロリットルについてどのくらいの税負担になりますか。

○政府委員(大倉真隆君) これは原油の引き取り価格いかによつて若干変動いたしますけれども、現在の情勢で計算してみますと、大体原油一キロリットル当たり七百円前後とお考えいただいでよろしいだろうと思ひます。

○渡辺武君 一方で輸入関税下げたでしょう、それも考慮しての数字ですか。

○政府委員(大倉真隆君) 三・五%で計算しますと、八百円弱になろうかと思ひます。それから百十円引きましたわけでございます。

○渡辺武君 そこで伺いたいんですが、この税負担ですね、これは税の何といひますか、性格からすれば、これは当然石油の価格に織り込まれていくというふうに考へられるわけですが、どういふふうに石油価格に転嫁されていくのか。つまり、全油種について同じような割合で転嫁されていくのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(大倉真隆君) 税が性格上転嫁を予定しておるという側面から申しますと、理屈としてはいろいろな石油製品にその中に使われている原油に依つて油種別に配分のときにコストとして計算されていくということが望ましい、特定の油種にしわ寄せされたいことが望ましいといふふうに税の立場からは考へておりますが、しかし、もちろんよく御承知のように、実際の石油価格というものにはそれぞれの製品に対する需給にもよりますから、なかなか機械ではかったようにうまくいかないかもしれません。特定の油種にしわ寄せ

されないことが望ましいということは、私どもとしてはそう考えております。

○渡辺武君 特定の油種にしわ寄せされないことが望ましいとおっしゃられても、実際の需給関係等々、これで特定の油種にいわばずっと集中してくるというおそれがあるんじゃないかという気がするんですね。たとえばナフサだとか重油だとか、買手が大金業だというような場合、値決め交渉で石油税を価格に織り込むというのはなかなか困難だ、そういうふうになっていくんじゃないか。むしろ灯油とかガソリンとか、一般大衆の使用のようなものですね、これについて税金がずっと価格に織り込まれてくるという可能性はあるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(大倉真隆君) その辺は率直に申し上げて私も素人でございまして、むしろエネルギーの方からお答えいただいた方がいんじゃないかと思いますが、ただ私なりに承知しております最近の情勢は、少なくとも末端ではガソリンは値崩れしてございまして、灯油の価格については通産省、それと別の角度からの指導もなさっております。そういうふうには私は理解しております。

○渡辺武君 主税局長、衆議院の大蔵委員会での御答弁ですね、私速記録読ましていただきましたが、いまの水準あるいは最近若干値崩れをしていれば、その値崩れ前の水準に比べて上がるようなことはないと趣旨のことを言っておられますね。うなずいておられるからそのとおりだと思っておりますが、もしこういうことだとしますと、元売りの方の石連は石油税がかつたらこれは価格を上げざるを得ないという趣旨のことを言っていますよね。ところが、末端価格がもし仮に上がらないということになったらどかが負担しますか。

○政府委員(大倉真隆君) たしかその同じ日にその問題を御質疑になってお答えしたと思うんですが、石連の会長さんがそういうことを言っておられるという新聞記事は拝見しましたけれども、それは石油税は本来コストとして配分される

んだという趣旨ならばよくわかります。しかし、先ほど来お答えしているような、もちろん為替相場場の先行きというものはむずかしいうございしますが、しかし昨年の上期の状態といまの円相場場の状態を考えれば、昨年の上期の値段が石油税分だけまた上がらざるを得ない、元売りが上げざるを得ない、そんな状況にはないはずじゃないだろうかというように私は考えております。

○渡辺武君 なるほど。

そうすると、元売りが今度のこの石油税については、これはいわば負担するというふうに考えられておるんですね。

○政府委員(大倉真隆君) その負担するというふうには言い切るんじゃないくて、どういうプロセスになるかということ、本来為替差益を含む円高利益というものがあつて、他のコストの事情が変わらなければ、それは付加価値を通じて市場価格が下がってくるのが望ましいであらう。ですから、六月から仮にこの税法が動くとして、まずは税が動く前の姿で市場価格が一巡下がってその上でこの七百円、重油換算七百円ですから、製品にすれば個々の製品はもう少し安くなるでしょうが、その分が上がりましてという方が消費者サイドにとつてみれば、何が起つたのかわかりやすい、そういうプロセスになってくれることの方がわかりやすいと私は思ふんです。ただ、現実の価格というものがそういうふうには物差しではかつたようにうまくいくかどうかという点になりますと、なかなかそうはいかないだろう。それは五月末でも六月でもまだ相場がいろいろ動いてみたり、別のコスト要因があつたりするんでござい

まして。しかし、考え方としては石油会社はその分を負担するという性格のものではない。ですから、本当に仮定の上でございしますが、たとえば二千円下がって七百円上がるというかわりに千三百円下がるというふうなことになるんではなからうか、これは数字は仮定の上です。

○渡辺武君 先ほど石油各社の為替差益の数字の報告がありました。私の聞き違いでなければ七千

八百億円の差益が出ている。しかし、原油の価格も上がっているし、備蓄費やコンビナート対策等々でコストがかかつて、これが七千二百億円だという趣旨の御答弁がありました。この数字がちょっとおかしいんじゃないかという感じがするんです。もう時間も余りないので中身に立ち入って議論するわけにいかないんですが、私は非常にこれは疑問しい。とにかく消費者も、この為替差益については消費者に還元しろと非常に強い要望を持っておりますし、これは国民的な世論だというふうに見えていと思うんです。今回石油税がかつたからといって、やはり莫大な為替差益を持つている限りはこれを価格に上乗せするというようなことはやるべきでない。私も石油税そのものは反対です。反対だが、力関係で仮に法案が通つたとしてその場合のことですが、価格に転嫁するべきじゃないというふうに思いますが、どうですか。

○政府委員(大永勇作君) けさほど申し上げましたのは、五十二年度におきますバランスの問題といたしまして、為替差益がどの程度出て、原油代

の価格その他がどの程度上がっているか、こういうことを申し上げたわけでございまして、今後の価格のあり方につきまして御説明申し上げたわけではないわけでございまして。

最近におきます為替レートの動向を考えますと、今後の原油の価格その他いろいろございまして、けれども、現状におきまして考えますと、石油税ができたからといって、それが価格に直ちに反映されるというふうな可能性は少ないのではないかと

いうふうに考えておる次第でございまして。

○渡辺武君 だろうと思ひますね。とにかくこれはメジャー系の石油会社の昨年十二月期の決算の新聞記事ですけれども、東亜燃料、モービル、エッソ、シェルなど五社、経常利益の伸びがものすごいんですね。東亜燃料の場合は前年に比べて三九・六%も伸びている。モービルの場合三一・七%も伸びている。為替差益が入つて、含めてのもうけですよ、べらぼうなものですわな。それから

日石の場合でも、これは別の新聞の記事ですけれども、「今三ヶ月経常利益三百三十億円と前期比五割強の大幅増益となる見通しだ。」、こうなつて、これでは為替差益還元いたしませんなんてとうてい言えたような義理じゃないという状態なんです。その点もひとつよく心得ておいていただきたいというふうに思ひます。

為替差益還元についてはどうですか。つまり逆に価格下げるという問題は。

○政府委員(大永勇作君) 価格の問題につきましては、現実のことしに入りましてからかなり低下の傾向がございまして、ガソリン、灯油、ナフサ、それぞれ物によつて違いますけれども、二千円あるいはそれ以上の値下がりをしておるといふ状況でございまして。

○渡辺武君 そのところはもう少し論争したいのですが、時間がないので改めてやりましょう。そこで次に伺いたいんですが、この莫大な予算で莫大な量の石油の備蓄が始まるわけですが、いままでも始まつていたけれども、今後続くわけですが、特に九州とか四国とか沖縄とか、南の方ですね、従来石油基地になるだろうと目されていたようなところが一斉に動き出している。住民は大変な不安を感じているというのが実情なんです。それで伺いたいのですが、民間企業が独自にやる場合、それから共同備蓄をやる場合、この三つのケースについて備蓄量、それから補助などの今回の政府の施策、それから備蓄計画の具体的なプロジェクトですね、これをお聞かせいただきたいと思ひます。まず国家備蓄の方からやつてくださ

い。

○政府委員(大永勇作君) 國の備蓄につきましては、一つは陸上におきます備蓄でございまして、これにつきましては千二百五十万キロリッターのタンクを五十七年度までに建てまして入れるというところでございまして、そのための土地の取得費が新年度の予算に計上されているわけでござい

タンカー備蓄をやるということで、これが五十三年度におきまして五百万キロリットルのタンカー備蓄をやるということで、そのタンカーにつきましての用船料、それから原油は財投でまかないますけれども、その利子補給といったようなものが五十三年度の予算に計上されておるわけでございます。

それから、民間備蓄のうちでいわゆる共同備蓄につきましては共同備蓄会社に対します出資金、出資金が同じく新年度予算に計上されておりますが、このプロジェクトといたしましては、現在動いておりますのは新潟のケースとそれから長崎県の西海町のケース、これが具体化しておりますが、あと二、三の地点につきましても逐次検討が行われているという状況でございます。

それから、個々の石油会社の行います備蓄につきましては、一つは開発銀行による施設融資、それから共同備蓄の原油につきましても利子補給、これは共同備蓄会社も共通でございますが、この利子補給の幅を五十三年度は若干広げることに伴いましてやはり予算の増額を行って、こういう状況のあらましでございます。

○渡辺武君 国家備蓄について伺いたいです。その備蓄の計画ですね、さしあたり五百万キロリットル、先へって一千万キロリットルという話ですが、これ五十五年度二百万キロリットル、それから五十六年度五百万キロリットル、五十七年度三百万キロリットルというように計画になっておるという話を聞きましたが、どうですか。

○政府委員(大永勇作君) そのとおりでございます。

○渡辺武君 大体予定地はどういうところを見ているんですか。

○政府委員(大永勇作君) 予定地といたしましては、三カ所以上必要になるのではないかと思います。これは地元との関係その他もございまして、現在公表できるような段階にはまだ達しておらない次第でございます。

○渡辺武君 長崎県の橋湾ですね、これについて、長崎県知事に通産大臣から予定地として検討を申し入れたということを聞いておりますが、どうですか。

○政府委員(大永勇作君) 候補地の一つとして、そういう地点も報道されておりますし、その可能性を特に否定もいたさないわけでございます。けれども、先ほど申し上げましたように、これはタンカー備蓄のケースであらうかと思いますが、非常に正式にここで、それが入ってるとか入ってないとかというのを公式に申し上げるような状況ではまだないかと思う次第でございます。

○渡辺武君 そうしますと、橋湾の場合ですと、これは新聞記事ですが、二十五万トンタンカー十隻ということ、約二百五十万キロリットル、二十五万トンタンカーで約十隻、総量だから二百五十万キロリットルということになるかと思うのですが、福岡県が内部資料として発表した数字だというのが新聞に出ておりましたが、私の資料そのものはまだ手に入れておりませんが、それにも約二百五十万キロリットル、橋湾、国家備蓄、石油公園というように出ておるのですが、そうしますと、五十五年度予定の二百五十万キロリットルというのとは、この橋湾で間に合うという感じがしますが、あと五十六年度、五十七年度、これはどんなところを大体模索しておられるのか。私、あるいは苫小牧の東部とか、あるいは鹿児島県の志布志とか、あるいはいばつ小川原とか、そんなところを考へていらっしゃるのかなという気もするのですが、どうですか。

○政府委員(大永勇作君) ちょっと説明が不足であつたかと思いますが、五十五年度二百万キロリットル、以下五十六年度、五十七年度というこの数字は、いわゆる陸上タンクの設置による備蓄の計画でございます。タンカー備蓄につきましては、五十三年度において、それまでのつなぎとして五十三年度において五百万キロリットルを実

施するといふものでございます。

○渡辺武君 それで、いま私の伺ったところは、○政府委員(大永勇作君) 失礼いたしました。タンカー備蓄につきましては、全国で数カ地点につきまして、現在、財団法人タンカー備蓄協会というのができてきておまして、そこできわゆるブリーヂピリティスタディをやつてもらつておるわけでございますが、まだこの地点でどういふふうに考へておるということが公表できるような状況には立ち至つてない、こういう現状でございます。

○渡辺武君 やつぱりべらぼうにでつかいタンカーを何隻も並べるわけでしょう。大変なものだと思ふのです。それで、あらしやなんかのことも考へなきやならぬでしょう。そうすると、一定の錨泊地としての条件が必要だと思ふのか。また、それに適合していると思ふところはどこなところですか。

○説明員(箕輪哲君) 御指摘のとおり、安全サイドからアプローチいたしますと、海底の状況ですとか水深ですとか、あるいはその広がりというところについていろいろな制約があるわけでございまして、したがって、いま次長が申し上げましたように、いろいろブリーヂピリティスタディをやつておるということの中に、錨泊の場合であれば一隻当たりどのぐらいの半径の地域が必要である、水深はどのぐらい必要であるということ等を割り出して、それをベースに各地の自然条件を調べているというのが現状でございます。

先生御存じのとおり、タンカー備蓄をいたしますという場合には世界に例がないわけでございますから、その方式といたしましては幾つかの方法が考へられるわけでございます。いま言われましたこの錨泊と申しますか、保留しておくのも一つの方法でしようし、あるいは広い海域でもってドリフトと申しますか、というようにするといふのも一つの技術的な方法であらうと思ひます。したがって、その辺まだ比較考量いたしまして、

で、これがいい、方式はこれだといふ決定もまだないわけでございまして、鋭意その点を検討しておる、泊地の選定と並んで検討しておるということとでございます。

○渡辺武君 まだそんなことで一体金はもう出ることになつておるけれども、肝心のタンカー置くところがまだ決まつていない。たかだか、橋湾一カ所どうやらその話を進めているというやうなことですか、それで間に合いますかな。

それからもう一つ、共同備蓄ですね、さつき新潟——恐らく東港のことだろうと思うし、それから長崎県の西海町を言われましたが、なおそのほかに長崎県の上五島ですね、これ海上備蓄をやるという話が大部分出ておまして、それから苫小牧東部ですね、この辺も共同備蓄の候補地に大体なつておるのじゃないですか、どうですか。

○政府委員(大永勇作君) いまおっしゃいました上五島あるいは苫小牧等につきましては、それぞれ、これは共同備蓄といふのは民間でございますから、それぞれ民間が検討しておるやに承つておりますけれども、まだこれがいわゆる公団の援助対象項目たり得るのかどうかというふうなことになりますと、今後のさらに検討に待つ必要があるという状況でございます。

○渡辺武君 この二地点は可能性としてはどうですか。

○政府委員(大永勇作君) 民間がそれぞれの地元といふ話し合いをやつておられる段階であると思ひますので、現段階でそれがどういふことになるかといふことにつきましては、役所の方からはまだ申し上げる状況ではないということであらうかと思ひます。

○渡辺武君 いずれにしましても、民間の企業が独自にやるものにしても、あるいは国家備蓄あるいは共同備蓄といふ場合でも、いずれにしても安全性の問題が非常に重大だと思ひます。それで、ここにあなたの方の出されたパンフレットですね、これの十七ページに、石油の備蓄といふのは余りメリットがないのだといふことを書いて

であるんですね。雇用吸収力もないし、地元関連産業の振興効果も余り期待できないし、安全防災上不安が生じているというようなことがいろいろ並べてありますけれども、その二番目に、「安全防災上の不安に対しては、消防法改正、石油コンビナート等災害防止法制定等により安全・防災規制の強化を図り、十分な安全・防災対策が講じられることとなった。」となつていますがね。これは陸上備蓄の場合でしよう。上五島の場合ですと、タンクを海上に浮かべて備蓄するという計画だと聞いているのです。国家備蓄の場合は当面はタンカー備蓄をやる、こういう新しい問題が出ていますね。これについての防災対策はどうなつていますか、検討されていますか。

○政府委員（大永勇作君） いわゆるタンクによる海上備蓄につきましては、現在消防庁、それから運輸省におきまして、それぞれ安全確保のための基準につきまして検討しておられるところでございます。

それから、いわゆるタンカー備蓄につきましては、先ほど計画課長から申し上げましたように、たとえば一点錨泊の場合、どの程度の海域、水深が必要であるか等々の点につきまして、現在、財団法人海難防止協会でもって検討してもらつておりますが、これは最終的には運輸省の方でこれをオーソライズしてもらう必要があるというふうに考えております。

○渡辺武君 そうすると、まだ結論は出てないわけですか。その点、伺いたいんです。たとえば運輸大臣が運輸技術審議会に安全指針の諮問をしたというところも伺っているんですが、大体そういう方向でどういふような結論になりつつあるのか、それ一点と、それからもう一つ、一体この海上に浮かべるタンクあるいは石油を備蓄するためのタンカーですね、これは貯油施設と見るべきものなのか、それとも石油を運ぶ海上施設として考えるべきものなのか、つまり責任の所在はどこになるのかという点もあわせて聞かしてください。

○政府委員（大永勇作君） この海上備蓄につきま

しての基準につきましては、近く指針が発表されることになるものとわれわれとしては理解しておりますのでございます。

なお、いま後段で先生のおっしゃった問題につきましては、運輸省の方からお答えを申し上げます。

○説明員（棚橋泰君） 私の方から、まずタンカーの安全の問題と取り扱いについて申し上げます。先ほど通産省の方から御答弁がございましたように、タンカーの備蓄につきましてはただいま検討しておりますけれども、この問題につきましては、この話が起りました一昨年来、通産省と運輸省でまず検討委員会をつくりまして、そこで検討いたしました結果、タンカーを使用いたします場合には、船員を全部配乗いたしまして、船としてこれを利用する、いわゆるタンクとして利用するのではなくて、いつでも動ける形の船としてこれを利用するのが当面考えられる最も安全な対策であるということに大体結論ができて、現在計画されております、先生先ほどお話のございました二十万トン型タンカー二十隻というような問題は、すべてその方向で検討を進めておる段階でございます。

なお、上五島につきましては、これは別問題でございまして、官房の方から答弁をいたします。

○説明員（渡辺幸生君） 上五島の海上タンク船方式による海上貯油センターの関係についてお答えをいたします。

この計画は、全部で約六百万キロリットルほどの石油を海上に備蓄するという点で、全く新しい方式でございまして、そういう点からしますと、この施設に対して安全防災の万全を期するということはきわめて重要なことでございます。

運輸省は、その計画がちょうど明らかにになりました昨年の十月二十七日に、運輸技術審議会に、この上五島の施設を含めまして、これだけではなくて、一般的に浮遊式海洋構造物といふものか、あるいは貯油船方式といふものか、そういうもの

によりまして石油備蓄システムの安全指針について諮問をいたしました。審議会はそれ以来審議を重ねておりまして、たとえば設置場所をどういふような場所に選定するか、それから自然条件、これは風波を初めとしていろいろ条件がございまして、そういうものを科学的にどう把握するか、それから備蓄基地の全体配置は、たとえば貯蔵船舶地であるとか、それからタンカー用のバースの関係であるとか、それから陸上の危険物の施設であるとか、そういうものが全体的にどう配置されなければならないか、それから貯蔵船と港灣の施設の設計等のいろいろな基準、それから保安防災対策等について審議を続けておりまして、近日中に答申がいただける予定となっております。

御質問の中で、一体浮かぶものについて船舶かどうかというお話ございましたけれども、これは消防庁さんといふいろいろ調整しております、近日中にまとまる予定でございまして、貯油船につきましては船舶安全法で主として安全防災対策を講ずるということでございます。運輸省といたしましては、この答申と、それから現在ありますたとえば原油タンカーに対する安全基準、それからその他の港灣関係の基準、そういうものを利用しまして、あわせて上五島の貯油センターの安全対策を進めていこうと、こう考えております。

○渡辺武君 最後に、このパンフレットでも強調しておりますが、地元の反対が非常に強いということになっておるんですが、今度地元の自治体だけじゃなくて周辺の自治体にも交付金を出すというところになっておりますが、その交付金の使い道ですね、どういふところに使うものに、何にこの交付金を出すのか、それを伺いたい。

それからもう一点、時間がないのであわせて伺いますけれども、地元で強い反対があると言つて言いました、たとえば上五島の場合、五島の町会では誘致の決議をしている。しかしその漁協ですね、ここには反対意見が非常に強い。漁協全体はまだ態度は未決定だが、反対意見が非常に強

い。長崎県漁連としては強い反対だと、こういうことですね。とにかく海洋汚染その他石油の被害というのは広域に及ぶわけですね。だから相当広い範囲を地元と考えなければならぬんじゃないかという感じがするんです。

それから志布志の場合でも鹿児島県は推進と。ところが隣の宮崎県は、これは当然もらい公害になるということで強い反対を持っている、こういうことで、これまた相当広域的に考えなければならぬところがあるわけですね。

ですから、そういう点を今後十分にやっぱり考慮をして、地元の反対意見、これが十分話し合いで解決するということになるまでは強行しないということが必要だと思つておりますが、その点どうでしょう。

○説明員（箕輪哲君） 最初のお尋ねの立地交付金の使い道でございまして、これは、現在考へております立地交付金と申しますのは、陸上で新設する場合、それから既設のもの、それからタンカー備蓄の場合と、三つに分かれます。それから、主として私どもが内容として考へておりますのは公共の施設の整備、特に港灣防災関係のものに力点を置いたものでこの支出をしたい、そのように考へております。

先生御指摘のように、地元に対する不安と申しますのは、確かに実際問題としてめつたに事故は起こさぬといひましても、万一といふこともあり得るわけでございますので、先ほど運輸省からの答弁もございましたように、タンカー備蓄の場合、あるいは陸上タンクの場合であればコンビナート防災法ないし消防法の運用というものを厳正にやらなければならぬということとは当然であると考えております。

その上に、やはり何といつても大きなタンクが並ぶあるいはタンカーが海上に並ぶということになりますと、人心に対して与える不安と申しますのは、正直言つて否定できないのではないかと申します。したがひまして、私どもとしては地域社会との合意が行われない限りはできないと、その

ように考えておる次第でございます。

○中村利次君 現在も原油油関税の一部を石油対策費として使っておるわけでありませうけれども、ここに石油税を新設しようという構想は、これはまあ石油対策、これをどう使うかはこれからの問題、これはいま決まっているわけじゃありませんね。石油の資金需要も大変でございますし、あるいはエネルギーに対する資金も大変な天文学的な数字だと思ふ。とてもこれは石油税なんかでは賄えないと思ふんですが、石油税を新設するということは、たとえば円高問題なんかは一般的にはこれは大変な政治課題として対処しなきゃならないことですが、新税をつくるあるいは増税をするという場合一番頭痛の種になるようなことが、石油新税の問題では円高の問題等もあって、わりとタイミングはよさそうだという点については私もこれはそう思ひます。そういう意味では確かにこれは一つの方法だと思ひます。ところがやはりいま申しましたように、石油にかかる税は自動車用の揮発油だとか軽油、これは自動車がかかる道路に使う、原油油に開税をかけて特別会計をつくつてもととは石炭に使つた、石油にも一部使うようになった、また新しく石油税で今度は石油を重点に使う、あるいはこれは石油の値段がものすごく上がつてきますと石油税もんとふえてくるわけでありませうから、どういう使い方をするかということになると思ひますが、いずれも複雑でややこしいですな、これは。このままお続けになるつもりですか。石油税をここにつくろうというところですけれども、やっぱり揮発油税もあるいは軽油、原油油関税、石油税というぐあいにはこのままお続けになるつもりですか。

○政府委員(大倉真隆君) 税負担の求め方として、いま御審議をお願いしている石油税というものが石油対策のための財政需要を念頭に置きながら、石油及び石油製品を利用される方々に広く薄く負担していただきたいという考え方は私どもなりに論議のある考え方であると思つております。ただ、いままでも個々の製品について、実質特定財

源として、交付税で申せば種目は四つ、品目は三つございませうが、それが上にある上に、さらに新しい税が入つたという意味で複雑さを加えたということとはこれは否定できないと思ひます。

今後の研究課題として考えられます方向はやはり二つであると思ひます。一つは、原油油関税が期限つきの面がございませうから、その期限到来までに原油油関税の今後のあり方というものを勉強していかなければならない。それから個別の国内消費税としての製品課税、具体的には揮発油に対する揮発油税と地方道路税、それから航空機燃料に対する航空機燃料税、LPGに対する石油ガス税、これはやはりいまのところ実質的に道路整備と空港整備に財源が特定されております。余り一、二年というような期間の間に空港整備なり道路整備に対する財政需要が大きく変動するということとは必ずしも予想されなかつたと思ひます。いまのところ特に大きな税収でございませう道路関係につきましては、苦しい財政事情の中でもやはり道路整備には全体の資金配分の中で資金を配分してみると、一般財源を投入しないといふ状態がございませうので、やはり今後のこの財政需要の変化をにらみながら、個々の税目の使途の特定を従来どおりにしておいてよろしいということにつきましては研究すべきではなからうか。その結果で、仮に使途が変わるといふようなときに、合わせてそれでは根元の石油税というのはどう考えよう位置づけるかというのを勉強していく。いまつくつていたいただきたいというお願いをしておる税でございまして、複雑であるからこれは要らないというわけにはどうもいきまらぬわけでございませうが、御指摘の御趣意は私どもも十分頭に置きまして、将来の重要な研究課題にいたしたいと思ひます。

○中村利次君 税率三・五%、これは石油の価格によつて変動することになります、新設をすると同時に原油油関税で百十円、こいつを削る。ということとは、たまたまこれは三・五%の現在の石油の価格からいって〇・五%分に百十円が当たるとい

うことで百十円を削られたんですか、それとも何か特別の根拠もあるんでしうか。

○政府委員(大倉真隆君) 考え方の流れは、エネルギーと十分相談しながら、新しいネットの負担増はどの程度がよいだろうかということ、ネットの負担増は実質三%が適当ではないか。しかし、一方でたびたび関税率審議会からは原油油関税というものは基本的には廃止が望ましいのだと言われてきた経緯がございませうので、この機会に、五十二年に暫定増税をお願いした百十円分はこれはひとつ石油税創設を機にもとに戻すということ、関税率審議会の御意見にこたえるということをしたらどうであらうか。そうすると、私どもが議論しておりました当時の価格でいろいろ計算しますと、大体百十円が〇・五%に相当するものですから、その石油税の税率は三・五、実質新規負担は三%、いわば百十円は振りかえ、そういうふうな物の考え方の流れができたわけでございませう。

○中村利次君 そうすると、五十四年度以降はこれは変わつてくるわけですね。石油税は三・五%です。ですから、たとえば原油油価格が上がれば当然これはそれに掛かる三・五%ですから、百十円というのはいくらだんだんだんだん影が薄くなつてくるわけですね。そういうことになりませうね。

○政府委員(大倉真隆君) これは理論的にはおっしゃるとおりだと思ひます。やはり切りかえのときにある前提を置いてそういう計算をしたというふうにししか申し上げられない。というのは、裏から申しますと、実は五十三年度というものは私どもがいろいろ計算をしてみたときよりも引き取り価格が下がるかもしれない。そうするといまおっしゃったことと逆の関係になるかもしれない。そこところから引き取り価格が今後どう動くかによつて上下に変わります。ただ変わった程度〇・五%操作するといふわけにもまいりませうし、石油税の負担としては三・五%創設時のいろいろな前提のもとで百十円を振りかえる、そう申し上げるの一番正確であらうと思ひます。

○中村利次君 これは、動向としては石油価格というのは非常に高価格時代に入つていくことはもう間違いないですね、傾向としては。一時的にいろいろの変動があつても、中期見通し、長期見通しからいけばもう明らかにこれはものすごく高価格エネルギー時代に入つていくことは間違いないわけでありませうから、何かその操作が私はどうも、こんなつまらぬことをおやりになる必要はないじやないか。むしろ抜本的に、いま主税局長も触れられたように特別会計のあり方についての研究の方が私は地についていると思ひますよ。

そこで、これは五十六年度までですか、特別会計は。

○政府委員(荒河徹映君) 石炭及び石油対策特別会計は、法律によりまして昭和五十六年度末までに廃止するものとするという規定が置かれておりますので、それとおりでございませう。

○中村利次君 これは大蔵省にお聞きした方がいのか通産省にお聞きした方がいのかのかわかりませんが、石炭はわが国唯一のこれは地下資源といふかエネルギー資源と言つてもいいと思ひます。石炭審あたりがずいぶんこの数年間がらばつてがらばつてあられたけれども、しかし五千萬トン、年を追うに従つて、これは大蔵省に言わせると大変な私は荷厄介なものになつちやうと思ひます。そしてこれはやっぱり筋から言つたらいろいろ議論のあるような原油油関税の特別会計から、ほとんど現在五十二年でもあれば六十何%、一千百六十億圓つぎ込んで、そして五十二年の出炭はまだ実績が出ておるかおらないかわかりませんが、五十一年度は千八百六十萬トンという、とにかくこれはもうなつちやうたんですか、二万二、三千人ぐらになつちやうたんですか、これは出炭実績にあれしますと、やっぱりトン当たり六千四百円余りの金をつぎ込んで、しかもなおかつ国際価格に比べればはるかに高いという実情にあるんですが、まあこの特別会計は五十六年度までということになれば、私も唯一の国内資

源、エネルギー資源、わずかではあつてもこいつをどう維持するかという点については別に異論はありませんが、これはどうしますか、大蔵省でも通産省でも結構ですけども、何か対策、もう五十六年と言つたら幾らもないわけですから。

○政府委員(河野徹夫君) おっしゃいますとおり、石炭対策には昨年度におきまして総額で千九百九十九億を計上いたし、五十三年度予算におきまして千二百八十三億という、見方によれば大変多額の予算の計上をいたしておるわけでございます。私もいま考へております石炭対策といたしましては、五十三年の八月でございますが、通産省の方の石炭産業審議会、その審議会から出ました答申が、やはり石炭につきましては二十万トンの生産体制を維持する、あるいは新たな需要の開拓等を図っていくというふうな方向が示されておりますので、その方向に即しまして大きな三本の柱でやつてまいりたいと思つております。

その第一の柱は石炭産業の合理化あるいは安定対策、第二の柱は鉱害対策、第三の柱は産炭地域の振興の關係、そういう三本の柱を中心にしたしましてこれからやはり進めていかなくてはならないのではないか、かように考へておりますが、御指摘のとおり、石炭石油特会は現時点におきましては一応五十六年度末までに廃止するものとするというふうな事になっておりますので、それまでの間、現行のシステムで石炭対策を進めてまいりまして、その時点が参りましたところで今後どうするか、その辺を關係省庁とも十分協議をして取り進めてまいりたい、かように考へております。

○中村利次君 それは二十万トン出炭体制とおっしゃつても、もうすでにこれは崩れてゐるんですよ。そしてだめなんです。どうです通産省、五十二年度どれくらいの見通し、大ざっぱで結構です。

○政府委員(大永勇作君) ちょっと手元に数字を持っておりますが、五十二年度は、一つは鉄鋼が非常に不況になりまして引き取りが減つたとい

うこと、それから北海道地域におきます暖房炭の需要の低下、これは概内に事故がございまして、その間にその暖房炭が灯油にかわつていったというふうなこともありまして、正確な数字を持つておりませんが、千八百数十万トンの出炭にとどまつたのではないかとこのように記憶しております。

○中村利次君 五十一年度の実績は千八百六十万トンと発表されておりますから、大体それは五十二年でもそれより多いということにはあり得ないと思う。これは北海道の暖房が石炭から灯油にかわつたから出炭量も減つたということではないでしよう。これはもう二十万トン出炭体制という、その体制そのものが大変にこれは私は問題になつてきておると思うのですよ、そういう点の認識はいかがですか。

○政府委員(大永勇作君) たとえば概内におきまます事故でございまして、いろいろ供給サイドにも問題がございまして、それから、有明におきまますこれはノリ等との關係での出荷減、そういうたような供給サイドの問題もございまして、現時点におきましてはどういうことかと言いますと、むしろ需要が先ほど申し上げました鉄鋼不況等々によりまして減少いたしまして、したがつて山元には貯炭がかなりふえておるといふことで、現在九州で約百二十万トン、北海道で六十万トン程度の貯炭があるかと思ひますが、現時点におきましては出炭体制の問題よりもむしろ需要の下降の方に問題が若干生じておると、こういう形であらうかと思ひます。

○中村利次君 どうも私は大変心配になつちやうんですよ。少なくとも政府のエネルギー対策として、これはエネルギー調の中間答申なんかを見てみますと、昭和六十一年に石炭も輸入炭を一億トン以上ですね。その中で国内の一般炭を含めて二千二百万トンを電力にたかせようという、いまのまさに三倍ですよ、そういうのが政府の計画ですね。いま五十二年ですら昭和六十一年と言つたらもう目先です。そして、いま二十万トン出炭体制という

ものは前からこれは強烈にあるんです。一千二百億前後ぐらいの特別会計からの資金まで助成金でつぎ込んでおる。なのに、どうも需要の關係で出炭が計画どおりいかなんだというんでは、何かさっぱりつじつまが合わない、首尾一貫しないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(大永勇作君) 現在国内炭につきましては、一つは御承知のように原料炭で鉄鋼需要でございまして、一つは一般炭でこれは電力が中心でございまして、電力以外には暖房炭、あるいはセメント向けといったその他の分がございまして、その中で電力につきましては、大体北海道電力あるいは電燈等それぞれ目いっぱい引き取つておるといふ感じであらうと思ひます。ただ、鉄鋼業界あるいは暖房用炭等々につきましては、最近におきまます不況その他の影響で引き取りが減少しておる。これが先ほど申し上げました需要の停滞になつておる。しかし、そういう状態がいつまでも続くというふうには考へておりませんが、現状はそういうことであらうかと存じております。

○中村利次君 これはまことにどうも、私は日本のエネルギー対策はどうなつていくんだらうという心配が非常に強いんですね。こういうことを実は質問するつもりじゃなかったんです。いわゆる石油税というものが新設をされるについては特別会計、特にその中では石炭というものが特別会計を食つてゐるわけですから、だからそういう石炭対策を果たして今後どうしていくのか、そこら辺で、ほかの質問もたくさんありますからとめておこうと思つたんですが、これはやっぱり総合エネルギー対策あたりが大変にどうもえらい問題で、政府の計画で昭和六十一年省エネルギーを一〇・八%、石油換算で八千万キロリッター、そして代替エネルギー、新エネルギーをこうこうという、石炭もこれだけ輸入してこれだけだといふものがあるわけですね。ところが、そういう中期構想があつて、だからそういう意味では石油問題なんか私は大変これは大事だと思ふ。石油バランスがこれからどういふぐあいになつていくのか、ある

いは石油価格がどうなつていくのか、無尽蔵にあると言われるアメリカの石炭なんかのガス化、液化なんかの、そういう見通しはどうなのか。いろいろこれは問題はあるんですけども、何だか入り口のところで大変心配の種があらわれたような感じがしますがね。しかし、そんなことについてまでもかかつてゐるわけにはいきませんが、いかがですか、石油のバランスについて大体の見通しはどういうぐあいにお持ちでしょうか。

○政府委員(大永勇作君) 石油の将来の世界全体におきまして見通しにつきましてはいろいろ見方がございまして、大体、一九九〇年前後に増産限界に達する、これは、見通しによりまして、かなり早くから増産限界に達すると言つてもございまして、一九九〇年過ぎるぐらいのところまではまだ頭を打たないだらうという見方もございまして、平均いたしますと、一九九〇年前後に増産限界に達するといふ見方が一般的でございまして、ただ、これはあくまでもOPECが政治的な意圖によつて、いわゆるコンサーベーションといふ話でございまして、OPECが生産抑制策を強く打ち出した場合にはそれよりも若干早い時期において石油の供給に問題が生じてくるという可能性があらうかと思ひます。

石油の価格につきましては、これから一九八〇年ぐらいまでの間は、御承知のように北海の油でございまして、あるいはアラスカの油が出てまいりますので、当面、一九八〇年ぐらいまでは石油の需給は比較的緩慢に推移すると思ひますが、したがつて、そのころまでは、石油の価格につきましては、ドルの為替減価によりまして問題でございまして、あるいは一般の産油国の輸入をします諸物資の輸入価格の上昇に伴います調整であるとか、そういったものはあり得ないわけでありまして、大幅な価格のアップということでは八〇年ごろまではないかと思ひますが、八〇年代の半ば以降、先ほど申し上げましたような増産限界が到来、近づいてまいります

と、価格につきましても予断は許さない状態になるかと思ひます。

それで、日本の石油につきましても、原油の輸入量が五十三年度石油供給計画で約二億八千万キロリッター弱でございますが、LPGを含めまして昭和六十年度には四億三千万キロリッター程度というのが昨年八月の見通しの数字でございます。この程度の石油につきましても、努力をすれば何とか確保できる見通しがあるのではないかと、いふふうに考えております。

○中村利次君 大分これは樂觀的な見通しを聞いて、私もある意味では安心をしたんですがね。しかし、国際機関あるいはOPECそのものも一九八五年、昭和六十一年ごろはかなりの深刻な、エネルギーバランスが崩れるという警告をしております。一九九〇年ごろということになりますと非常に結構ではありますけれども、しかし、だつたら、昭和六十一年というのは一九八五年ですから、昭和六十一年省エネルギー一〇・八%、それから、まあこれは少しきつい言い方かもしれませんが、でも、たとえは新エネルギーの開発だつて、できもしないと思はれるようなことを政府は発表されているんですね、計画して。たとえば地熱なんかでも百万キロ、私はできないと、こう断言してはばかりませんよ。だから、そういうことを計画を出しに、そして昭和六十一年、一九八五年には石油の輸入が逼迫してくるからこういう計画を実現しなきゃならない。だつたら、それほどきついあれをする必要はないんですけれども、一九九〇年ごろが大体ピークになるということでしたら、そういうぐあいに受け取つてよろしいですか。政府が出した昭和六十一年のエネルギー計画というのはそれほどあれは真剣になつて取り組まなくてもいいんだということになりますか。

○政府委員(大永勇作君) これは若干不足であつたかと思ひますが、一九九〇年前後には増産の限界に達する、それまでは少しづつは石油の供給はふえるであろうが、その辺になると今度は石油がダウンカーブ、石油の生産が落ちてくるという見通しでございますから、これはもう大変なことでございます。需要は逐年ふえていくのに生産が落ちるというわけですから、そのギャップは大変なことである。その以前におきましても十分の需要を賄えるかどうかということにつきましてはいろいろ問題がある。われわれとしては四億三千万キロリッター程度は一九八五年において何とか確保したい、そのためには、もちろん全体のエネルギーバランスとしては原子力であるとかLNGであるとかというものについて最大限の努力を尽くす必要がある、こういう趣旨でございます。

○中村利次君 増産ピークというか限界というか、それと需給バランスを間違えて受け取つていました。わかりました、それで。

そこで、そうなりますと、先ほど次長おっしゃつたように産油国が産油調整をやるかやらないかというところで、これはやっぱり石油価格がいろいろどうなるかということに重大な影響があるわけですね。私はこれは産油調整は必ずあると。なぜならば、石油が有限である限りは、これは特に中東の産油国なんというのはいくつ以外には何もないわけですから、それは自国の利益を考えれば、だれが何と言おうと資源を見通した産油調整は必ず来るだろう。そうすれば需給の關係で原油価格は上がるんですから、ですからふところに入ってくるものはそれほど関係ないでしょう。まあ、これは国際的なものなんひずみは大変に起きてくるでしょうけれども、そういう点についてのお見通しはいかがでしょう、もう時間がありませんから。

○政府委員(大永勇作君) これは中東が石油の生産調整をやるかどうかというかぎをやはり持つておるのは、一つはサウジアラビアであらうかと思ひます。現在大体世界の埋蔵量の四分の一をサウジアラビアが持つておられて、かたがた人口が少くないものですから、生産調整の可能性もおおかつ持つておる。それほど外貨を必要としないものですから、生産を落としても困らないという状態を持つておるといふことでございます。ただ現実

実にそれでは、サウジアラビアだけではございませぬが、等々の国が生産調整をやるかやらないか、あるいはどうやるかということにつきまして、これはたまたまサウジアラビアとアメリカその他の自由諸国との關係等々、いわゆる政治力学的な問題が非常に影響してくるかと思ひますので、現段階でその予測をするといふことはなかなかむずかしいことであるかと存じております。

○中村利次君 これは日本は全く、備蓄の問題も先ほどありましたが、基本的にはエネルギー問題なんといふのは、それは九十日、百二十日の備蓄で対応できるものではございません。しかし、たとえばいま世界じゅうを覆つておる深刻な不況、それからいろんなひずみというものはどこから起きてくるかと言へば、直接の原因はやっぱりオイルショックですからね。中東の政情なんといふものが安定をして、今後、エネルギーバランスの問題は別に、そういうアクシデントによる危機といふものがあるのかないかと言つたら、これも恐らくそんな心配はないんだと言ひ切る者ははいないと思ふんですね。だつたら、やっぱりこれはどれほどの備蓄をしていくのかといふことは、これはもう欠かすことのできない私は決定的な政治課題だと思ひます。ですからこれはいろいろそういうことを伺つたり、それからやっぱり石油だけでないエネルギー対策に対する資金をどうしていくのか、とつてもこれは石油税なんかでは賄えない決定的な問題は問題だと思ひますから、そういうのを伺いたかつたわけですが、すでに時間が尽きてしまつたわけですね。いかがですか、何だか質問の焦点がぼけちゃいましたけれども、最後に大臣どうですか、ひとつそういう、石油新税をここで起そうとしていられしやう。これはまあ石油対策、備蓄対策をとりあへずは対象にした石油新税をつくらうとされておるわけですが、これは石油ももちろん、全般的なエネルギーの資金需要といふものはこれは天文学的なものがあると思ふんですが、一体どうしてこれらに対処をしようとするのか、お伺いをして私の質問

を終わります。

○国務大臣(村山達雄君) このたびは、とりあへずは石油対策のための財源ということでございます。従来石油の開発に加えて、大きく備蓄の問題が入つてきたわけでございます。しかしいまおつしやつたように、総合エネルギー調査会では、単に石油という問題だけではなくて、新エネルギーあるいは代替エネルギーの問題も検討しているわけでございます。したがって、それらのことを十分に頭に置いて、今後必要な財政措置もあり得るといふことを考えているわけでございます。しかし、その場合はあくまでも財政負担といふものは多ければ多いほどいいといふことではないんで、それからまあいわば税金で負担すべきものといふものにはおのづから区分があるであらうと思つておるわけでございます。しかしながら、日本のようなエネルギーの非常な乏しい国においては、それは申してもなかなか大きな財政負担を余儀なくされるということも十分考へておるわけでございます。この前申し上げましたような一般的な考え方を、この前申し上げましたような一般的な考え方を十分頭に置きながら現実的な対応をしてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○野末陳平君 石油税に入る前に、初步的なことをいろいろとお聞きしておきたいと思ひますけれども、ガソリンを例にとつてお聞きしますが、このガソリンのリッター当たりの値段で、すけれども、このところ下がつておるに思ひます。が、前の質問がちょっと聞いておりましたので重複があつたらお許しくださいとしまして、ガソリンのリッター当たりの値段はどのくらいになつておるかと、このところの動きをちょっと説明してください。

○説明員(廣重博一君) 御説明申し上げます。最近のガソリンの価格につきましては統計的に把握できておりますのは、元売り価格につきましては日銀の卸売物価指数でございます。それから小

売価格につきましては総理府で御発表になっており、消費者物価指数があるわけでございまして、いずれもポイント数で申し上げまして五十三年度の一月には五十二年の一月、一年前に比べまして卸売物価指数ベースで三・七ポイント、それから小売物価指数で三・六ポイントほど下落いたしております。それでこれを實際価格に引き直した場合には、私ども実はそのデータをいたしたいでないわけでございまして、小売価格につきましては私どもで一応の前提を置いて試算をしてみますと、この総理府の物価指数ベースの金額はリットル当たりで百十四円前後ではないかと、こういう推定をいたしております。

○野末陳平君 そうしますといま大体百十四円前後と、いまと言いましても、ことしになっても何円かずつの差があるように思いますが、いま百十四円でもいいんですよ、ばらつきがいろいろあるようですね。地方によつてあるいは無印スタンドその他ありますが、そのばらつきの幅はどのくらいですか、円にして。

○説明員(廣重博一君) 御説明申し上げます。ただいま引用しました指数ベースで、これも私どもで一応の仮定を置いて計算してみたわけでございまして、通産局単位で平均してその数字をながめてみますと、高いところと低いところでは七円ないし八円ぐらゐのばらつきがあるように考えられます。これはあくまでも通産局単位の平均でございまして、さらに個々の地点なりあるいは個々の販売店、こういったところの価格で調べていただきますと、あるいは相当現実に値開きが大きいかと存じます。

○野末陳平君 そうするとリッター当たり七円から八円のばらつき、あるいはもつとあるかもしれない。このぐらゐの幅というのは要するにガソリンが末端で値崩れしているのを見るべきなのか、それともどの商品にもこの程度あるんだという、それほど気にすべきことではないのか、どんなものでしょうか。

○説明員(廣重博一君) 最近のガソリン価格の動

向につきましては、昨年の暮れからさらに今年に入りまして相当下落していることは事実でございます。かつ、その下落の幅が地域によりまして必ずしも同じではないと、こういったところに問題があるかと思ひます。そういった意味で、現在の地区別の価格差につきましては、やはり私も相当問題が多いと考えております。

それでこの原因につきましては、私どもやはりガソリンが現在の石油会社の中では一番採算性が低いということ、それからこのガソリンを取り扱っております揮発油販売業界自体が数が多いとかいろいろ問題がございまして、そもそも過当競争になる体質を持っていると、こういうことでございいます。

さらに、あえてつけ加えさせていただきますれば、最近の円高メ리트、これをいかに消費者に還元するかと、そういった関係もあるかと思ひますが、そういったことで、局地的には非常に価格の値崩れが生じておりまして、揮発油販売業者の経営の不安定を招いているという、こういった実情があることは否定できないところであると存じております。

○野末陳平君 そうしますと、この石油税ができて、ほかの油は別としてガソリンそのものにはどうですか、影響ありそうですか。なさそうに思えるんで、その辺ですがどんなもんですか。

○説明員(廣重博一君) 石油新税の石油製品価格への転嫁の問題につきましては、先ほどから各先生からの御質問もございまして、大蔵省御当局の方からいろいろ御答弁をいただいているわけでございまして。私も一般的にそのラインに沿つてお答えすることよろしいかと存じます、具体的にじやガソリンの価格についてどうなるかというお尋ねでございまして、現在の価格の下落状況というのが非常に大幅でございまして。したがいましうのは、今回の石油新税の価格上昇に寄与する分というの、常識的に考えて各油種に配分されればさう大きくないわけでございまして、その辺につきましては主税局長の御答弁にもございましてよう

に、まず下がるべきが下つて、その後で新税分として上がるのか、新税賦課を見越してある段階で下がり方がとまるのか、その辺は実際には製品の需給状況等を反映して現実的には決まってくるんじゃないかと考えております。

○野末陳平君 そこで、先ほど値崩れしているというふうな見方で、しかもその原因を幾つか挙げられましたけれども、まず、ガソリンが採算の高い商品であるという理由ですか、原因を先におつしやいましたから、そのことに関連しまして、リッター当たり百十四円としまして、内訳は大体どうなつていますか。まず業者のマージンとそれから税金と、あと仕切り値、その内訳みたいな、大体リッター当たり、大ざっぱに内訳をちよつと教えてほしいですね。

○説明員(廣重博一君) まず、元売り仕切り価格が幾らであるかということ、実はこれは私も正確に把握するすべはないわけでございまして、最近の卸売物価指数等から推測いたしますと、キロリットル当たり五万円を若干割り込んでいふものが出てくるんじゃないか、こういうことが言えるかと思ひます。それからあとガソリン税がございまして。これが御案内のとおり、キロリットル当たり四万三千百円という数字がございまして。これを足していただきますと、常識的ないわばその原価が出るわけでございまして、これと、先ほど申し上げました売り値との差が販売店における、販売店と申しますか、流通段階における諸経費と利潤を含めたものと、こういうことにならうかと思ひます。

○野末陳平君 そうしますと、値段が下落している傾向から見ると、業者の採算はかなり悪くなりつつあるということですか、末端業者の、販売業者の。

○説明員(廣重博一君) 立地条件なりあるいは取り扱い量等によつて、現実の採算状態は区々だと思ひますが、平均して、先生御指摘のとおり、最近のガソリン市況の乱れが揮発油販売業者の経営を圧迫している、こういったことは否めない事実だと存じます。

○野末陳平君 元売りの方はどうですかね。もとも採算が高いというんですが、どの程度が採算、たとえばキロリッター五万円割り込むといつても、どの程度が採算点になっているか、その辺も知りたいんですが、差益のことは別にして、わかりますか。つまり、末端の業者は非常に経営を圧迫されていると、マージンが幅が狭くなつて苦しくなつたというのとはわかりましたが、元売りについてはどうかと、差益を別にして考えてはいけなにかもしませんが、採算点がちよつとわからないんで、もう少し詳しく、原価と言へるのが一体どういう部分かわかりませんが、大ざっぱでいいですよ。

○説明員(廣重博一君) 原価的には会社によつて区々でございまして、正確なことは申し上げられないと思ひます。また、石油製品自体は御案内のとおり連産品でございまして、そのコストをどういふふうな製品に配分するか、こういった一定のルールもございまして、私から先生の御指摘に對しての確なお答えを申し上げられないことは大変申しわけないと存じます。

○野末陳平君 それでは、ちよつと角度を変えましてお聞きしますけれども、値崩れしている原因が、採算点の高い商品だからみんなこれに集まつて、しかも過当競争を招いていてというところは、大抵想像できるし、現実にそうだと思へるんですが、一つ問題は、元売りの製造とそれから販売と両方の能力というか、そのこの製販のギャップです、ね、それがもたらん元売りによつて違うわけですから、これも、この製販のギャップによつて供給過剰を招いていて、結果的に値崩れになつていふのでしようけれども、この製販のギャップというの、どのくらいあるか、その辺がわからないんです、ね。しかもそれが——いや、もしあれだったら、後で表で見ていただきたやいんです、ここが問題じゃないかと思うんですよ。別に値崩れをどうこうするといふんじゃないんです。石油業界の体質そのものが、ぼくは、これから果たし

てこのままでいいのかどうかと、石油を自由競争にたえ得る商品と見るか、あるいはそういう業界であると見るか、その辺非常に問題だと思つてはいるんですが、とりあえずこの製販ギャップがある。しかもそれが供給過剰を招いていて、この辺の体質をほつといていいとは思えないんで、それについてちよつと通産省の見方を答えてほしいんです。

○説明員(箕輪哲君) 御指摘のような、いわゆる製販ギャップというものが各社別にながめまうとあることは事実でございます。ただ製販ギャップと申しますのも、時々動いております取引でございますから、地域のあるいは季節的なアンバランス、あるいは摩擦的なギャップと申しますか、そういうものもあるでしょうし、あるいは資金繰りまたはその手持ち品の処理ということをする必要がある場合に出てくるというような場合もあるうかと思ひます。ただ、根っこにいま先生の御指摘になりましたような体質と申しますか、製造能力と販売能力の間に差がある企業があることは事実でございます。したがって、これが量的にどのぐらいあるかというのは是非にむづかしいものですからお答えできませんけれども、これがいゆる精製、元売りを通じます石油の過当競争の原因の一つであるというふうに私は理解しております。したがって、精製、元売りを通じます構造改善と申しますか、そういったことを進めていくことが実は望ましい方向であるというふうに考えておるわけでございます。

○野末陳平君 じゃ大ざっぱに言つて、どのくらい製造して販売はどのくらいで、その辺にだぶつきはどのくらいあるか大ざっぱにわかりませんか。大体常にこのぐらひは、何割ぐらひはだぶついているんだと、それわからないですか、業界全体として。

○説明員(箕輪哲君) 個々の会社を各時点で見ますれば、いろいろ生産量とそれから販売量にアンバランスがあることはあると思ひますけれども、全体的にながめまうればマクロで一致するわけで

ございますから、基本的にどのぐらひいゆる生産ギャップ量があるかというところは、ちよつと把握しかねるのではないかと思ひます。また全体的に申しますならば、石油供給計画でもって全体の油種間のバランスというのは図つておるものでございまして、そう先生の言われるように常に何割あるというふうなものではないだろうというふうに考えております。

○野末陳平君 ちよつとそれ保留しておいて、もう一つの末端のこの——ガソリンに限りますね、スタンドが多いのか少ないのかということなんですけれども、いま大体どのくらいあつて、まだどのくらい足りていないか、それなにもまだどのくらい許可していいか、どういう基準で許可するか、あるいはどこが許可するかは別として、このままスタンドをどんどんふやしていつて、またまた業界が混乱する原因をつくつていけるようにも思ふんで、それに対してはどういうふうにお考えですか。

○説明員(廣重博一君) 御説明申し上げます。現在の揮発油販売業者の数は全国で約三万七千でございます。これらの者が所有しております給油所、いわゆるガソリンスタンドの数が約五万七千でございます。それで現在、昨年の五月から揮発油販売法というのを施行していただいております。まして、これによりまして、揮発油販売業者の秩序ある発展を図るといふ、こういう法体制をしいていただいております。この法律におきましては、ガソリンスタンドは登録制ということになっております。したがって、一定の登録要件を満たしておりますれば、法律上は登録するのが私も行政の義務でございます。ただ給油所の新設が過度に行われます場合には、いろいろ中小企業者が特にこういう業界多いございまして、経営上の問題も出てまいります。そういうことから、私も一応ガソリンの需要の伸び、それから現在ございまして給油所の生産性の向上と申しますか、一スタンド当たりの効率ア

ップと、こういったことも踏まえまして、両者をならみ合わせて適正なスタンドの建設数にとどめようにと、こういった観点から元売り各社に對しましては秩序ある建設に対する要請を行つているところでございます。現在そういった私どもの要請を踏まえて、各関係者はスタンド建設に当たつておると思つておりますので、今後とも十分この動きを注視してまいりたいと思つております。

○野末陳平君 しかしそうすると、元売りは自分のところのシェアを拡大するためにどんどんつくつていく、何か元売りがすべてスタンドをつくる力を持つていけるとすれば、またまたこの業界は強い弱いでかなり差ができてきて、いままでいろいろお聞きしましたけれども、その点はいい方には全然いかなうように思ひますが、どんなものですか。

○説明員(廣重博一君) 先ほどの御説明で申し上げたかと思ひますが、実は揮発油販売法におきましては、非常に過当競争地区で販売業者の経営が不安定になつていふような地区につきましては、これを指定地区として指定いたしました。この地区におきましては原則として新しいスタンドの建設についての抑制的な措置をとることができ。また、販売価格が著しく下落しております場合には、これについての価格正の、法律的な用語で申し上げますれば勧告の規定等もございます。こういふこともございまして、これらと先ほど申し上げました行政的な措置を組み合わせ十分万全を期してまいりたいと思つておるところでございます。

○野末陳平君 末端の行政指導は大体その辺で十分おやりになつていふと思ひますけれども、ばくが一番考えなきゃいけないと思つていふのは、先ほどちよつと言ひましたけれども、やはりこの石油業界をほかの品物、ほかの商品と同じように自由競争に民間に任せつ放しで果たしていいかと。何かあつたときに、次のショックが来たときに果たして供給がスムーズにいくか、その他またいろいろ不安な問題も考えられますけれども

も、いつまで自由競争に任しておけるのかという基本的なことなんですね。ですから石油税云々の前に、儲蓄の話は先ほどからずいぶん出ておりましたけれども、それもまた大切だと思ふんで、けれども、この業界そのものが非常にゆがんでいふといふか、少なくともほかの業界と比べてはまだそれほどしつかりしてないところが多いですから、そこでお聞きするんですよ。要するに、石油業界の体質をさらに強化させる方向にのみ行政指導が行く、それだけで十分なのか、それとも、石油そのものがもう民間に任しておく時代は過ぎつたところと、別の言葉で言へばこれはもう少し国がコントロールしなきゃいけないんで、自由競争に耐え得ないままの業界の体質を考えると、ただの行政指導で果たしていいかどうか。あと何年それがもつのか、あるいは何年後にはもう少しこれはこういふ方向でとか、そういう基本的なことがないか、このまま野放しで自由競争やらせることがぼくは決して今後の石油供給を確保しないか、こう思ふんですが、どんなものですか。

○説明員(箕輪哲君) いまの御指摘は非常に基本的な問題であると思ひます。ただ御存じのとおり、石油の安定供給の確保ということは日本の経済社会にとりまして、これは民生用も含めてございまして、至る命令であることは間違いないところでございまして、一つの考え方として、インフレであつて、それ以降のいわゆるダウンスプリム、製品段階については自由な競争をさせておくのがむしろ国全体の利益からいって望ましいのであるという考え方もあると思ひます。従来はそういう態勢でやつてきておるわけでございまして、ただ、いま先生御指摘のように、基本的なエネルギーであるだけに、いわゆる野放しでいいのかというところになりますと、そうではございませう。具体的には石油販売法というものがございまして、揮発油の販売法につきましては先ほどから御説明のあります揮発油販売法というものがござい

いまして、いろいろな制約が公共的な観点から加えられておるわけでございます。したがういまして、完全に野放しの自由競争をさせているというのが現状ではないというふうに私も理解しております。ただおっしゃる通りに、国全体として安定供給の確保を図ることから申しますれば、原油の確保ということがまさに第一のポイントであると思ひますし、それから、流通市場におきます混乱というものがやがて安定供給の確保の上に望ましいことかといふと、残念ながら日本はメジャーから原油の供給を受けている量というものが大体七割ぐらいでございますが、メジャーに対して供給の魅力といひますが、そういうものを与えておくといふことも安定供給確保上必要なことであるといふ見方もあるのではないかとと思ひます。したがういまして、安定した流通であるというのが望ましいことは申すまでもないわけだと思ひます。したがういまして、先ほど申し上げましたように、すでに日本の石油そのものにつきましては野放しの状態ではない、いろいろな規制がかかっているんだといふことを前提にして考へて、さらに政策的に何か国がどうこうする必要があるのかどうかといふところが問題なのではないかといふふうに考へております。

○野末陳平君 いや、まあそれは基本的にはそうなんだけれども、じゃあ、果たして野放しの状態でないといふけれども本当かな。きょうはやらなければ、そんな簡単に考へていて果たしていいのかね。

流通市場の混乱と、もう一つ原油の確保と両方の問題ごちやごちやに話しておりますから、まあそういうお答えになるのが当然と思ひます。しかし、野放しでないと申したって、たとえば円高になつたんでもうどんどん油を買ってくるわけだ、販売能力もないところが、で、どんどんつく。まあそこら辺だつて、どうなのか、規制がかかつていないのかね。おかしいな。

大体基本的にそちらのお考えはわかりました。ですからそれを通産省の石油政策というふうに考へて、ぼくはガソリンの問題を例にとりながらやりましたけれども、まだ何回か機会がありますから質問をさせてもらいたいと思ひます。

ところで、漠然とした話になりますけれども、一時のオイルショックのときはもう非常に、節約というよりも通産省が音頭を取つて夜のテレビをやめさせるような話になつたり、ネオンを消すとかガソリンスタンドはとかいろいろありましたけれども、あれはどうなりました。あれはもう全く何も考えずにやつていいわけですか、これからは。

○政府委員(大永勇作君) 大型のネオンの自粛でございまして、それから休日におきますガソリンスタンドの営業の自粛等々につきましては、やめておるわけではございせんが、従来に引き続いて実施しておるわけではございせんが、ただ最近の、ごく最近におきます石油の需給の実勢からいまして、若干その遵守率といひますが、これが落ちておるといふことは御指摘のとおりであると思ひます。

それで、それじゃどうするかといふことでございまして、現段階におきます石油の需給の状況あるいは景気の動向等々から総合的に判断いたしますと、こういうたネオンの規制でありますとかガソリンスタンドの休日自粛というふうなことにつきまして、現在のペースをさらに強化するといふふうなことに力を注ぐのではなくて、むしろ石油の消費の合理化を図つていく。たとえば産業につきましては省エネルギー型の設備投資をしていく、それから住宅につきましては断熱材の利用の促進を図つていく、それからエネルギー消費機器につきましてはエネルギー消費効率の向上を図るような基準を設けていくといふふうな、前向きといひますか、エネルギー消費の合理化を図つていくといふことに当面重点を置くべきであらうと思ひまして、現在これらに關します法律につきましても、今国会に提出すべく検討を進めておるといふような状況でございます。

○野末陳平君 そうですね。やはりそれをやらないと、少々テレビ消したりネオン消したつて大した節約にもならないと思ひますけれどもね。それをやると同時に、ぼくが言うのは、あんな鳴り物入りでやつたのがもういまは、確かにそれほど差し迫つた問題じゃないかもしれないけれども、あれつきりにしちゃうのもまずいんで、今後どうなんですかね、日本ほど石油がないのに乱費しているところはないわけですから。通産省が、せっかくあそこまで緊縮が盛り上がったときに大騒ぎして、もういまはほかの方がいいんだと。遵守されてないやつを言うけれども、だれも守つてないよ、遵守率が落ちたとかそんなじゃない、全くだれも忘れてる。

それは日本人全体もいけないことだけれども、やっぱり石油を扱っている通産省が何となくゆるふんになつちやうのもまずいんで、ここはやっぱり浪費癖を改めるためにはやるべきじゃないかと思ひます。だから消費の合理化が一番いいこととすし、それから経済成長の問題もありまして、いろいろ複雑にあると思ひますけれども、一般の国民に対してはやはり節約ムードで、何といひますか、もつと石油、油の重要性を行政ペースでやらなきゃだめじゃないかと思ひますが、それをまたやらなくとも一騒ぎ起きるんじゃないかと心配することがいっぱいあるので、わりとのおんびりしているなあという気がするんですよ。

ですからぼくは、需給の問題とかそれから産油国の問題とか幾つもあるし、代替エネルギーの問題もあるし、それはこの問題はお金もかかるし時間もかかるし、対策と言つても一つ二つじゃ済まないのはわかつていますから、むずかしいのは。しかしやっぱり最後は、アメリカじゃないけれども、油があつても節約をしようといふふうに行政府ペースで強力に呼びかけて、国民も自覚する。日本はそこへいくと全然ないわけですね。これをほつておいていいのかというのがやはりもう一つ頭にひつかかる。だから石油税で、この金どうするといふことも議論としては大事だけれども、そればかりやつていて、次のショックに備えるためにはそれで十分かどうか、備蓄で十分かどうか、そう

いうことを考へるんです。だから簡単なことなんでも、ああいう自粛、規制をちよつとやつて、もうのど元過ぎれば、お役所も忘れちゃつてゐる。国民はもつとはつきり言つて忘れっぽい。だから、まあほどほどなんだというふうな、そう思つてないかもしれないけれども、現実にはやつぱりそうですね。世界のどの国から見ても異常です。日本の油の使い方は、節約ムードすら全然ない。やはりここらで音頭をとつてきちつとやるのが大事だと思ひますが、消費の合理化だけではないのかどうか。それ最後にしまして、次にもつとおもしろいことをやりますよ。おもしろいことと言ふと語弊がありますけれども、やはりこれが非常に重大な業界の問題だといふことを、ぼくはそれを言ひたいですよ。少しのんびりし過ぎているような気がしてしょうがないんだ。まあ最後に節約問題について一言。

○政府委員(大永勇作君) 節約問題につきましては御指摘のとおりでございまして、まあむだを省くといふことは、これはエネルギーの、石油の大部分を輸入しております日本にとりましては非常に大事なことであると思つております。まあいまのような不況なときに余りけちけちしたことを言うことがどうかといふふうなムードも若干ないわけではないわけではございまして、まあ先生のいまのお言葉を激励の言葉といふふうにと受けとめまして、今後ともエネルギーの節約につきましても、合理化だけではなくて節約につきましても努力をしてまいりたいといふふうに存じております。

○野末陳平君 結構です。

○委員長(嶋崎均君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

次回は四月十一日午前十時開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時十四分散會